

決算審査特別委員会記録

令和7年 第3回議会（ 定例会 ・臨時会）（開会中・ 休会中 ・閉会中）			
会議日時	令和7年9月10日 午前9時30分開会 令和7年9月12日 午前10時15分閉会		
場 所	各種委員会室		
出席者数	委員定数9名中 10日9名、11日9名、12日9名出席		
出席人員	熊木 恵子	石川 康弘	湯本 要
	西股 裕司	星 真希	佐藤 妙子
	細川美喜男	高橋 修平	家塚 雅人
上記以外の出席者	側瀬 敏彦		
欠席人員	0名		
説明のため 出席した者	各課長以下		
付議事件	・ 令和6年度各会計決算認定について ・ 令和6年度南幌町病院事業会計決算認定について ・ 令和6年度南幌町下水道事業会計決算認定について		
傍聴者	10日1名、11日0名、12日0名		
会議の概要	別紙のとおり		

上記記録は事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

決算審査特別委員長

決算審査特別委員会会議録

(1日目 R7.9.10 9:30~15:42)

議会事務局長 それでは、ただいまより令和6年度会計決算審査特別委員会を開会いたします。開会にあたりまして、家塚委員長より御挨拶をお願いいたします。

家塚委員長 改めましておはようございます。このたび決算審査特別委員長を仰せつかりました家塚でございます。何分不慣れでございますが、皆さんの御協力をいただき、円滑な議事進行に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、第3回定例会において本決算審査特別委員会が設置され、認定第1号令和6年度各会計決算認定について、認定第2号 令和6年度南幌町病院事業会計決算認定について、認定第3号 令和6年度南幌町下水道事業会計決算認定についての3議案が審査付託されております。決算審査特別委員会の日程は本日9月10日、11日、12日の3日間の日程で、別紙審査順序のとおり順次審査を行ってまいります。各委員、説明員に申し上げます。委員が質問を行う場合には挙手をして、委員長の許可を受け、議席番号、氏名を告げてから発言してください。また、質問事項については、決算書などのページを示し、要点を簡潔明瞭に発言してください。説明員が答弁する場合には、委員長の許可を受け、職名を告げてから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。私語は慎むようお願いをいたします。なお、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、各委員におきましても御協力をお願いいたします。傍聴者にもお願いをいたします。私語や談笑などを慎み、委員会の運営に支障を来さぬよう傍聴規則を遵守して傍聴されますようお願いをいたします。本日の出席人員は9名全員であります。それでは直ちに会議を開会いたします。

審査順序の1番目、第1款議会費について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

議会事務局長 それでは、1款議会費を説明いたします。決算書30ページをごらんください。あわせまして決算資料2ページ、主要成果説明書の上段、議会運営をごらん願います。

1款1項1目議会費、支出済額5,159万9,060円。右側の備考欄をごらんください。議会運営経費では、議員11名の議員報酬、期末手当、旅費、政務活動費交付金に係る経費、議会だより発行に係る経費など、5,075万5,470円を執行しています。

次に、決算書31ページ上段、事務局経費では、会議録作成支援システム保守委託料など事務局に係る経費として、84万3,590円を執行しています。以上です。

家塚委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。次に、審査順序の2番目、第2款総務費について審査を行います。同時審査として、ふれあい館管理費の説明についてもあわせてお願いいたします。

総務課長 それでは総務費の説明を行います。総務費に係る主要施策につきまして

は、成果説明書の2ページから5ページにかけて記載をしておりますので、あわせてごらん願います。決算書31ページ中段になります。

2款1項1目一般管理費、支出済額1億711万3,370円。ここでは、一般管理経費として、委員報酬、会計年度任用職員一般事務報酬、旅費、町長交際費、消耗品費、通信運搬費、顧問弁護士、職員健康診査、財務書類作成業務委託料や空知町村会負担金などの経費、2,148万9,847円を執行しています。

次に、電算機器管理運営経費として、消耗品費、通信運搬費、情報系及び基幹系システム保守、町例規類集データベース年間更新、社会保障・税番号制度システム整備の委託、電算機器の借上、電算機器管理用備品購入などの経費、6,968万6,320円を執行しています。

次に、職員研修事業として、職員特別旅費、内閣府への職員1名派遣に伴う住宅借上料など、職員研修の経費として、364万303円を執行しています。

次に、地方公共団体情報システム標準化対応事業として、国が策定する標準化仕様に準拠した各種システム移行に係る委託料、1,229万6,900円を執行しています。

次に、2目文書広報費、支出済額453万1,588円。広報・広聴活動事業として、広報なんぼろ発行に係る経費、町ホームページ管理運用経費などを執行しています。次ページにまいります。

3目財産管理費、支出済額3億2,721万2,402円。ここでは、庁舎等管理経費として、次ページにかけまして、役場庁舎の管理に係る経費、3,127万4,419円を執行しています。

次に、37ページ中段から次ページにかけまして、公用車管理経費として、公用車並びに町有バス等の運行管理に係る経費、1,228万6,302円を執行しています。

次に、38ページ上段から次ページにかけまして、財産管理経費として、町有財産に係る修繕、火災保険などの管理経費、各種基金の積立金など、2億8,363万1,041円を執行しています。

次に、指定管理者制度推進事業として、全47施設の指定管理について、学識経験者を含めた選定委員会の開催経費として、2万640円を執行しています。以上です。

まちづくり課長　　続きまして39ページ下段になります。あわせて、成果説明書は2ページ中段をごらんください。

4目企画振興費、支出済額1億5,714万8,852円。移住促進事業では、本町への移住促進とみどり野団地の販売促進を図るため、移住体験事業及び北海道移住相談会などイベント出展の経費、北海道が実施するUIJターン新規就業支援事業における南幌町UIJターン支援金など、241万6,155円を執行しています。なお、本町での生活体験を通じて、住環境などの良さを感じていただくことを目的として整備した移住体験住宅2棟の令和6年度の移住体験事業の参加実績は28組、93人の受け入れとなっています。

次に決算書40ページ中段、成果説明書は2ページ下段になります。みどり野団地等販売管理事業では、北海道住宅供給公社の販売施策と連動した、みどり野団地販売

促進事業及びきた住まいるヴィレッジ事業の経費、公社管理用地草刈業務委託料などの経費として、1,229万9,816円を執行しています。なお、令和6年度のみどり野団地の分譲実績につきましては107区画、うち、きた住まいるヴィレッジが6区画となっています。

次に、成果説明書は3ページ上段になります。生活路線等交通対策事業では、次ページにかけまして、オンデマンド交通あいる一との運行に係る経費、夕鉄バス路線に係る生活交通確保対策負担金、地域公共交通計画策定に伴う南幌町地域公共交通活性化協議会負担金など、2,346万6,018円を執行しています。また、令和6年度のあいる一との運行実績は、運行日数243日、利用者数11,409人、1日平均47人となっています。

次に、決算書41ページ下段、姉妹町交流事業では、姉妹町熊本県多良木町との表敬訪問、物産交流に係る経費として、姉妹町交流推進委員会交付金213万6,700円を執行しています。なお、児童交流事業については8月2日から8月5日に南幌町から小学6年生10名が派遣され、2月1日から2月4日には、多良木町から小学6年生10名を受け入れております。

次に、企画振興経費では、次ページにかけまして、南空知ふるさと市町村圏組合負担金及び空知地域創生協議会負担金など、220万8,139円を執行しています。

次に決算書42ページ中段、協働まちづくり推進事業では、まちづくり活動支援会議委員報酬及びまちづくり活動支援事業補助金として、258万6,800円を執行しています。なお、令和6年度の補助金交付実績は9団体となっております。

次に、成果説明書は3ページ下段になります。学生支援推進事業では、江別市内の4大学や自治体などで構成される学生地域定着支援推進協議会負担金として、21万2,000円を執行しています。なお、令和6年度の江別市内の学生が参加した本町の事業実績は7事業、延べ25人となっております。

次に、成果説明書は4ページ上段になります。子育て世代住宅建築費助成事業では、子育て世代の移住定住を促進するため、住宅建築費に対して最大200万円を助成する経費として、6,250万円を執行しています。なお、令和6年度の助成金の実績は認定申請98件、交付決定57件となっています。

次に、決算書43ページ上段、総合戦略策定事業では、地方創生推進会議に係る委員報酬などの費用、策定支援委託業務に係る費用、総合戦略冊子印刷費用として、607万1,288円を執行しています。なお、策定に係る地方創生推進会議は3回開催しております。

次に、高度無線環境整備推進事業では、公設民営による光ファイバ設備の維持管理費や、支障移転工事費などの経費として、614万6,606円を執行しています。なお、令和6年度末の整備路線に係る光回線加入者は208件となっています。

次に、観光周遊策推進事業では、カントリーサイン実施設計業務などに係る経費として、111万4,953円を執行しています。

次に、決算書44ページ上段、地域おこし協力隊設置事業では、本町への移住・定住を促進するため、移住観光情報の発信などのプロモーション活動をはじめ、移住体験住宅の管理運営や体験プログラムの企画に取り組む地域おこし協力隊員1名の設

置、活動経費として、616万9,682円を執行しています。

次に、成果説明書は4ページ中段になります。子ども室内遊戯施設管理経費では、子ども室内遊戯施設はれっばの指定管理委託料等として、2,982万695円を執行しています。なお、令和6年度の来館者数は18万3,335人、そのうち、きゃべっちパーク利用者数は122,912人となっています。次に、44ページ下段をごらんください。

5目企業誘致推進費、支出済額171万4,452円。企業誘致推進事業では、次ページにかけまして、南幌流通団地整備にあわせた企業立地セミナーへの参加、誘致有力企業への訪問、情報収集・広告宣伝活動、南幌流通団地パンフレット及びチラシの印刷に係る経費などを執行しています。以上です。

総務課長 次に、決算書45ページの中段になります。

6目公平委員会費、支出済額2万600円。公平委員3名分の報酬を執行しています。以上です。

住民課長 続きまして、決算書は45ページ下段、あわせて成果説明書4ページの下段をごらんください。

7目交通安全対策費、支出済額879万689円。交通安全対策推進事業では、交通安全推進及び指導員設置に係る経費、交通安全活動経費、高齢者運転免許証自主返納支援事業委託料、交通安全運動推進協議会への補助金などを執行しています。46ページ、備考欄、下段、17節備品購入費では、交通安全指導車更新により、366万6,940円を執行しております。以上です。

総務課長 次に46ページ下段、8目防災諸費、支出済額1,083万9,649円。防災対策事業として、次ページにかけまして、防災訓練講師謝礼、食料品、寝袋、非常用トイレなど16品目の備蓄用消耗品の購入、防災行政無線に係る保守点検、全国瞬時警報システム保守及び改修、洪水ハザードマップ作成業務委託料、電波使用料などの経費を執行しています。

次に、9目職員給与費、支出済額7億9,432万4,513円。次ページにかけて、職員給与費として、特別職及び一般職、会計年度任用職員あわせまして98名分の給料、各種職員手当、共済費を執行しています。

次に、10目諸費、支出済額1,085万6,099円。次ページにかけまして、防犯対策推進事業として、行政区等における街路灯などの設置、維持・管理に係る経費、生活安全推進協議会の補助など、238万2,675円を執行しています。

次に、行政区長活動経費として、全20名の行政区長・町内会長への報酬及び費用弁償、191万5,158円を執行しています。

次に、総合賠償補償経費として、全国町村会総合賠償補償保険料53万2,200円を執行しています。次ページにかけて、諸経費として、各種団体等への負担金・補助金、15万8,550円を執行しています。

次に、名誉町民町葬執行委員会交付金事業として、名誉町民故小川松藏氏の町葬執行に係る交付金、586万7,516円を執行しています。以上です。

まちづくり課長 続きまして、50ページ上段をごらんください。

11目総合計画費、支出済額4万300円。行政評価システム事業では、行政評価

委員会の開催に伴う委員報酬を執行しています。以上です。

税務課長 続きまして50ページ中段、2項1目税務総務費、支出済額2万1,636円。税務総務経費として、固定資産評価審査委員会の開催に伴う委員の報酬及び費用弁償を執行しています。

次に、2目賦課徴収費、支出済額1,413万4,756円。町税等徴収業務事業として、町税の徴収、収納管理業務全般に要する経費として、2万5,454円を執行しています。

次に、租税教育事業として、小学校5年生を対象とした標語コンクールの記念品として、2万1,478円を執行しています。

次に、賦課徴収経費として、町税の賦課徴収業務に要する経費として、1,408万7,824円を執行しています。22節償還金利子及び割引料で、過年度還付金及び加算金として、個人及び法人の申告による還付金を支出していますが、法人の申告による還付金の不足分を予備費より98万9,000円を充当しています。以上です。

住民課長 決算書は52ページの中段になります。あわせて成果説明書5ページをごらんください。

3項1目戸籍住民基本台帳費、支出済額3,321万334円。戸籍住民経費では、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録に係る事務、パスポート交付事務、マイナンバーカード関連事務に係る経費を執行しています。なお、次ページ備考欄、12節委託料では、法改正に伴い、戸籍に振り仮名を記載するための戸籍総合システム、住民基本台帳システム並びにコンビニ交付システムの改修業務経費を、全額国の補助を受け実施しています。マイナンバーカードの交付実績は、令和6年度交付枚数760枚、保有率85.8%となっております。下段、窓口スマート化導入事業では、令和7年2月3日からサービスを開始した、窓口支援システム並びにキャッシュレス決済システムに係る導入経費、500万5,147円を国のデジタル田園都市国家構想交付金の補助を受け実施しております。以上です。

総務課長 続きまして、54ページ中段です。

4項1目選挙管理委員会費、支出済額5万7,564円。委員4名分の報酬及び費用弁償などを執行しています。

次に、2目町長選挙費、支出済額252万6,726円。次ページにかけまして、昨年9月8日に執行された町長選挙に係る経費を執行しています。

次に、3目衆議院議員選挙費、支出済額826万2,144円。次ページにかけまして、昨年10月27日に執行された衆議院議員選挙に係る経費を執行しています。以上です。

まちづくり課長 続きまして、56ページ中段をごらんください。

5項1目統計調査費、支出済額66万3,125円。統計調査経費では、次ページにかけまして、法定統計調査として毎年度実施される学校基本調査及び経済センサスのほか、周期的に実施される農林業センサスに係る経費を執行しています。以上です。

議会事務局長 同じく下段をごらんください。

6項1目監査委員費、支出済額121万8,772円。監査委員運営経費では、監査委員2名の報酬、旅費、会議負担金を執行しています。2款総務費については以上

です。

総務課長 続きます、同時審査科目の説明を行います。決算書につきましては、90ページになります。なお、成果説明書につきましては16ページになります。

決算書90ページ上段、5款1項6目ふれあい館管理費、支出済額1,470万3,733円。ふれあい館管理経費として、管理清掃業務に係る2名分の委託経費をはじめ、管理運営に必要な一連の経費及び施設の空調・換気設備設置工事に係る経費を執行しています。以上で説明を終わります。

家塚委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。

星委員 成果説明書4ページになりますが、高齢者運転免許自主返納支援について、利用率、利用者、多分75%だと思うんですけども、全く使用されていない方とか、全部使用されている方とか、平均して1人何枚程度が使用されているかなどを把握しているようであれば、教えていただきたいです。

住民課長補佐（環境交通担当） ただいまの御質問にお答えいたします。まず、高齢者運転免許証自主返納支援事業の利用率についてお答えさせていただきますが、令和6年度の当該事業の利用者につきましては、全部で89人が交付を受けています。その方には、24枚つづりの利用券を1冊交付しております。この利用券を令和6年度中に利用された枚数は、全部で1,397枚の御利用がありました。全交付枚数が2,136枚になりますので、これを利用された枚数で割り返しますと、利用率が65.4%ということになります。よって、利用者の6割以上の方は利用されているという状況にあらうかと思えます。御質問でありました利用されている、全く利用されていない方の人数ですけれども、89名の交付した中で、令和6年度としましては、19名の方が全く利用されておりませんでした。以上になります。

星委員 ありがとうございます。19名利用されていない方ですけれども、状況としてはどのような状況として担当課で把握していらっしゃるのか。免許返納したということは足がないんですけれども、それでも担当課としては、そういう人たちは、移動には支障がない方たちと把握しているのかどうかということをお聞きしたいのと、あと3年間チケットを出すと思うんですけれども、3年後には移動手段は自分で交通費を出さなくてはいけない状況になると思うのですが、返納する年齢にもよりますが、割と早い段階で返納された方は、3年経っても病院行ったり、どこかに行ったりという移動はされると思うのですが、この3年間という期間に対して、担当課ではどのように考えているのか教えていただきたいです。

住民課長補佐（環境交通担当） まず、足がない方の移動手段ということですが、特に担当としましては、窓口で3年間利用券を交付させていただいていますけれども、その3年終了後の時に、再度延長してほしいとか、期間をもう少し延ばしてほしいというようなお声を特に多く聞いているという状況はございませんので、一応3年間交付というのは、適正な期間なのかなと認識しております。ただし、交通費の問題として、当然3年間終了しましたら自己負担ということになりますので、そういった部分では、自己負担が発生するという事になってしまいますが、あいる一とですとか、デマンドを活用していただいて、足を確保していただくという形で現状としては利用されているのかなと認識しております。以上です。

星委員 ハイヤーを乗る方では、やはりもう少し延長できないかなという、返納された年代にもよるんですけれども、割と早く返納された方は、もう少しあと何年かは移動するんだけどなという話は少しは聞くことはあります。

あと、もう1点質問したいんですけれども、この24枚は適正と考えているかどうか、お伺いしたいです。

住民課長補佐（環境交通担当） 先ほどの御質問で1点、利用されていない方の担当で把握しているかということですが、利用されていない方につきまして、こちらとしましては、特段その理由をお聞きしている、調査しているということは今までありませんので、正確に把握しているということはありません。チケットの利用券の枚数の24枚が適正かという部分ですけれども、先ほど89名利用者の中で、利用券を1年間で使い切っている方が15名、そして全部使い切ってはいませんが、20から23回、ほぼ1年間で使い切る方が同じく15名、約30名いらっしゃったということで、その方は、大体毎月利用されているのかなというところで、枚数的には現状としては適正ではないかと認識しております。以上です。

家塚委員長 ほかにありませんか。

熊木委員 4点質問したいんですけれども、最後にしようと思っていた高齢者免許返納支援事業が、今星委員が質問されたので関連して先にそれからしたいと思います。私のところにも、ハイヤー利用券を利用している方が高齢なので、すごく大事に使って、期限が切れてしまうというところで、延長してもらえないだろうかというようなことがありました。それで、担当課に相談してみてもというお話もしたんですけれども、3年間と決めているけれども、やはり考慮して、それはもう少し延ばすとかその人に応じてというか、そのようなきめ細かい対応が必要かと思うんですけれども、今、先ほど答弁もいろいろありましたけれども、その辺1点伺います。

それから次は、自衛隊の生活体験研修の参加人数が5名ということでしたけれども、これは昨年も同僚議員が一般質問をしています。それから私も予算委員会の中でも質問したんですが、職員からの要望はあるのかというところで、予算委員会の中では、職員がそれを希望しない場合は断ることができるのかと言ったらそれはできるというお話でしたけれども、そもそも自衛隊内の生活体験研修が地方公務員に有効なのか、意義があるのかというところでは私は大いに疑問を感じるんです。その辺職員間とか、例えば職員組合だとか、そういうところでもこの問題は話し合われてきたのかどうか、決算なのでちょっとそこを踏み込んでいくのであれですけれども、次年度以降も継続するというような答弁が町長の中からも出されていますので、この辺いま一度、立ち止まるというか、職員として地方公務員として、その研修の在り方というところで、ぜひ議論してほしいなと思うんですけれども、それ1点伺います。

その次は、広報の配布についてです。以前、議会報告懇談会の中でも何回か声が出されているんですけれども、班長さんとか当番で回ってきて、それを高齢だからというので、外してもらったりいろいろ町内会の中でも工夫はしているようなんですけれども、みんな高齢化してくると、断れないからやはり自分のところに当番が来てしまう。それで夏の間は何とか回っていくんだけど、冬になったら除雪のこともあって、なかなかその家のところに配布するのも大変だという声とかもあります。それで、

こういうところに対して、町で配るということはできないだろうかという声が懇談会の中でもあがりました。それで高齢化などで配布が困難な町内会とか、その班に対してどのような援助がされているのか、それを伺います。

それからもう一つ、はれっばの利用の中で、町外の団体の利用が66回ということ、町内が1団体ということだったんですけれども、ほかの町外の利用というのはどういう団体なのかということと、それから町内1団体というので、平日とかは、学校とかそれから幼稚園、保育園とか、そういう中での団体の利用ということが可能だと思うんですけれども、その辺を広げていくというお考えがないのかどうか。それから、来館者のアンケートも実施していて、それも読ませてもらったんですけれども、様々な意見が載っていました。このような中で、検証して改善するとかその辺につなげた議論というのはされているのかどうか、以上4点お願いします。

住民課長補佐（環境交通担当） まず、1点目の高齢者運転免許証自主返納支援事業の期限延長の件についてお答えいたします。3年間を延長してはということだったと思いますが、先ほどの御質問でも一部お答えさせていただきましたけれども、一応、3年間交付させていただいている利用者の方からは、窓口で交付する際に、新たに4年、5年間交付してほしいという強い要望とございますか、そういった声は今のところ多くは聞いておりませんので、現状としては、3年間という形で進めさせていきたいと思っておりますが、あと当然、町単独事業ですので、財源の問題もございますので、その辺は今後、町民の方の意見ももう少し聞き取った中で検討を進めていくような形で考えたいなと思っております。以上です。

総務係長 続いて、熊木委員の自衛隊内生活体験研修の御質問についてお答えいたします。まず、令和6年度については、職員5名が参加をしております。一応参加者職員からの報告も含め、有効な研修と捉えておりますので、次年度以降も継続して実施していく予定となっております。御質問の中で職員間の話し合いということがありましたが、職場全体での議論というのは特にございませぬ。また、地方公務員として適切かという部分については、昨年の決算審査特別委員会ですとか、今年の予算審査特別委員会でもお話をさせていただきましたが、目的として公務員に求められる自己規律の意識向上と、その重要性を本町20代の職員にも再認識してもらおうということをしております。また、身だしなみ、集団行動、健康管理、ハウレンソウと言われる報告連絡相談の確実な実施も身につけてもらいたいという目的設定でございますので、その点について情報収集を行って、令和元年度から実績もあるこちらの研修へ受け入れお願いをして実施をしているところでございます。以上です。

総務課長補佐（総務、広報・防災担当） 3点目の高齢化等による広報紙の配布困難な方への町内会の援助ということでお答えをさせていただきます。令和5年12月の区長会議の中で、稲穂町内会から高齢化により広報紙の配布が負担であるとの御意見がございました。その区長会議の中で、広報紙の配布について、他の会長さんから高齢者世帯は配布当番を免除し免除世帯が増えてきておりますが、今はその5、6世帯で当番を回して配布しているという御意見ですとか、広報紙は月に一回顔をあわせる機会となっております、コミュニケーションをとることができ、農家と非農家との接点がなくなることなど、また、町内会での別の配布物を広報紙と一緒に折り込むという

ことで、町内会での配布を残してほしいといった御意見があったことから、今も同じような形で町内会での配布をしてございますので、現在のところは、区長会議でもそういった高齢者に対する援助という御意見がなかったものですから、現状のままで援助は考えてはございません。以上です。

地域振興係長 はれっばの御質問にお答えさせていただきます。まず1点目が、団体利用、特に町外の団体はどのような団体かということで、こちらは幼稚園ですとか、保育園の遠足での利用というのがほとんどになります。そのほか、放課後児童デイの団体の利用も見られます。また、町内が令和6年度でいうと1団体ということで、今後平日の利用ということで学校、幼稚園、保育園の利用についての考えということなんですけれども、令和5年度から含めると、南幌町内のみどり野幼稚園ですとか、南幌養護学校の利用が複数回あります。また、施設開業の際には保育園も含めまして、施設の利用が可能であることは伝えておりますが、改めて平日の利用について進めたいと考えておりまして周知を図っていきたいと思います。

次の御質問ですが、アンケート調査の内容をどのように検証して、改善に反映させているかという内容ですが、行っているアンケートについては、南幌町と施設の代表事業者である大和リース、また、運営を担当しているオカモトの3者で2か月に1回定例の協議会を開催しておりますので、その中で結果を共有し検証しております。改善が必要なものは随時改善を行っているんですけれども、具体的に言いますと、前回のアンケート調査の中で複数個意見がありました、トイレの個室で便座を清掃する消毒ディスペンサーを設置してほしいという意見。また、きゃべっちパークエリアの中のトイレの個室に赤ちゃんを座らせておくベビーキープを設置してほしいという2つの意見が複数個ありまして、どちらも今年の6月から7月にかけて設置し対応しております。以上であります。

熊木委員 最初の自衛隊の、職員では話し合っていないということだったんですけれども、それと自衛隊内の生活体験というか、そういう中で、より具体的に昨年は資料の中で、ものすごい体験をしているなど私は思ったんですけれども、そういうことが本当に今後の公務員としての役割とかそういう中に、役立つと本当に思っているのでしょうか。その辺はちょっと見解が違うかもしれないんですけれども、いろいろこう実習したり、研修するところは自衛隊以外でももっとあるのではないかなと思うんですけれども、その辺の選択肢を考えるべきではないかなと思います。今、小学校、中学校とかも自衛隊のそういう体験というのが各地で問題になっていて、それを子どもたちにそういうことをさせていいのかということで反対運動とかいろいろなことも起きています。そういうことを考えると、全ての自治体で取り組んでいるわけではないので、そのところに南幌町が毎年取り組んでいくということでは、一度考える必要があるかなと思いますので、再度伺います。

それから、広報の配布について答弁がありました。工夫してというのは、いろいろところで工夫されて、高齢の方は免除するということも確かにあるかなと思うんですけれども、構成している町内会の班の方ほとんどが高齢者というところで、なかなか歩いて配布するのも隣近所に3軒だったら配布できるけれども、もう少し離れたところがなかなか配達できないとか、いろいろあるかなと思います。現に私も今、町内会の

配布当番でやって月に1回ですけれども、現在は車があるから届けることができるんだけれども、果たして車がなくなったときに配布できるかなというような不安もありますし、辺りを見回した時に、次に変わる人がどなたかいるかというようなことって、自分も体験していますし、皆さんそういうことを考えているかと思うんです。だからそういう意味では、もう少し意見を聞いて、工夫してやっている町内会は確かにあるんですけれども、なかなかそれができなくなっていくという実態もあると思うので、その辺は今後起こることということを考えて、検討をぜひお願いしたいと思います。

それから団体利用の件で、みどり野幼稚園とか養護学校というのがあったということで、昨年度の決算なので、今年はもう少し回数が増えているのかなと思って期待はしているんですけれども、せっかくのはれっぱが、依然として町外9割、町内1割という利用状況になっているということを見ると、せめてこの団体の利用というところをもう少し広げて、町内の方に利用してもらおうということをもっと少し宣伝していったほうがいいのではないかと思います。アンケートについていろいろ意見出されたことを検証したり、改善に向けてやっているということだったので、引き続きお願いしたいですし、私のところに、はれっぱに来て感想というか、こういうところが危ないという電話をくれた方も何人かいらっしゃるんですよ。それは、はれっぱにも直接言ってみてくださいと返しながらいるんですけれども、中にはやはりアンケートの中にもありましたけれども、保護者が室内で滑り台とか連れている時に、全く子どもを見ないでスマホをいじっていたり、あと、お母さん同士でお話をしていて、子どもに目が届かないとか、あと、室内の遊戯場の中で危険なところがあるというような声で、あれはもう事故が起きた時に遅いのではないかなというような体験された方から電話とかあったんですよ。そういうことを考えると、いろいろ今指定管理でやってもらっていますけれども、もう少し、細かく見ていきながら、今後につなげてほしいと思います。

あと、高齢者のハイヤー利用券のことで、3年間ということ、先ほど財政の措置というか、そういう財政の予算を組んでやっているということだと思っておりますけれども、使い残った場合に、もう少し延長してほしいんだということがあまりなかったとお聞きしたんですけれども、やはり期限が切れてしまったらもう駄目だと思っている方も多いいと思います。それから、年間枚数24枚をやはり大事に使うというのは、高齢者なら本当にそうだと思います。だからそういうところに一度財政ということで予算を組んでやったものが、予算を計上しているのですからそれがちょっと延ばすということになっても、私は問題ないのではないかなと思っておりますけれども、その辺の配慮はもう少しできないのか伺います。

総務係長 1点目、自衛隊の生活体験研修の御質問についてですが、職場内の職員全体での議論はしておりませんが、20代の参加してもらいたい職員に、趣旨・目的を説明した上で、快く全職員参加をいただいております。また、参加した職員の報告を見ても、自衛隊としての自衛隊研修ですので、それなりの訓練はありますが、その結果として団体での行動の大切さですとか、報告・連絡・相談が徹底されている内容ですとか、職場内の士気を高めるような明るい雰囲気という部分も勉強になったということで報告を受けておりますので、町としては、適切な研修であると認識をして

実施しております。以上です。

総務課長補佐（総務、広報・防災担当） 今後の高齢者に対する広報配布については、区長会議等で御意見等が出てきた際、再度議論はして行って今後検討していきたいと思っております。以上です。

住民課長補佐（環境交通担当） 高齢者免許返納支援事業の利用券の延長の関係ですけれども、先ほど申し上げましたが、3年間で切れてしまうということを現状としてはなっております。また利用者の方から、窓口ですとか、偶数月に一度臨時返納窓口も開催しております。その手続きの際とかにも意見をお聞きしながら、町として延長が可能かどうかということを含め、今後検討してまいりたいと考えております。

家塚委員長 熊木さんいいですか。先ほどの質問で、はれっぱの団体利用の関係は答弁なかったんですが、要望ということでの発言でしたか。

熊木委員 要望でした。

地域振興係長 今年度の町内の利用団体数ですけれども、現段階で押さえておりません、申し訳ございません。いただいた意見で町内の町民の方の利用の拡大ということで、町内団体の利用の促進についても今後進めていけるように行っていきたいと思っております。また、施設の中での利用のマナーというか、保護者が見守っていない場合があるというところで、指定管理者とも共有しまして、対応については考えていきたいと思っております。以上です。

熊木委員 1点だけ、高齢者のハイヤー券のことですけれども、3年間の期限がありますよね。それを忘れている方とかそういう方もいるかと思うので、例えばその1か月前とか一定の期間のところ、そろそろ期限が切れますというような、人数そんなにまだ多くないので、それぐらいのアナウンスというのはできるのではないかなと思うんですけれども、その辺の改善はどうでしょうか。

住民課長補佐（環境交通担当） 3年間の毎年、最初に申請した方は次の1年、あと2回目、そして、さらに1年後の3回目ということで3年間交付しております。その申請の際に、利用者の方に1年間という有効期限になっているということを強くですね、お伝えして、1年間の中で何とか使い切っていただくということのアナウンスを手続きの際にもきちんと説明をさせていただいて、利用を促すような形で今後は進めてまいりたいと思っております。以上です。

家塚委員長 ほかにございませんか。

西股委員 成果説明書の3ページ、オンデマンド交通のイベント運行の関係についてお聞きしたいと思います。昨年度からイベント運行ということでやられているんですけれども、その中で相乗りというのはどのくらいあったのでしょうか。利用者34名の中でどのくらい相乗りされていたのかということと、あわせまして、どの辺からの利用というのが多かったのか、地域ですね。それと、運行回数等を見ると利用者が少ない場合というのは、あいる一とを動かす必要があったのかなと少し感じるんですけれども、そういう時は例えばハイヤーなり、また何か違う形というのを今後も検討していけないのかなというところを、ちょっと考え方をお聞きしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それと2つ目ですが、成果説明書の5ページ、マイナンバーカードの普及状況と今

後の普及についての考えですが、最近いろいろなところの情報を見ていくと、マイナカードの中で空き容量領域というのがあって、それで町のほうでもいろいろな形で利用できる可能性があるというのが出てきております。そういうのを踏まえた中で、今決算なんですけれども、今普及が南幌町の場合結構高いんですけれども、今後もっとやはり増やしていかなければならないといった時には、そういうことも念頭に入れて進めていかないとならないのではないかなと思うんですけれども、そういうところの全体的な流れの中で、今後どのように考えていくのかということをお聞かせ願えればと思います。よろしくお願ひいたします。

企画係長 まず、あいる一とのイベント運行について御質問いただいた点についてお答えさせていただきます。イベント運行での相乗りの状況ですけれども、イベント運行で21回運行がありまして、そのうち乗り合いがあったのが6回ということで、大体28.6%が乗り合いのあった割合となっております。また、地域の利用数、利用された方の行政区などについてですけれども、最も多かったのが東町で12人、次が稲穂で8人、その次に北町で6人、三重で4人、9区で2人、14区で1人、8区で1人、計34名となっております。

次の利用者が少ない場合の運行の方法についてですけれども、イベントの運行につきましては、事業者の方と毎回どのように行っていくかというのを協議しながらやっているというところもあります。また、ハイヤーを動かす場合そちらの運行にも影響が出るということもありますので、今後も事業者の方とどのような形でイベントを運行するかというのを話し合いながら実施していきたいと考えております。以上です。

デジタル推進係長 2点目のマイナンバーカードの普及の中の空き領域の活用について回答いたします。西股委員おっしゃられたように、マイナンバーカードについて空き領域ありまして、地方自治体ですとか、あと民間事業者のほうでも利用が可能な領域となっております。活用事例については、分野問わず非常に多岐にわたっております。また、南幌町のDX推進計画においても、取組の一つとして、利活用の推進をうたっております。現状としましては、各自治体等の活用事例等の調査ですとか、情報収集にとどまっている現状となっております。今後におきましては、住民のニーズに合うものを選んだりですとか、例えばその空き領域にアプリを導入したり、運用していくとなった場合は、コストがかかってくる部分もありますので、本町の運営に効果的になるようなサービスについて、引き続き検討を続けていきたいと考えております。以上です。

西股委員 イベント運行の関係ですけれども、今どの辺からといったら割と近い地区から乗られているのかなと。ですから、郊外の方よりも市街地の方の利用というのが多いみたいなんですよね。そうなってくると、それと相乗りが6件あるということになってくるのであれば、あえてデマンドを動かさなくても、違う形というのはハイヤーだとか、そういう中でも支援できるような体制ができるのかなというのはあるんですけれども、そういうことも考えていいかなと思うのですが、その辺を今後どのように検討していくのかなと思うのですが、やはり今回見ていくと、これ大した金額ではないんですけれども10万くらいの経費はかかっているんですけれども、ハイヤーのほうが少ないかなというようにも思いますので、そういうところ十分検討の値があるかな

と思うので、お願いしたいと思います。

それと、先ほどのマイナカードですが、これから普及させるためには、やはり何か付加価値付けないとなかなかこう入っていかないのかなと思うので、やはり普及を広げていく上では、空き領域をうまく活用していくということは必要だと思うので、十分検討をできるかなと思っております。これから私たちもちょっといろいろ検討していきたいなということで、いろいろな町を見に行きたいなというのも計画しているんですけども、そういうので地域の活性化にもつながるとい部分もありますので、それもあわせて取り組んでいただければなと思うのですが、栗山はちょっと違うのかな。栗山今回何かお金とか地域マネーをやっているんですけど、それも、こういうものを利用してやれるという部分も出てくるかなと思いますので、その辺、一気にこう膨らむということも難しい話なので、どこまでできるかは不明ですけども、やはり取組の形をどんどん出していただければなと思うのですが、その辺で新たな考え方というのはまた別角度でありますか。

まちづくり課長補佐（企画・デジタル推進担当） マイナンバーカードの関係におきましては、栗山町はもともとあったものに、今回国の重点交付金を充てまして、また勢いづかせようというものでございます。やはりなかなかそういう財源がないとですね、進んでいかないなということがございますので、今委員おっしゃったように、いろいろな先進地ですとか、こちらも調査などいたしますので、そういった本町に合ったものがあれば、検討していきたいと考えております。以上です。

家塚委員長 ほかにありませんか。

石川委員 私から1点だけ。成果説明書の中での4ページ、高度無線環境整備推進事業ということで、光ファイバの支障移転工事として380万かかっていたりとか、もろもろで450万からの決算額が出ていますが、実際支障移転という工事はどんなケースを指して行っておられたのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

デジタル推進係長 ただいま石川委員から質問のありました、支障移転工事等の内容についてお答えします。まず、支障移転工事全体につきましては、基本的に例えばNTTですとか北電とか電柱の所有者のほうから、ちょっと例がいくつかあるんですけども、一番多いところでいきますと、例えば電柱が古くなったので更新しますとなった場合に、その電柱に町が所有する光ケーブルを現状掛けさせていただいた場合、電柱更新に伴って光ケーブルも一旦外して張り直しが必要になります。工事自体はNTTとかそういったところが行うんですけども、光ケーブルについては町の所有物になりますので、そちらの移転に係る費用は町がNTTに対して支払うものになります。その中の、また補償工事分というのがあるんですけども、この補償工事というのが、例えば道とか国の事業に伴って光ケーブルの移転が生じる必要があった場合に、工事費は一旦町で支払うんですけども、その工事費相当分を国や道から補償していただくものになります。一応具体的な内容としましては、令和6年度は補償工事2件あったんですけども、いずれも道で施工しています農地整備事業に伴うものになっております。具体的に申し上げますと、まず1点は、鶴城地区で排水路工事がありまして、その工事に伴って電柱が1本支障になりますので、電柱の場所を移転する必要があります。そうなった場合に、町の光ケーブルもそこにかかっておりましたので、

その1件については、ケーブル100メートル分を一旦外して、また張り直しを行っております。それが基礎経費込みで9万6,800円。もう1件が三重地区の排水路工事です。同じく電柱等に移設するのに伴って光ケーブルをこちらは312メートル分張り直ししております。それが24万2,000円で、計33万8,800円になっております。こちらについては、全額道から補償費用として支払われております。以上です。

石川委員 分かりました。この光ケーブルの関係では、かつては私も推進した立場だったので、いろいろな絡みの中で実現できて本当にうれしい話だったんですけども、町のあくまで所有ということでありながらも、経費というのは国や道から出てくるという話でした。例えば、あくまでケーブルは町の所有だから、今、住宅団地や何か造成進められていますけれども、あぁいった新興住宅や何かに対してのケーブルというのも、あくまで町の施設、町の資産だけに、町が負担して払っていくというようなものになるのでしょうか。補償工事に関してはそういう按分はあるんでしょうけれども、その辺りはどうなのかというのを一つ聞きたいと思います。

それと、説明書の下に書いてあります加入者208件というのは、あくまで昨年1年度だけで208件という加入者だったのか、その辺りを確認します。

デジタル推進係長 ただいまの質問にお答えいたします。まず加入者ですけれども、こちらについては延べの件数になります。令和6年度末の時点での延べの、町で整備した光ケーブルを使って光回線の加入契約をした件数となっています。もう1件の新興住宅等につきましては、こちらの経費はあくまで令和2年度から4年度にかけて町のほうで補助金を活用して、例えば、農家地区を中心に、光ケーブルの未整備の地域に全町的に網羅させるために整備した、あくまで町が所有するケーブルの移転とかが発生した場合になりますので、それ以前から市街地の多くの地域については、光ケーブルそれは町の所有ではなくて、光回線事業者なので、NTTですとかそういったところで整備しているものになりますので、そちらはこの事業経費の対象外になります。あくまで町のほうで整備したものになります。以上です。

石川委員 分かりました。農村地区だけのことであってという形ですね。それは理解しました。今この208人というのは、延べですから、単年度ではなくて、始まってからのということだとすれば、ちょっと加入者少ないかなという気もするんですが、始まりはいつからのことなのか教えていただきたいと思います。

デジタル推進係長 ただいまの質問にお答えします。町のほうで光ケーブルを整備しまして、回線サービスを開始したのが令和4年6月20日がスタートになっております。それ以降、光回線の電話ですとかインターネット、そちらの利用の令和6年度末の時点で申込みをしている件数の合計が208件ということになります。件数が多い、少ない部分に関しましては、現状こちらで把握している数字としまして、整備した段階で整備した光ケーブルの恩恵を受けうる世帯が現状NTTとの確認の中では約500世帯が恩恵を受けている世帯と考えられています。その中で、実際に光回線契約したのが208件ということで、割合でいうと40%強くらいになっております。多い、少ないでいいますと、どうしても農家地区だと、例えば高齢者だけの世帯ですとか、そういったところが中心にはなるのかなと思うんですけども、まず光回線の

契約必要性について、把握されていない世帯も少なからずおるかと思えます。ただ、その普及していく側の段階としては、その利用のメリットですとか、その辺りの周知方法も、設置、普及させ始めたときはそういった周知も行ってきたんですけども、それ以降、継続して行っていない部分もありますので、今後その光回線利用のメリット等について、対象となる世帯には周知広報していきたいと考えております。以上です。

家塚委員長 ほかにございませんか。

細川委員 成果説明書2ページの職員研修事業について質問いたします。先進地視察研修の内容と、6人参加ということですが、それにつきまして、申請方式なのか、それとも内容が決まっています、あてがった形で行った形なのかをお伺いします。

総務係長 ただいまの御質問にお答えいたします。先進地視察研修については、一応、年度当初に職員に希望を周知しまして、その結果令和6年度については、都市整備課、まちづくり課からそれぞれ申出が来て、視察研修実施をしているところです。以上です。

細川委員 参加者の部署から希望があって先進視察ということだったんですけども、内容についてはどんなような内容で行かれたか教えていただきたいと思えます。

総務係長 令和6年度2回実施した内容について、一つ目が南幌温泉周辺整備の検討として温泉とキャンプ場の相互利用と非日常を創造する空間づくりがイメージできるようなキャンプ場整備、あわせて整備後に開催可能なイベントを模索するため、愛知県の自治体での視察と意見交換を行っております。

2つ目が、DX推進の検討として、令和6年に策定された本町のDX推進計画を進めていくにあたって、先進自治体における全庁的なDX推進の道筋や個々の事例の取組を実際に見て、本町において利活用可能かどうかの判断材料とするため、福島県と茨城県の自治体での視察を実施しております。以上です。

細川委員 回答ありがとうございます。内容について分かりました。目的があって行ったという形だということが分かったんですけども、できれば今後ですね、職員から申請で、何て言うんでしょうか、担当部局以外の関係でも町の新しいことを勉強に行くような形の研修もあったほうがいいかなと思えますので、そういうことも検討していただければと思います。以上で終わります。答弁要りません。

家塚委員長 ほかにございませんか。

佐藤委員 申し訳ありません、通告はないですけども、1点だけ御質問いたします。成果説明書の5ページの防災対策ですが、令和6年の予算委員会の際に、水害の時の水位表を町に設置してはどうかという話をしたんですけども、それに対して、担当課で話し合われた経緯があるのかなのか。

総務課長補佐（総務・広報防災担当） 水位表の町内への設置については、大崎町長の2期目の公約にあります、まるごとまちごとハザードマップという事業がございます。河川が氾濫した時の水位を示すハザードマップを、例えば電柱とか施設の壁に張っていくというようなものを、現在担当の中で検討している段階でございます。以上です。

佐藤委員 検討していただいているということで、大変光栄に思います。今決算な

のであれですけれども、実施時期とかは分かりますでしょうか。

総務課長補佐（総務・広報防災担当） 実際任期が始まったばかりでして、4年間の中の公約というような考え方ですが、あとは今まだ予算金額までも、まだはじけていない状態なので、いつ頃の実施というのはお答えできないんですが、なるべく実現できるような形で今検討してございます。以上です。

佐藤委員 その金額というのはいろいろな補助金で対応できそうなものなんですか。

総務課長補佐（総務・広報防災担当） 社会資本整備総合交付金の防災交付金というのが対象になります。以上です。

家塚委員長 ほかにございませんか。（なしの声）

ないようですので質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは、午前中の審査が終わりましたので、午後1時まで休憩とします。

（午前10時51分）

（午後 1時00分）

家塚委員長 それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、審査順序の3番目、第3款民生費について審査を行います。それでは説明をお願いします。

保健福祉課長 決算書の57ページをごらんください。

3款1項1目社会福祉総務費、支出済額2億3,996万5,807円。実績は、決算資料の5ページ中段からとなりますので、あわせてごらんください。

社会福祉協議会運営補助事業では、町からの業務委託を行っている福祉サービス業務に係る経費、45万8,000円を執行しています。

高齢者事業団運営補助事業では、事務局職員の人件費に対する一部補助金186万1,000円を執行しています。

民生委員児童委員活動経費では、協議会に対する活動支援補助金など、153万9,600円を執行しています。

国民健康保険特別会計繰出金では、一般会計からの繰出金8,027万2,000円を執行しています。詳細は、国保特別会計決算で説明いたします。

避難行動要支援者避難支援事業では、管理システム保守及び地図データ更新に係る経費、40万7,000円を執行しています。58ページをごらんください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業では、支給対象世帯837世帯に対しまして給付金2,511万円、並びに子育て世代48世帯85人に対しまして、加算給付金170万円を支給しています。

生活応援チケット事業では、全町民に対しましてチケットを配布しており、使用期間を4月30日までとしていることから、1,760万円を翌年度繰越ししています。令和6年決算では、換金率57.3%、2,300万円を支給しています。59ページをごらんください。

低所得者支援等給付金では、非課税世帯及び住民税均等割課税世帯に対する給付金、

子育て世帯加算給付金、定額減税補足給付金では、支給総額8,454万円を執行しています。

社会福祉総務経費では、戦没者追悼式の開催経費、各福祉関係団体への負担金や、あったか灯油支給事業、地域福祉計画策定に係る経費など、712万1,950円を執行しています。決算書60ページ中段から63ページをごらんください。

2目障がい者福祉費、支出済額3億9,765万4,566円。実績は、成果説明書の6ページ下段から8ページ下段までとなりますので、あわせてごらんください。

地域生活支援事業では、障がいのある方への日中一時支援や日常生活用具の給付などに係る経費として、638万3,502円を執行しています。

福祉ハイヤー利用料金助成事業では、障がいのある方が利用するハイヤーの初乗り運賃に対する助成金60万6,610円を執行しています。

人工透析患者等通院交通費助成事業では、人工透析治療のために公共交通機関等を利用されている方に交通費一部助成金31万5,400円を執行しています。

精神保健福祉事業では、自殺予防対策事業に係る経費30万2,472円を執行しています。

障がい者自立促進交通費助成事業では、就労継続支援事業所などへ公共交通機関を利用している場合の交通費一部助成金23万3,413円を執行しています。62ページ中段をごらんください。

障がい者福祉経費では、次ページにかけて、障がいのある方の自立支援に係る医療や給付事業の経費として、3億8,979万3,029円を執行しています。63ページ中段から66ページをごらんください。

3目高齢者福祉費、支出済額1億3,541万4,768円。実績は、決算資料の8ページからとなりますので、あわせてごらんください。

高齢者在宅支援事業では、緊急通報装置設置及び除雪サービス、屋根の雪下ろし助成事業などに係る経費として、411万8,231円を執行しています。

老人クラブ助成事業では、町内の単位老人クラブ17団体と連合会への補助金として、87万3,500円を執行しています。

介護保険特別会計繰出金では、一般会計からの繰出金1億2,736万8,045円を執行しています。詳細については、介護保険特別会計決算で説明いたします。

高齢者福祉経費では、自宅で養護することが困難な高齢者の老人福祉施設入所措置費などの経費として、305万4,992円を執行しています。65ページをごらんください。

4目地域包括支援センター事業費、支出済額280万4,600円。

地域包括支援センター事業では、高齢者の介護予防サービス計画の作成や日常生活全般に係る総合相談窓口である南幌町地域包括支援センターの運営経費を執行しています。以上です。

住民課長 続きます。決算書65ページの中段、あわせて成果説明書8ページ中段をごらんください。

5目重度心身障がい者福祉費、支出済額1,962万3,013円。重度心身障がい者医療費助成経費では、重度心身障がい者の医療扶助に係る経費を執行しています。

6目ひとり親家庭等福祉費、支出済額431万2,092円。ひとり親家庭等医療費助成経費では、ひとり親家庭等の医療扶助に係る経費を執行しています。

7目後期高齢者医療費、支出済額1億6,467万833円。後期高齢者医療事業では、特定健診に係る経費、広域連合への療養給付費負担金、保険料軽減措置に係る公費負担分と、広域連合への事務費負担金の特別会計繰出金のほか、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業に係る経費として、看護師の人件費や消耗品費などを執行しています。詳細につきましては、後期高齢者医療特別会計決算で説明いたします。以上です。

保健福祉課長 決算書67ページ中段、70ページをごらんください。実績は、決算資料8ページ下段をあわせてごらんください。

2項1目児童福祉総務費、支出済額1億2,562万5,491円。学童保育事業では、南幌小学校内で実施しているなんぼろ児童会の運営に係る経費、1,120万1,617円を執行しています。次ページをごらんください。

早期療育事業では、発達に心配のある乳幼児などの個別訓練や発達相談などに係る経費74万805円を執行しています。69ページをごらんください。

児童生徒等医療費助成事業では、本町独自の子育て支援施策事業として、高校生までの医療費の一部助成2,006万4,027円を執行しています。

児童福祉総務経費では、乳幼児等医療費助成事業や障がい児支援給付事業として、障がいのある18歳未満の児童生徒が利用する放課後等デイサービスなどに係る経費9,361万9,042円を執行しています。次ページをごらんください。

2目児童措置費、支出済額1億1,914万5,000円。児童手当支給経費では、10月からの制度改正に伴い、所得制限の撤廃、支給対象者の拡大、手当金額の増額等により、児童生徒延べ9,538人を対象に児童手当を支給しています。

3目保育所費、支出済額4億2,989万9,133円。実績につきましては、決算資料10ページとなりますので、あわせてごらんください。

保育所等運営補助事業では、主に南幌いちい保育園と認定こども園南幌みどり野幼稚園に通園している子どもたちの施設型給付や延長保育、一時預かり事業などに係る経費を執行しています。前年度より1億1,400万円ほど増額になっている要因は、主に施設型給付費の執行によるものです。子育て世代の転入に伴い、入所延べ人数の昨年度対比は、南幌いちい保育園で130名の増、認定こども園南幌みどり野幼稚園では446名の増となっています。なお、町内施設においては、保育士等就労支援事業補助金を15名分の方が利用し、保育士の確保を行い対応しています。決算書71ページをごらんください。

4目子育て支援費、支出済額1,015万69円。実績につきましては、決算資料11ページとなりますので、あわせてごらんください。

地域子育て支援センター運営事業では、南幌いちい保育園への業務委託料として730万円を執行しています。

子ども・子育て支援事業では、ファミリーサポートセンター事業等に係る経費25万3,766円を執行しています。次ページをごらんください。

病児・病後児保育事業では、運営費として259万6,303円を執行しています。

以上で民生費の説明を終了いたします。

家塚委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。

星委員 成果説明書の7ページお願いいたします。福祉ハイヤーについてですけれども、交付者が130人で、実利用者65人ということは半分ぐらいの方が利用されているということになりまして、多分これも同じく高齢者の自主免許返納と同じ24枚だと思うのですが、間違っていたら申し訳ないんですが、計算すると130人の方が3枚使うと、実際3,100枚ぐらいなるのかなと思うんですが、65人の方が使ったとなると921枚ぐらいで、ちょっとこの差の開きが大きいのかなと思っているんですが、どのような方が対象になって、主に利用されている方の傾向というかそういうものはどのように担当課で把握されているのかをお願いします。

福祉障がい係主査 ただいまの御質問につきまして、福祉ハイヤーの実利用者65人は、あいる一との利用者が含まれておりません。あいる一と利用を含めると、利用者は81人、利用枚数は1,104枚になります。対象者に対しての案内通知には、利用できる町内外71社のハイヤー会社とあいる一と、介護タクシーの案内を同封して周知していますが、使われない特段の理由はないものと考えます。対象者ですが、身体障がい者1級、2級、また3級内部障がいをお持ちの方、それと療育手帳をお持ちの方、そして精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方が対象となっております。以上となります。

星委員 ありがとうございます。では、あいる一を含めると、もう少し差の開きが縮まっていると思うんですが、やはり多くの方に少しでも利用させていただきたいと思うのですが、その辺どのように対策されているかをお願いします。

福祉障がい係主査 先ほども御説明したように、対象者に対して案内通知を出しております。そこに利用できるハイヤー会社、それとあいる一との案内を同封して、利用しやすいように周知しているという形です。あわせて、3月広報の中で、福祉ハイヤーの記事掲載をして広く周知を図っている次第です。以上です。

星委員 ありがとうございます。やはりいろいろな障がいをお持ちの方が使われるハイヤー券になりますので、病院に行かれる方も、多く使われるのかなと私は思っているんですが、町内で利用する分にはさほど問題ないのですが、町外の例えば病院に行く場合、これ1回乗ったら1枚、ハイヤーでいえば初乗り1回ですけれども、例えば、町外に行くとどうしてもハイヤーですと3,000円から4,000円ぐらいかかってしまいますし、札幌まで行くともうちょっとかかる計算になるのですが、例えば病院に通う場合は、複数枚利用が可能ですよとかそういうことが検討できればと思うんですが、この辺、いかがお考えかお知らせください。

福祉障がい係主査 この制度は基本的に1乗車について1枚利用するというところで、通院、外出の際のお助けになればという形でやっております。ちなみに、利用先の内訳ですが、町内ハイヤーの利用が636枚の69%、それと、町外ハイヤー利用が285枚の31%となっております。町外ハイヤーですが、多分、公共交通機関で最寄りのところまで行ってそこから病院に行く際に、ハイヤー使われているのかなということだと思っております。以上です。

家塚委員長 ほかにありませんか。

佐藤委員 私から1点です。成果説明書の11ページ、病児・病後児保育です。まず、登録人数40名で28世帯という数字が出ております。その中で、これが、利用者は増えているのかどうかということと、町外の利用者は今年度いらしたのか、何人ぐらいだったのか。それと、1日の定員枠というのは決まっていると思うんですけども、定員枠以外の時というのはあったのかどうか。預かり時間も、定時は決まっていると思うんですけども、親御さんが定時まで帰れない場合には困るという、その親からの声はあったのかどうか、お聞きいたします。

子育て支援係長 質問にお答えいたします。まず、利用者が増えているかということですが、令和5年度決算の人数からは減少しております。令和5年度は延べ6名、令和6年度は4名の利用になっておりますので、その比較で見ると減少しております。そして、町外の利用者はあるかということですが、南幌町の病児・病後児保育では、町内在住者のみの受け入れとなっておりますので、町外の利用者はございません。定員枠以上の利用はあるかという御質問ですが、1日の定員は3名となっております。3名の利用は過去に一度受け入れたことはありますけれども、それ以上の利用はございません。あと、定時まで帰れない場合の対応ですが、基本的に病児保育は6時までの保育時間となっております。そこを保護者に周知いたしまして、その時間までにお迎えに来ていただくようお願いしております。以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。利用者が減っていると、今、南幌町としては病後児に保育する対象者は、移住されている方がいるので、人数としては多くはなっているんですけども、利用者は少ないと。利用者少ないほうがいいんですけども、ただ、やはり利用してもらうために、こういう事業をやっているの、ちょっとその部分では減っているというその原因はどういうことなのかなと思ったんですが、ちょっと以前にですね、江別のほうを調べてみました。江別の病後児保育に南幌から利用されている方はいますかというお話を聞いたところ、いらっしゃいますということで、そちらのほうで働いているとか、いろいろな事情はあると思うんですけども、ただ、やはり近隣に大きな都市、江別とか札幌とかにはあるんですけども、こういう南幌町ぐらいの規模のところはなかなか病後児保育はなくて、やはりあるのであれば、町民の方に利用していただきたいなという思いはあるので、減少の原因といっても、すぐ思いつくかどうか分からないんですけど、担当でそういう現象の原因が分かれば教えていただきたいと思っております。

それで、預かり時間は6時までやっているということなので、それは安心いたしました。やはり、今後いろいろな働き方がありますので、ぜひこれから親御さんたちの声も聞いていただきたいなと思うんですけども、それともう1点なんですけれど、令和6年の予特の時に、病後児保育に何か愛称をつけたらどうですかというお話をしたと思うんです。その愛称というのは、例えばビューローだったり、あいくるだったり、保健福祉センターというのは大変なので、やはり私たちは、あいくるとかビューローとかぽろろとか、そういう愛称でやりとりしていると思うんですよね。そういう部分で、南幌町の病後児保育というよりも何かちょっと愛称があったほうが皆さん親しみやすいのではないかなという思いがあって、令和6年の予特の時に話ししまし

た。その件に関して、担当で何か前向きな何か話が出たかどうか、その部分もお聞きしたいんですけれども。

子育て支援係長 まず、利用状況ですけれども、令和5年度から令和6年度は6名から4名ということで減っておりますが、令和7年度先日までの実績では6名ということで、また少し利用は増えております。今後の展開としましては、現在共働き世帯が増加しており、安心して子どもを産み育てられる環境整備ということで、病児・病後児保育は重要な施策の一つと考えております。現在利用者は横ばいではありますが、ニーズがないということでは片づけられないのが、病児・病後児保育の難しさだと思っております。潜在的なニーズはあるのではないかと考えていること、あと、季節や感染症の流行によって利用状況が変化することが想定されますので、医師や看護師などと連携し、いざという時に、病児・病後児保育を利用しながら、仕事と子育てを両立していくことができるよう、安定的な運営を図っていきたいと考えております。

愛称につきましては、今後また保健福祉課内で検討させていただきたいと思っておりますので、その辺御承知いただければと思います。以上です。

家塚委員長 ほかにありませんか。

熊木委員 2点伺います。成果説明書10ページの性被害防止対策に係る設備事業補助金の内容及びその活用について伺います。

もう1点は、保育士等就労支援事業補助、これは正職員、臨時職員ともに活用できるものなのか、その2点お願いします。

子育て支援係長 最初の性被害防止対策に係る設備事業補助金の内容及び活用についてお答えいたします。補助金の内容につきましては、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室の設置による子どものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる保育実践の記録と人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業であり、10万円が補助基準額となっております。7万4,800円の購入費に対し、国2分の1、町4分の1、事業者4分の1負担で、みどり野幼稚園に5万6,100円の補助を実施しております。活用につきましては、プールの着替え時に男女別の区切りとして使用しております。

次に、保育士等就労支援事業補助の正職員、臨時職員についてですが、交付対象者の要件として、正職員、臨時職員の区分はありません。ほかにも要件はございますが、雇用契約上の労働時間が1日6時間以上かつ一月につき20日以上勤務の場合は、どちらの職員も交付対象になります。令和6年度は、この交付要件に基づき、15名の方に支給しており、内訳は正職員8名、準職員、パートで7名となっております。以上です。

熊木委員 2点目の就労支援事業は分かりました。性被害防止対策について、みどり野幼稚園にということだったんですけれども、これは今後、ほかの施設に拡充というかそういうような検討されているのかどうか伺います。

子育て支援係長 令和6年度はみどり野幼稚園に補助を実施しております。令和7年度にいちい保育園に補助金の打診をいたしました。実施をしないということで回答いただいております。以上です。

家塚委員長 ほかにありませんか。

西股委員 決算書64ページの老人クラブの会員数が少しずつ減少してきているのかなと思います。その中で、その要因はどのようなかということ进行调查しているのかどうか、まずそれが1点。

それと、子育て支援アプリの利用数はどのくらいになっているのか。この利用した中で、評価というか、そこらの声というのを聞かせていただきたいなど。もしあれでしたらまた、町として、この支援アプリを広げるような考え方、今後どのようにしていくのかという部分についてもちょっとお聞かせ願えればなと思います。

高齢者包括係長 まず、1点目の老人クラブ会員数の減少の要因についてですが、減少の要因の調査はしていませんが、老人クラブからは、就労年齢が伸びていることで、若い世代の新規加入が少ないことや、高齢になったという理由でやめてしまう方がいるという声は聞いております。以上です。

健康づくり係長 2点目の子育て支援アプリですけれども、衛生費でこの後説明させていただきます予定なのですが、後ほどでもよろしいですか。

西股委員 今の老人クラブの会員数の関係ですが、どうしてもやめられるという、上のほうは、あまりやめていかないんですけれども、下がなかなか入ってこないというのが現状のかなというのは分かっているんですけれども、もう一つは、老連のほうの仕事、いろいろな部会あるんだけれども、そういうところの役員の成り手がなかなか高齢になってきていて、そういうのが煩わしいというか、そういうのがどうしてもあると、やりづらいんだという声も聞いておりました。そういうのもあるものですから、やはりそういうところの取組の仕方これから考えながらやらなければならないのと、実際、人口の35%ぐらい老人というようになっていますので、70歳以上でも結構いると思うんですよね。そういうところにも声かけてもやはり町中では入ってくれないような状況にはなっているんですけれども、何かそういうところに入れる策を町でも考えてもらえないかなと思うのですが、その辺のどのように考えているかということ、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

社会福祉協議会事務局長 老人クラブ連合会を所管している事務局が社会福祉協議会ですので、私から説明したいと思います。まず単位老人クラブですけれども、過去には21単位老人クラブがありました。それで今年の3月、一つの団体が休会ということで、現在16となっております。会員数ですけれども、令和5年度につきましては717名おりました会員が、現在606名ということで100名以上減っているということになります。先ほど西股委員もおっしゃっていましたが、要因といたしましては、やはり老人クラブ連合会に加入するのが60歳以上ということから、過去は60歳になったら定年になって入っているというのが現状だったんですけれども、社会情勢の変化に伴いまして、今65歳定年、70歳まで働けると、70歳以上で働いている方もいるんですけれども、そういうことから、やはり60歳代の人が入るのが少なくなっているというのが現状です。また、やはり高齢化率35%以上あるんですけれども、町場の部分がどうしてもやはり加入が少なく、その地区、各市街地区ですけれども、減っているというのが現状です。逆に農家地区のほうは60歳から入っているというのが聞こえております。一つの要因といたしまして、役員の成り手がないということもやはりあります。ですから、会議体も極力少なくしてやるとい

うことで行っております。あとは、加入の部分のどうすればいいかというのは、よく会合の中で会長さんから話聞いております。その中で言うのは、やはり社協としてできることは、社協だよりにいろいろな老人クラブの活動報告とか、加入の推進の記事を載せるということはできるんですけども、町内会に話を聞いたら、町内会組織と老人会の中では組織はあるんですけども、連携がとれていないところもあるということで聞いております。ですから、社協の役員の中でも、区長さんが社協の役員やっている時に話を聞くんですけども、やはり地域の中でPRしてほしいということで、まずそこから取り組んでほしいということで、私のほうからもお話をしておりますし、やはりいろいろな活動の部分のPRが今まであまりなかったものですから、今後については社協も見直してやっていきたいということで、1人でも多くの高齢者の方にそういう活動を見てもらうようなことをやっていきたいと考えております。以上です。

家塚委員長 ほかにありませんか。ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

続いて、審査順序の4番目、第4款衛生費について審査を行います。それでは説明をお願いします。

保健福祉課長 決算書72ページから74ページをごらんください。

4款1項1目保健衛生総務費、支出済額2,078万5,000円。実績につきましては、決算資料11ページ中段からとなりますので、あわせてごらんください。

母子保健事業では、妊婦及び乳幼児の健診や出産・子育て応援支援金、産後ケア事業の経費を執行しています。

産後ケア事業は、産後直後の母子の心身のケアや、育児のサポートをする事業で、訪問型の事業のほかに、本年度から助産院での通所型、短期入所型を追加し、前年度より約100万円の増額となっています。

先進医療不妊治療等助成は、本年度より実施している事業で、保険適用の不妊治療と併用して先進治療を受けている方に対し、治療費と交通費の一部を道と町が助成するもので、1件3万9,765円を助成しています。74ページをごらんください。

2目予防費、支出済額4,352万4,011円。実績につきましては、決算資料12ページとなりますので、あわせてごらんください。

成人保健事業では、各種がん検診や健康教育・健康相談事業に係る経費、1,517万3,396円を執行しています。なお、18節負担金補助金及び交付金の救急安心センターさっぽろの負担金は、急な病気やけがで迷ったとき、いつでも電話相談ができる事業ですが、昨年度までは総務費でしたが、衛生費に移行となっております。

感染症予防事業では、各種予防接種や感染症予防対策に伴う経費、2,761万329円を執行しています。なお、新型コロナウイルスワクチン接種は、臨時接種から定期接種に移行となり、対象が65歳以上の高齢者のみとなっております。75ページ、12節委託料ですが、高齢者施設等の3月分ワクチン接種請求において、予算額の不足となり、予備費からの充当を行っております。75ページ下段からの予防経費では、狂犬病予防対策に係る経費19万5,786円を執行しています。以上です。

住民課長 続きまして、76ページをごらんください。

3目環境衛生費、支出済額883万1,577円。環境衛生経費では、墓地管理、生活環境の保全対策に係る経費、29万7,577円を執行しています。

次に、南空知葬斎組合負担金では、組合への負担金853万4,000円を執行しています。

4目病院費、支出済額2億6,688万9,000円。詳細は、病院事業会計決算で説明いたします。以上です。

保健福祉課長 76ページ下段をごらんください。

5目保健福祉総合センター管理費、支出済額4,700万2,657円。保健福祉総合センター管理経費では、あいくる全体の維持管理運営に係る経費を執行しています。なお、利用状況等の実績につきましては、決算資料13ページに記載のとおりで、管理・清掃業務や維持管理費を執行しています。以上です。

住民課長 続きまして、決算書78ページの中段、あわせまして成果説明書13ページ下段をごらんください。

2項1目じん芥処理費、支出済額1億3,522万8,062円。ごみ処理対策事業では、不法投棄された処理困難物の処理等に係る経費、ごみステーション用ごみボックスの設置経費のほか、南空知公衆衛生組合及び道央廃棄物処理組合への負担金を執行しています。

2目し尿処理費、支出済額1,339万2,657円。し尿等の処理委託事業では、北広島市へのし尿処理事務委託に係る経費を執行しています。

3目合併処理浄化槽整備事業費、3項上下水道費は、下水道事業特別会計での同時審査となります。

以上で、4款衛生費の説明を終わります。

家塚委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。

星委員 2点質問したいと思います。1点目ですが、成果説明書の12ページ、成人保健事業でがん検診についてですが、胃と肺と大腸については少し令和5年から6年にかけては、受診者も受診率も向上されてきているのかなと思うのですが、乳がんと子宮がんに至っては少し減っているという数字だと思うんですけども、担当課として目標はどのくらいで設定されていたのか、あと受診率の目標をどのくらいに設定していきまして、それが達成されたかどうか。あと、今後に向けた何か改善策とかそういうものがあればお聞かせください。

あともう1点ですが、成果説明書の13ページです。ごみ処理対策について伺います。不法投棄ですけども、こちら不法投棄啓発活動をされているようですけども、町の不法投棄の量、どのくらい改善されているのか、横ばいなのか増えているのかその辺をお聞かせください。

健康づくり係長 ただいまの1点目のがん検診についてお答えいたします。令和5年度より令和6年度のほうが、胃がん、肺がん、大腸がんの受診率は若干伸びているんですけども、乳がん、子宮がんについては若干減っていきまして、胃がん、肺がん、大腸がんは年に一回、毎年受けていただく検診となっているんですけども、子宮がん、乳がん検診については、2年に一回受診する間隔となっているので、その年によって若干波はあります。子宮がん、乳がん検診に関しましては、有所見が出ることもあるん

ですけれども、イコールがんだというわけではなくて、何か所見があった際には、検診ではなくて、定期的な医療での受診が必要になっていくという方も多くいらっしゃって、そういう方はもう、がん検診ではなくて、医療での経過観察という方もいらっしゃって、若干その辺で数字が下がる部分もあるかなとは思いますが。がん検診受診率の目標値ですけれども、国のほうは60%という高い目標値があるのですが、なかなかそこまではいかないの、町の第6期総合計画では、全体で36%という数字だったと思います。今その数字までは、町の受診率到達してきているので、やはりこれからもっと皆さんにまだ受けたことがないという方もいらっしゃるの、今受診券の発送などもしていますが、SNSなども使って、幅広く周知していきたいと思っております。以上です。

環境交通係主査 ごみの不法投棄の量につきまして説明します。全体件数は11件、成果説明書にも書いておりますが、処理困難物、産業廃棄物を除く一般廃棄物の不法投棄の量につきましては、正確な件数は押さえておりませんが、6回収しております。回収量としましては、軽トラック6台程度の不法投棄を南空知公衆衛生組合に搬入しております。啓発活動につきましては、町内一円に不法投棄の啓発中ののぼり24か所、不法投棄監視カメラ2か所、広報、ホームページ、啓発ポスターを掲示しております。随時、不法投棄監視パトロール車で町内巡視を行っております。量全体的には、今年度につきましては6件程度ですから減っております。以上になります。

星委員 まず、がん検診ですけれども、乳がんと子宮がんは2年に一回ということ、ちょっと変動がその年によってあるということまで理解いたしました。胃と肺と大腸ですね、こちらのほう国はかなり高い設定なんです、町の設定に向かっては少しずつ目標に近づいてきているのかなと思うんですけれども、やはり予防として、より多くの人に受けていただきたいなということで、周知だけではなく、総合的に健康事業とかいろいろなところで健康について講座をする際に、町としてはこういう事業を行っておりますし、積極的に受けていただきたいことでもありますという、いろいろな面からお知らせしていただきたいなと思っております。あと、開催が結構細かくいろいろなところで受けられるのはすごくありがたいんですけれども、情報が細くなってしまうと、やはり高齢者の方たちになると整理するのがなかなか難しいのではないかなとは思っています。自分がいつ行ってどこに行けばいいのかとか、病院によっては受け入れ人数もある程度制限があると思っておりますし、一応こうお勧めではないですけど、相談に乗れるような、受けたいんだけど、お勧めとしてはこういう受け方をするとスムーズですよとか、いろいろ選択肢があり過ぎると、どうしていいか分からなくなって結局選べずに今年はやめようかな来年にしようかなみたいな、そういう課題何か感じていらっしゃるの、少し情報を整理して、受診をお勧めするかそういう対策も検討していただきたいなと思うのですが、それを1点伺いたいと思っております。

ごみのほうで、もう1点。不法投棄はやはり農家さんから結構いろいろタイヤとか多いんだというような話をよく聞くんです、特に春先に多いのが、おむつが最近増えてきているという話、用水路におむつが落ちていて、水に濡れると結構大変なことになって、農家さんが一生懸命取ったり、あとおにぎりのビニール袋ですとか、コンビニの袋が丸ごと田んぼの横、冬に捨てるのかわからないんですけれども、やはり春に

田植えする頃になると、ごみが目立つんだというような話をよく聞きますので、その辺の対策を今後どのように考えているのか、やはりもっと減らして行ってほしいと思うんですけれども、対策をどのように考えているのかお聞かせください。以上です。

健康づくり係長 1点目のがん検診についてですけれども、星委員のおっしゃっていただいたとおりに、もうあらゆるいろいろな場面で積極的に周知して勧奨していくということが大事だとは思ってしまして、特に次世代の若い世代にも受けていただきたいので、今後もいろいろなところで周知していけるようにしていきたいと思えます。そして、がん検診の選択肢も増えていて、増えていることはいいことですけれどもというお話をいただいて、確かに南幌町は近隣の町と比較しても、江別市、札幌市にも受診できる環境が整っていて、個別検診も、そして町で実施する集団検診もたくさんやっているの、何か私たちとしては受けられる機会をたくさん持たなくてはというように考えていて、増やしてきたようなこともあったりしたんですけれども、もう少し整理して分かりやすいようにお伝えできるようにしていきたいなと感じました。

住民課長補佐（環境交通担当） 2つ目の不法投棄の関係御説明させていただきます。委員おっしゃったように、農家地区におむつの不法投棄というのは、我々も認識してまして、毎年役場内の4課合同でごみ拾いを実施している時にも、毎年同じ箇所に捨てられているということがありまして、そういった点も含めて啓発活動ということになりますけれども、町としましては、町内に限らず町外から不法投棄というのは、来られて捨てられているというケースがあるのかなと思っております。そうした方々に不法投棄を抑止させる有効な手段というのは、なかなかないのが現状ですけれども、不法投棄をしない、させないために、粘り強く啓発活動を継続していくしかないかなと考えております。繰り返しとなりますけれども、不法投棄される場所については交通量の比較的少ない道路ですとか、人通りが少ない道路沿いが多いので、そういったところに今後も不法投棄防止の監視中のぼりの旗を多く設置したり、過去に不法投棄があった場所には監視カメラ、またその監視中という看板の設置、そういったものですとか、あと、パトロール車による町内の巡回の強化、そういったことを引き続き行いながら、あわせまして広報、ホームページ等でも、町民の皆さんには、不法投棄についての周知を進めていきたいと考えております。以上です。

星委員 ありがとうございます。がん検診について理解いたしました。それで、ちょっと要望になるんですけれども、例えば、本当に選択肢があることはすごくありがたいことで、あることでまた迷ってしまうということも起きると思うので、もし、どう受けていいか分からない時は相談に乗りますよとか、そういう寄り添うような形も考えていただけたら、ありがたいなという要望をお願いします。

次に、ごみですけれども、担当課でやはりおむつは把握されていたということですが、町内の中でも、割と捨てられやすい場所というのは、傾向としてこの辺がよく捨てられるという分析とか検証していらっしゃるのか、検証されているのであれば、やはり地区の区長さんであったり、あとは警察であったり連携をとるような対策はとられているのか伺いたいです。

住民課長補佐（環境交通担当） 不法投棄の関係で、検証しているかということですが、過去に不法投棄のあった場所については、町内の図面にその場所としまして、

担当ではその場所を把握しまして、その場所に先ほど申し上げました、不法投棄監視中というのぼりを設置するなど、そういったことに役立てています。あと、不法投棄があった時は、一般廃棄物か産業廃棄物かにもよるんですけども、一般廃棄物であれば、町の担当で回収して対応しますけれども、産業廃棄物になりますと、栗山警察署にも通報しまして、警察とも連携を図りながら、そういった不法投棄の多い場所ですとか、そういったところについても情報提供しながら、警察にも巡回してもらうなどの連携をとりながら対応を図っているということでございます。以上です。

家塚委員長 ほかにありませんか。

熊木委員 1点だけ伺います。先ほどの説明で、予防費ですけども、救急安心センターさっぽろの負担金のことが説明されましたけれども、主に電話相談ということで、やはりこういうところがあるとすごく安心すると思うんですよ。それで、どれぐらいの件数というかそういうのが分かれば教えてください。

保健福祉課長補佐（高齢者包括担当） 今の救急安心センターの件ですけども、年間利用料を札幌市、ほか広域で行っている事業で、実績値いただいているんですけども、すぐお答えできませんので、後日お答えをいたします。町民からは、私たち広報や、あと乳幼児健診や高齢者の接点を持っている時に、事業の周知を行っています。委員おっしゃったように、安心を得られるものですので、町民にもっと身近に感じていただけるように、今後周知に努めたいと思います。

熊木委員 事前に質問出さなかったので申し訳ありませんでした。今、答えられたように、やはり安心できると思うんですよ。それで、広報とかにも、ハッシュタグ何か載ったりしますよね。それが年に1回とか2回ではなくて、どこかにそれがあると、その時に電話すればいいんだとなるので、それをぜひ今後も啓蒙してほしいと思います。それで、私が知りたかったのは、電話で相談してそれがどういうシステムで町のほうに知らせてくれるということなんですけれども、そういうちゃんとシステムがあるということですね。では、後で数字お願いします。

家塚委員長 ほかにありませんか。

湯本委員 ごみ処理のほうでちょっとお願いしたいのですが、一つ先ほどのおむつの話が出ていたんですが、これ要望になると思うんですけども、複数の方から、やはり南幌のおむつ回収の回数が少なくて、ふだんその処理に困るという声も聞いております。したがって、そういう角度から例えば不法投棄に結びつくようなことがあるということであれば、その点について検討はお願いをしたいというのが一つ。

もう一つ、最近市街地にも害獣がたくさん増えてきまして、被害がたくさん起きています。それで、ごみステーションの関係ですけども、町内見渡しますと、ごみ処理ボックスの設置ができる箇所というのはまだかなり多く見受けられます。地域の方々の要望とかいろいろあるかと思うのですが、鳥獣対策の一環からすると、そういった形でごみボックス化をもう少し進めるということが必要ではないかと思うのですが、昨年度は、東町と6区で3台という形。状況からすると少ないのかなと思うのですが、申請台数年間受付そういう枠があるのか、それとやはり、町内会からの申請があった時に受け付けているのか、そこら辺のところだけ教えていただきたい。

住民課長 1点目のごみの回収の日数です。こちらの担当にも、おむつのごみにつ

いては、週1回の水曜日しかございませんので、回数を増やしていただけないかというような声も来ております。実際こちらにつきましては、過去から話が来ておりますので、南空知公衆衛生組合と相談しながら、こちらのごみの扱いについて改善していく方向で考えている最中でございます。

環境交通係主査 2点目のごみボックスの設置についてですが、地元からの要望により、要望数を設置しております。今年度につきましても、東町で3基設置しております。以上になります。

湯本委員 地元からの要望があれば、例えばそれが年に10台になってもそれを受けるといことですか。

環境交通係主査 一応要望によって受けて、あとは財政及びその他場所の確保、その辺がはっきりすれば要望は受けていきたいと考えております。

家塚委員長 ほかにありませんか。

西股委員 先ほどの関係だったのですが、子育て支援アプリの関係をよろしく願います。

健康づくり係長 子育て支援アプリですけれども、令和4年度から利用開始してまして、令和4年度末では、162人のユーザー数だったんですけれども、直近のユーザー数は383人になっています。1年で大体100人ずつぐらい利用者数が増えている状況です。機能といたしましては、町の配信情報を受信したりもできますし、妊娠から赤ちゃんの発育の記録をしたり、予防接種の管理をしたりできるんですけれども、町の保護者の方からは、予防接種の管理では、特に数もすごく多くてスケジュールが難しかったりするので、アプリの中でスケジュール管理をしたりとか、忘れないように通知が来たりというのがすごく便利で使いやすいという声もいただいています。

西股委員 年間100件くらい増えているというような状況になってくると、これからは割と美園、東町地区に小さい子も結構増えてきていますので、まだまだ増えてくるのかなと思うんですけれども、これらの対応というのは十分できるような範疇にあるということでしょうか。

健康づくり係長 ユーザー数はまだ増えても全く問題ないです。対応していただけるようにはなっています。母子手帳の交付ですとか、転入時の窓口での対応の時に、アプリがあることをお知らせしていて、登録していただいてユーザー数もだんだん増えてきているというような状況になっています。以上です。

家塚委員長 ほかにありませんか。

佐藤委員 成果説明書11ページの、母子保健の最後の利用者支援事業子ども家庭センター型心理士個別相談延べ124件とあるんですけれども、この事業ですが、どのような形でどのような内容でされているのか教えていただきたいのですが。

子育て支援係主査 心理士の相談についてですが、保健師で面談をしたり、あとは乳幼児健診の中で、そういったお母さんから子育てのことで悩んでいるような主訴があった場合に、心理士でお話を伺って、一緒に解決方法を考えていたりですとか、そういったことをしている事業になります。お母さん方から直接御相談がある場合もあるので、そういったところも随時対応しています。以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。124件あるということで、そういう中でこのくらいの相談を受け止められる場所があるということは、子育てしているお母さんたちにとってもすごく安心できると思います。ただ、直接来てお話をするということが124件くらいあるとは思いますが、電話したりとか、それ以外に、なかなかその内容によっては相談しに行けなかったりとかもあるので、先ほど子育てアプリの件数を聞いてすごい効果があるんだなと思ったんですけど、そういう相談とかをアプリの中で受けるとか、そういう形ではできないものなんでしょうか。

健康づくり係長 アプリの中での相談についてですけども、以前、アプリの会社から提案があったこともあったのですが、オンライン同士の面談、相談、スマホとスマホで相談をするというような形のアプリの相談機能だったので、あまり現実的に利用のイメージが私たちも湧かなくて、それは今のところ機能としては入っていないです。費用としても、確か高額だったというように思っていますので、今あいくるで子育て相談を受けるという形と、あと心理士も訪問させていただいて、相談に乗ったりする場面もあったりですとか、子育て支援センターとか、幼稚園、保育園とも連携しています、そちらに伺って支援に入らせていただくというようなこともしております。以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。確かに費用もかかりますし、今のところ124件ということで、相談の形を整えているのかなとは思いますが、ただ、やはり南幌町ぐらいの規模になると、お母さん同士、父兄同士、子育て世代同士、顔が見えたりとか、いろいろな部分で顔が見えないところで相談したいという、今後そういう親たちも出てくるのではないかなという気がします。やはりアプリがそれだけ活用されているということは、今後、その費用も全部単体で南幌で出すということではなくて、いろいろな補助事業とか、いい事業がありましたら、ぜひ今後も考えていただくということもできますでしょうか。

保健福祉課長補佐（健康づくり・高齢者包括担当） ただいまの委員の御意見にお答えいたします。南幌町は子育て世代がとても増えておりまして、私たち実感しているのは、数が増えたとともに、とても相談の内容も多様になっており、今まで私たち保健師で対応できていたものが、やはり多職種、あいくるでいいますと、今の心理士ですとか、あと体の動きの見れる作業療法士ですとか、言葉の発育の見える言語聴覚士、あと今係長が言ったように、町内の幼稚園、保育園との連携の中で御相談になるケースがとても増えています。顔が見えない、関係性の中で御相談したいという御要望も確かにあるとは思いますが、子ども家庭センターということで、保健と児童福祉等一体的に、子育て世代の方の不安が少しでも減少するようというところで、お子さんの発達段階にあわせた私たち専門職、それから、子育ての大変さを寄り添って、御相談できる体制を子ども家庭センターとして整えているところですので、その顔の見えるよさ、あとその方によっては私たち職員でお話しがしづらいということであれば、こういうところの相談もありますよということで、北海道でも、民間でも、相談を受けているところがあるので、その方の要望に沿った寄り添い方や相談の仕方を支援として提供していきたいと思っています。以上です。

佐藤委員 大変御苦勞ですけども、どうぞよろしく願いいたします。

家塚委員長 ほかにございませんか。

高橋委員 またワクチンの話で申し訳ないんですけども、予防接種のところで、高齢者の予防接種が個別に書いてあって、ほかの部分、小児ワクチンとかだと思っんですけど、ここにはB型肝炎とか子宮頸がんワクチンも入っているんですが、この辺というのは、年齢別という細かいところは出ていないでしょうか。

健康づくり係長 各予防接種の対象年齢ですか。

高橋委員 そうです。

健康づくり係長 この成果説明書には人数しか載せてはいないですけども、主にこのBCGから、おたふくかぜまでは小児のワクチンになっています。子宮頸がんですけども、これは小学6年生から高校生の女子が対象ですけども、令和6年度まではキャッチアップ接種と言って、以前受けられなかった若い世代の20代ぐらいの女性にまた接種する機会をとということで、昨年度までキャッチアップ接種が実施されていました。下の高齢者でついているインフルエンザ、肺炎球菌、コロナウイルスが高齢者の方の予防接種になっています。以上です。

高橋委員 多分、できないと分かっているであえて聞かせてもらおうんですけど、今回も含め、今までワクチンの効果検証みたいなもの、例えば感染を予防したとか、重症化を予防したとか、そういったアンケートみたくなってしまうのかもしれないけれど、そういった検証というのは何かこうやったことはあったのでしょうか。

健康づくり係長 町の単位では、予防接種に関する検証アンケートなどは実施していません。

高橋委員 多分やろうと思ってもできないことだとは思っているので。前にも言ったかもしれないですけど、周知方法とか、そっちのほうのことですけど、やはり周知は誘導になってしまうことがあると思うんです。多分、これらは恐らくその病気の耐性をつけるとか、そういったものを大きく周知しているとは思うんですけど、そうやってくると、感染予防の啓発というもの自体が、どうしても必要性を強調するという誤解を招くというところもあって、自治体としたら、そのスケジュールとかの案内は事務的な周知にとどめるべきではないかなと僕は思っているんです。今まで一般質問とかいろいろところで言ってきたように、そもそもワクチンは、僕は全く必要ないと個人的には思っている人間なので、効いているか効いていないかも科学的根拠というのは出せないものだから、基本的には国も製薬会社とかが、自分たちに都合のいいマスデータというのを集めて、観察データですけど、効いているとか効いていないということを言うてるんですよね。それは観察データであって、解析データではないというところなので、国も、結局製薬会社が出してくる観察データというのを、国のホームページとかにも載せてしまうから、国会などでも一般質問とかで厚生労働大臣に言っても、分からないとか、検証しないという答えになるのは当然なんですよね。なので、この辺、前回も言ったかもしれないですけど、必ず載せてほしいなと思うところが、任意だということですね。小児ワクチンから高齢者のワクチンまで、全てのワクチンが任意だということは、やはりどうしても載せてほしいなという思いなんです。なので、定期接種というのが、義務かと思っている方もいらっしゃるんで、その辺は載せてほしいというところがあります。あと、ちょっといろいろ考えてきた

んですけれど、効果や副反応には個人差がありますというような明記ですとか、接種は御自身の体調や価値観に応じて御判断くださいですとか、救済制度のことは必ず載せてもらいたいんですけれども、科学的知見というのは日々更新されていますという、不確実性というんですか、その辺はちょっと強調してほしいなというところもあったりとかして、だから、予防接種法というところに基づいていろいろやっているとは思いますが、ということ聞かなければ刑罰とか罰金があるというものではなくて、そこはやはり自治体でも考えられるはずなんですけれど、そうなることで、もちろん厚労省とかからの補助金とか交付金とか、その辺の財政的な政策的な圧力がかかる可能性もあるので、できることできないことがあるというのは分かっていますし、だからそういうのは、ちょっとこの制度の隙間とか言葉のニュアンスとかが結構大事だと思うので、そういう事に目を向ける姿勢というのはワクチンだけではないんですけれど。町でやっている制度そのものを全部全て含めてだと思いたいですけれど、そういう言葉のニュアンスは結構大事だと思うんです。なので、そういうところ気をつけられるところを少し採用していただければうれしいなというところなんです。これは要望になりますので、答えいいです。

家塚委員長 ほかにありませんか。(なしの声)

ないようですので、これで質疑を終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは、職員の一部入替えがありますので、2時45分まで休憩します。

(午後 2時31分)

(午後 2時45分)

家塚委員長 それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。先ほど熊木委員から、救急安心センターさっぽろの件数の問いがありましたので、答えていただきます。

健康づくり係長 救急安心センター札幌の実績ですけれども、令和6年度は89件の相談の実績がありました。その89件の内訳ですけれども、医療機関の案内が22件、救急医療相談が49件、その他18件となっています。なお、令和4年は36件だったのが、令和5年で73件、令和6年で89件と相談の実績は少しずつ多くなっています。以上です。

家塚委員長 それでは、次に審査順序の5番目、介護保険特別会計について審査を行います。それでは説明をお願いします。

保健福祉課長 令和6年度介護保険特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。初めに、歳入の説明をいたします。決算書155ページをごらんください。

1款1項1目第1号被保険者保険料、収入済額1億7,247万700円。収入未済額88万8,010円。収納率につきましては現年度分が100%、対前年度比と同率。滞納繰越分につきましては23.6%、対前年比4.5%の増となっています。

2款1項1目介護給付費負担金、収入済額1億4,572万1,811円。施設給付費の15%、居宅給付費の20%が交付されたものです。

2項1目調整交付金、収入済額4,771万5,000円。給付費及び地域支援事業費の約6%が交付されたものです。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、収入済額319万4,000円。事業費の保険者負担分の20%が交付されたものです。156ページにまいります。

3目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援、収入済額581万6,965円。事業費の保険者負担分の38.5%が交付されたものです。

4目保険者機能強化推進交付金、収入済額72万6,000円。地域包括ケアシステムや保険運営の安定化に資する施策の推進状況に応じて交付されたものです。

5目介護保険保険者努力支援交付金、収入済額147万円。介護予防・健康づくり事業に資する取組の状況に応じて交付されたものです。

6目事業費負担補助金、収入済額30万2,000円。介護報酬改定に伴うシステム改修のために交付されたものです。

3款1項1目介護給付費交付金、収入済額2億2,976万8,000円。施設給付費並びに居宅給付費の27%相当が交付されたもので、財源は各保険者の第2号被保険者の納めた保険料です。

2目地域支援事業交付金、収入済額358万1,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費の保険者負担金の27%相当が交付されたもので、財源は各保険者の第2号被保険者の保険料です。次ページにまいります。

4款1項1目介護給付費負担金、収入済額1億2,556万5,000円。施設給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%が道負担分として収入されたものです。

2項1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、収入済額199万6,250円。介護予防事業費の保険者負担分の12.5%が道補助金として収入されたものです。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援、収入済額290万8,482円、事業費の保険者負担分の19.25%が道補助金として収入されたものです。次ページにまいります。

5款1項1目利子及び配当金、収入済額1,955円。基金の利息でございます。

6款1項1目介護給付費繰入金、収入済額1億276万2,365円。施設給付費及び居宅給付費の12.5%の町負担分です。

2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業、収入済額131万3,814円。介護予防事業・日常生活支援総合事業の事業費の12.5%の町負担分です。

3目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援、収入済額234万2,411円。事業費の19.25%の町負担分です。

4目低所得者保険料軽減繰入金、収入済額915万9,600円。別枠公費による繰入金で、財源内訳は国2分の1、道4分の1、町4分の1で、国、道補助金は一般会計で受け、町負担4分の1とあわせて特別会計に繰入れるものでございます。

5目その他一般会計繰入金、収入済額1,178万9,855円。歳出の総務費相当額を事業費として町が負担するために繰入れをしています。次ページにまいります。

2項1目介護給付費等準備基金繰入金、予算計上していましたが、財源が確保され

たことから繰入れを行わなかったものです。

7款1項1目繰越金、収入済額3,507万4,837円。令和5年度からの繰越金です。

8款1項1目第1号被保険者延滞金、収入済額1,200円。

2項1目第三者納付金並びに2目返納金につきましては、実績はございません。

3目雑入、収入済額5万9,100円です。地域支援事業に係る利用者負担金です。

以上、歳入合計予算現額9億360万3,000円。調定額9億462万8,355円。収入済額9億374万345円。不納欠損額0円。収入未済額88万8,010円でございます。

次に、歳出の説明をいたします。160ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、支出済額227万8,540円。介護保険全般に係る事務処理経費を執行しています。

2項1目賦課徴収費、支出済額64万9,611円。保険料の賦課等に係る経費を執行しています。161ページをごらんください。

3項1目認定調査等費、支出済額614万5,634円。介護認定調査を行う会計年度任用職員をはじめ、介護認定に係る経費を執行しています。

2目認定審査会共同設置負担金、支出済額271万866円。栗山町、由仁町と共同設置している審査会に係る負担金を執行しています。次ページにまいります。

4項1目計画策定委員会費、支出済額2万3,404円。第9期介護保険事業計画の進捗管理のために委員会を開催した経費を執行しています。

5項1目趣旨普及費、支出済額28万8,200円。介護保険利用の手引きの作成経費を執行しています。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、支出済額1億9,576万1,056円。訪問介護、通所介護、通所リハビリ等の給付に係る経費を執行しています。

2目地域密着型介護サービス給付費、支出済額1億6,654万7,104円。グループホーム、認知症対応型デイサービスの給付に係る経費を執行しています。次ページにまいります。

3目施設介護サービス給付費、支出済額3億4,787万7,043円。食費及び居住費を除く介護老人福祉施設等の入所給付に係る経費を執行しています。

4目居宅介護福祉用具購入費、支出済額86万5,757円。福祉用具購入の給付に係る経費を執行しています。

5目居宅介護住宅改修費、支出済額115万1,002円。住宅改修の給付に係る経費を執行しています。

6目居宅介護サービス計画給付費、支出済額3,149万1,439円。サービスを利用する際のケアプラン作成に係る経費を執行しています。163ページ下段をごらんください。

2項1目介護予防サービス給付費、支出済額2,426万2,884円。介護予防における通所リハビリをはじめとする各種サービスの給付に係る経費を執行しています。次ページにまいります。

2目地域密着型介護予防サービス給付費、支出済額4万7,916円。介護予防に

おける認知症対応型通所サービスなどの給付に係る経費を執行しています。

3目介護予防福祉用具購入費、支出済額72万2,457円。福祉用具購入の給付に係る経費を執行しています。

4目介護予防住宅改修費、支出済額166万7,120円。住宅改修の給付に係る経費を執行しています。

5目介護予防サービス計画給付費、支出済額401万5,178円。介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成に係る経費を執行しています。

3項1目審査支払手数料、支出済額69万3,764円。11,852件の手数料を執行しています。次ページにまいります。

4項1目高額介護サービス費、支出済額2,020万3,273円。要介護者の利用者負担限度額を超えた部分についての払い戻しに係る費用を執行しています。

2目高額介護予防サービス費、支出済額4万5,563円。要支援者の利用者負担限度額を超えた部分についての払い戻しに係る費用を執行しています。

5項1目高額医療合算介護サービス費、支出済額357万3,138円。介護と医療の両方を利用して、自己負担限度額を超えた部分についての払い戻しに係る費用を執行しています。

次の2目高額医療合算介護予防サービス費につきましては、実績はございません。次ページにまいります。

6項1目特定入所者介護サービス費、支出済額2,317万4,235円。要介護者で所得の低い方の食費並びに居住費の自己負担分に係る費用を執行しています。

2目特定入所者介護予防サービス費につきましては、実績はございません。

166ページ中段から167ページにかけまして、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、489万5,735円。訪問型サービス事業と通所型サービス事業に係る経費を執行しています。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、支出済額59万6,503円。介護予防・生活支援サービス事業に係る対象者のケアプラン作成に係る経費を執行しています。

3目一般介護予防事業費、支出済額509万9,374円。快足シャキット倶楽部や水中運動教室、ボランティアポイント事業、サロン事業などに係る経費を執行しています。事業の一部は、社会福祉協議会に委託をしています。168ページから169ページにまいります。

2項1目包括的支援事業費、支出済額47万2,693円、介護支援専門員の研修等に係る経費を執行しています。

2目在宅医療・介護連携推進事業費、支出済額1万5,000円。在宅医療介護の連携のための講演経費を執行しています。

3目生活支援体制整備事業費、支出済額424万6,000円。事業を推進するための生活支援コーディネーター配置などに係る経費を執行しています。

4目認知症総合支援事業費、支出済額10万370円。認知症のある高齢者に早期から関わりを持ち、適切な医療やサービスにつなげる事業で、主に認知症サポート医師に係る経費を執行しています。

5目地域ケア会議推進事業、支出済額13万5,406円。2回実施しました地域

包括ケア推進会議の委員報酬や自立支援に向けた個別会議の開催に係る研修会の経費を執行しています。

6目任意事業費、支出済額720万4,101円。介護者のつどいや配食サービス、シルバーハウジング生活援助員派遣事業など、町の実情に応じて実施している事業の経費を執行しています。

4款1項1目介護給付費等準備基金積立金、支出済額1,116万6,955円。詳細は備考欄のとおりでございます。次のページにまいります。

5款1項1目第1号被保険者保険料還付金、支出済額6万400円。内訳につきましては、申告による所得更正が主なものです。

2目償還金、支出済額1,256万4,934円。国費、道費、支払基金の令和5年度精算に伴う償還金です。

6款1項1目予備費、実績はございません。

以上、歳出合計予算現額9億360万3,000円、支出済額8億8,075万2,655円。不用額2,285万345円です。171ページにまいります。

実質収支に関する調査の調書の説明をいたします。

1歳入総額9億374万345円。2歳出総額8億8,075万2,655円。3歳入歳出差引額2,298万7,690円。5実質収支額は2,298万7,690円でございます。

次に、決算書資料の説明をいたします。決算資料25ページをごらんください。27ページまで項目ごとに件数並びに支出額を記載しております。

令和6年度の介護保険事業の主な概要を申し上げます。25ページ中段の認定結果につきましては、合計が442人で、前年度対比145人の増となっております。増加の理由としましては、75歳以上の後期高齢者の比率が高くなっていることに加えまして、認定期間の関係で令和6年度は更新対象者が多い年度となっているためです。

25ページ中段、2保険給付費につきましては、(1)居宅サービス給付費全体では、対前年度比、件数は699件の増であり、給付費は約1,434万円の増額となっております。26ページの(2)施設サービス給付費では、対前年度比、件数では193件の増、給付費で約6,531万円の増額。(3)介護予防サービス給付費では、対前年度比、件数では3件の増、給付費では約59万円の増額でございます。

保険給付費全体では、対前年度比で約8,331万円の増で、約10%の増額となっており、居宅サービス、施設サービスともに増加してございます。27ページ上段をごらんください。

③介護予防事業では、一般高齢者等に対する各種介護予防事業を実施しており、通年で実施している事業につきましては、ほぼ全ての事業が、コロナウイルスが落ちついたことから、昨年度よりも回数や参加延べ人数が多くなっている状況にございます。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わります。

家塚委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。(なしの声)

ないようですので質疑を終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

次に審査順序の6番目、国民健康保険特別会計について審査を行います。それでは説明をお願いします。

住民課長 令和6年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。初めに、歳入から説明いたします。決算書137ページをごらんください。

1款1項1目国民健康保険税、収入済額2億601万4,493円。収入未済額4,077万9,408円。収入未済額の内訳は、現年課税分164件37名、滞納繰越分1,542件80名となっています。収納率は、現年課税分が98.74%で、前年度対比0.02ポイントの増加、滞納繰越分が17.75%で、前年度対比4.61ポイントの増加となっています。

2款1項1目手数料、収入実績はありません。

3款1項1目災害臨時特例補助金、交付実績はありません。

3目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、収入済額315万2,000円。次ページへまいります。

4款1項1目保険給付費等交付金、収入済額6億7,201万9,507円。1節普通交付金として、6億4,199万9,507円。2節特別交付金として、3,002万円がそれぞれ交付されたものです。

2項1目財政安定化基金交付金、交付実績はありません。

5款1項1目利子及び配当金、収入済額3,045円。基金積立金の利子収入です。

6款1項1目一般会計繰入金、収入済額8,027万2,000円。国の基準に基づく一般会計からの繰入金です。内訳は、次ページにかけて、備考欄に記載のとおり、基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、産前産後保険税繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産育児一時金等繰入金、事務費繰入金となっています。

2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、収入済額2,799万9,000円。歳入財源不足を補うため基金から繰入れを行ったもので、令和6年度末の基金残高は1億718万1,796円です。

7款1項1目繰越金、収入済額1,534万4,199円。令和5年度国民健康保険特別会計からの繰越金です。

8款1項1目延滞金、32万9,390円。相続財産換価による配当金のうち、延滞金充当分が1件です。

2項1目第三者行為納付金、収入済額13万3,497円。交通事故等の第三者行為損害賠償納付金等2件です。次ページへまいります。

2目過誤払給付費返納金、収入済額42万4,261円。医療費の返納43件分です。

3目雑入、収入済額49万5,000円。特定健康診査一部負担金及び特定健康診査に係る令和5年度道補助金の確定による精算金です。

以上、下段歳入合計予算現額10億1,911万4,000円。調定額10億4,696万5,800円。収入済額10億618万6,392円。収入未済額は4,077万9,408円です。

次に、歳出の説明をいたします。141ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、支出済額624万9,877円。国民健康保険全般に係

る事務経費を執行しています。備考欄中段、国保被保険者に対する加入者情報のお知らせ通知送付に係るシステム改修を、全額国の補助を受けて実施しております。

次ページにかけまして、2目連合会負担金、支出済額97万1,987円。北海道国保連合会への負担金を執行しています。

2項1目賦課徴収費、支出済額66万6,840円。納税通知書印刷や収納手数料などの経費を執行しています。

3項1目運営協議会費、支出済額9万4,456円。国保運営協議会委員9名分の報酬などの経費を執行しております。

4項1目医療費適正化対策事業費、支出済額55万9,286円。次ページにかけまして、備考欄、特定健診受診勧奨や保健指導に係る職員時間外勤務手当、ジェネリック医薬品の利用促進に係る経費などを執行しております。

5項1目収納率向上対策事業費、支出済額295万2,875円。一般事務報酬、会計年度任用職員期末手当など、保険税収納率向上対策に係る経費を執行しています。

2款1項1目療養諸費、支出済額5億5,485万6,865円。次ページにかけまして、備考欄、北海道国保連合会に対する被保険者の療養に係る負担金、審査支払手数料などを執行しています。

2目高額療養費、支出済額8,428万6,067円。被保険者の高額療養費に係る保険者負担分の経費を執行しています。

3目出産育児諸費、支出済額300万1,470円。1件当たりの交付金限度額は50万円で6件分を執行しております。

4目移送費、予算の執行はありません。

5目葬祭諸費、支出済額42万円。1件3万円で14件分を執行しています。

6目傷病手当金、予算の執行はありません。次ページまいります。

3款1項1目医療給付費分、支出済額2億2,101万7,000円。医療費給付に係る北海道への納付金を執行しています。

2目後期高齢者支援金等分、支出済額6,562万2,000円。後期高齢者支援金等に係る北海道への納付金を執行しています。

3目介護納付金分、支出済額2,628万2,000円、介護納付金に係る北海道への納付金を執行しております。

4款1項1目共同事業拠出金、予算の執行はありません。

5款1項1目特定健康診査等事業費、支出済額1,346万5,577円。特定健診、特定保健指導などに係る経費を執行しています。備考欄下段、12節委託料では、特定健診受診率向上対策として、健康ポイント委託業務、北海道及び国保連合会並びに市町村の共同事業で、特定健診等データをAI等により分析し、効果的・効率的な受診勧奨を行う、特定健診受診率向上支援共同事業の経費を執行しています。次ページにまいります。

2項1目保健衛生普及費、支出済額196万1,516円。医療費通知、各種検診などに係る経費を執行しています。

6款1項1目基金積立金、支出済額3,045円。基金利子分の積立金です。

7款1項1目財政安定化基金償還金、予算の執行はありません。次ページへまいります

ます。

8款1項1目保険税等還付金、支出済額21万5,200円。保険税月割の異動などに伴い12件分を還付したものです。

2目保険給付費等交付金償還金、支出済額132万5,219円。令和5年度道補助金、保険給付費等交付金の確定に伴い、超過交付分を返還したものです。

3目その他償還金、支出済額45万2,000円。令和4年度国庫特別調整交付金再確定及び令和5年度出産育児一時金臨時補助金交付額確定による返還によるものです。

2項1目直診施設勘定繰出金、支出済額203万円。町立病院運営に係る特別調整交付金分を病院事業会計への繰出金として執行しています。詳細は病院事業会計決算の中で説明します。

9款1項1目予備費、予算の執行はございません。

以上、148ページ下段の歳出合計でございます。予算現額10億1,911万4,000円。支出済額9億8,643万3,280円。不用額は3,268万720円です。

次に、実質収支に関する調書について説明いたします。1歳入総額10億618万6,392円。2歳出総額9億8,643万3,280円。3歳入歳出差引額は1,975万3,112円です。4翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5実質収支額は1,975万3,112円です。6については該当ございません。

次に、決算資料成果説明書の24ページをごらん願います。国民健康保険特別会計です。令和6年度の国民健康保険事業の主な概要を申し上げます。

初めに、2保険給付費、(1)療養給付費の状況です。年間平均被保険者数は1,763人で前年度対比64人の減少となっています。1人当たりの費用額は43万362円で前年度対比6,851円の増加となっています。1人当たりの受診件数につきましては16件で、前年度対比で1件の減少となっています。保険給付費全体では6億4,256万4,402円となっており、前年度対比で1,402万6,710円の減少となっています。

次に、3国民健康保険事業費納付金の状況です。北海道への国民健康保険事業費納付金は、3億1,292万1,000円となっており、前年度対比で2,179万2,000円の増加となっております。今後においてもこの事業費納付金の推移に留意しながら、国民健康保険事業における財政基盤の安定化を図ってまいります。

次に、4保健事業費の状況です。特定健診受診者数は531人で、前年度対比25人の減少、受診率は36.1%で、前年度対比0.2ポイント減少しています。

以上で令和6年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

家塚委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。

星委員 1点、ちょっと分からなかったもので、確認で質問したいんですけども、予算書では147ページ、保健衛生普及費ですけども、委託料になります。12節委託料で、予算で250万ぐらい出ているんですけども、支出済額が88万で、不用額がその倍ぐらいの160万が不用になっているので、ちょっと気になったんですけども、予算では、人間ドック等予算で160万ぐらい出ているんですが、執行で

は50万になっているんですが、これ多分、成果説明書でいうと、24ページの保健事業にあたるのかなと思ったのですが、さっき人数聞いたら若干減っているということなんですけれど、この辺どういう状況だったのか説明いただきたいです。

国保医療係長 人間ドックの見込み件数ですけれども、国保の加入者で1人当たり、医療機関ごとに単価を掛けた分で計算しております。前年の見込みと実績を比較した形で、皆さんが受けていただくように予算組みをしておりますので、特定健診を前年度受けた方が、人間ドックを受ける可能性も考慮して予算は少し多く見積もっております。実際受けた人数よりも極端に減っているということの質問かと思いますが、後期高齢に移行する方も何人かいらっしゃいますので、その分の減額と、あと人間ドックを受けなかった、特定検診を選択して受けたという実績で減額になっているということになります。以上です。

家塚委員長 ほかにありませんか。

石川委員 私は国保加入者ですけれども、毎月保険給付費のあなたはこの病院に幾らかかった、そのうち保険料はこんな形で払われているという明細として、はがきで送られてきますけれども、あれに係る経費はどれだけかかっているのか。それと、今いろいろ電気料金だとか電話料金もそうですけれども、電子化されてきて、それこそメールとか何かそのような形の別な手法としてデータが送られてくるのが多い中で、国保に関してはいまだ郵送で送られてくるということで、その郵送費から考えたら、電子化というような形の見直しというのはできないものなのか、その辺りいかがでしょうか。

国保医療係長 今の質問ですけれども、医療費通知の発送経費ということで理解しました。医療費通知に関しましては、郵送料1件当たりはがきの金額、あと1世帯で複数枚の発送になる場合は一つの封筒に入れて110円で送付しております。今のメールの対応の話ですけれども、現時点ではメールの対応は検討しておりません。マイナ保険証の利用登録ですね、令和6年の12月2日からマイナ保険証に移行されたということもありまして、そちらで医療費の情報ですとか、あと薬剤の処方された経緯も確認することができますので、医療費通知という形ではないんですけれども、個人的に医療機関の情報、薬局の情報も確認するような仕組みにはなっておりますので、今のところメールでの対応というのは考えておりません。あと、医療費通知の活用としては、確定申告の時の医療費控除に使うことができますので、そちらの観点からも、現時点でははがきで通知ということで対応したいと思っております。

石川委員 分かりました。あくまで今の国保は被保険者というか事業自体は道ですから、道からの通知なのかなという感じも思ったんですけれど、もしそうでないならば、町単位で判断できるんだったら、マイナ保険証でそういう形で確認できると、そういった方面で少しでも経費節減するという考え方としては大事なのかなと。さっき説明ありましたけれども、事業の給付額も相当増えてきているということから考えたら、幾らかでも削減するような工夫も必要なのではないかなという感じもいたします。あと、税金の申告の段階で、あれはあれでまた別個のはがきですから、あれは絶対必要だとしても、毎月の送付というのは意外と必要なかったりすることもあるし、メールでも十分役目がなされるのではないかなという感じもするので、その辺り、これか

らも検討していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

住民課長補佐（戸籍・国保担当） ただいまの御質問、御意見のお話の中身ですが、医療費通知については、現行はがきでお送りしておりますけれども、そちらのはがきの形式、記載内容につきましても、国保連合会で作成しているものを活用しているところで、うちの町だけではなく、ほかの市町村においても同じような形で進められているところがあると認識しておりますので、本町だけがそういった取扱いができるかというところはなかなか今の時点では難しいかなと私としては認識しております。また、そのはがきの中身でいろいろ医療費の削減に向けた取組の周知ですとか、そういった文面もあわせて、お送りしたはがきに記載している中で、皆さんに医療費の適正化というか、最適化を図っていただくということも周知にもつながっております。国の交付金などの算定にもなっている部分がありますので、そういったことも踏まえて、なかなか電子化というのは急には難しいところはあるのかなと思っておりますが、これからの国保連合会の通知ですとか、そういったやり方、仕組みの中身など、情報を集約しながら、適正な方法で進めてまいりたいと考えております。以上です。

家塚委員長 ほかにありませんか。（なしの声）

それではないようですので、質疑を終わってよろしいですか。（はいの声）

それでは質疑を終了いたします。

次に、審査順序の7番目、後期高齢者医療特別会計について審査を行います。それでは説明をお願いします。

住民課長 それでは、令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。初めに歳入から説明いたします。決算書177ページをごらんください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、収入済額9,658万6,500円。収入未済額91万2,600円。収入未済額の内訳は、現年度分26件7名、滞納繰越分31件4名となっております。収納率は現年度分が99.55%で、前年度対比0.06ポイントの減少、滞納繰越分が30.25%で、前年度対比14.23ポイントの増加となっております。

2款1項1目督促手数料、収入実績はありません。

3款1項1目事務費繰入金、収入済額690万6,000円、国の基準に基づく繰入金で、内訳は備考欄に記載のとおりです。

2目保険基盤安定繰入金、収入済額3,301万4,329円。国の基準に基づく繰入金で後期高齢者医療保険料の軽減額を繰入れしたものです。

4款1項1目繰越金、収入済額36万5,303円。令和5年度後期高齢者医療特別会計からの繰越金です。次ページへまいります。

5款1項1目延滞金、収入実績はありません。

2項1目雑入、収入実績はありません。

以上、下段歳入合計予算現額1億3,882万8,000円。調定額1億3,778万4,732円。収入済額1億3,687万2,132円。収入未済額は91万2,600円です。

次に、歳出の説明をいたします。次ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目一般管理費、支出済額 1 2 8 万 9, 7 7 3 円。電算システム保守などの事務経費を執行しております。

2 項 1 目徴収費、支出済額 3 8 万 5, 2 4 1 円。保険料の通知・徴収に係る経費を執行しています。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 1 億 3, 4 4 7 万 5, 7 2 9 円。次ページにかけまして、備考欄、北海道後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金を執行しています。

3 款 1 項 1 目保険料還付金、支出済額 9 万 4, 9 0 0 円。保険料更正などに伴い 5 件分を還付したものです。

4 款 1 項 1 目予備費、予算の執行はありません。

以上、下段歳出合計予算現額 1 億 3, 8 8 2 万 8, 0 0 0 円。支出済額 1 億 3, 6 2 4 万 5, 6 4 3 円。不用額は 2 5 8 万 2, 3 5 7 円です。

次に、実質収支に関する調書について説明をいたします。

1 歳入総額 1 億 3, 6 8 7 万 2, 1 3 2 円。2 歳出総額 1 億 3, 6 2 4 万 5, 6 4 3 円。3 歳入歳出差引額は 6 2 万 6, 4 8 9 円です。4 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5 実質収支額は 6 2 万 6, 4 8 9 円です。6 については該当ございません。

次に、決算資料の成果説明書の 2 8 ページをごらん願います。後期高齢者医療特別会計です。本特別会計は、広域連合の管理のもと保険料を徴収し、広域連合に対し必要な費用を納付するための特別会計です。ただいま説明したとおりの内容を記載しております。被保険者数は 1, 4 4 4 人で、前年度対比 3 6 人の増加となっております。

以上で令和 6 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

家塚委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。(なしの声)

ないようですので質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

本日本日予定しておりました審査項目が終了いたしました。明日 1 1 日、午前 9 時 3 0 分まで延会といたします。

お疲れさまでした。

(午後 3 時 4 2 分)

決算審査特別委員会会議録

(2日目 R7.9.11 9:30~14:36)

家塚委員長 それでは、昨日より延会となっております決算審査特別委員会をただいまから再開いたします。本日の出席人員は9名であります。それでは、直ちに会議を開会します。

審査順序の8番目、第5款農林水産業費について審査を行います。それでは説明をお願いします。

農業委員会事務局長 決算書80ページをお開きください。

5款1項1目農業委員会費、支出済額760万7,232円。農業委員会運営経費として農業委員12名の報酬、旅費並びに事務局経費として、農地台帳システムの保守更新に係る経費の執行となっております。以上です。

産業振興課長 成果説明書は14ページ、あわせてごらんいただきたいと思えます。

2目農業振興費、支出済額6億3,661万9,685円。不用額433万9,315円。不用額の主なものは、12節委託料で、有害鳥獣捕獲業務の執行残です。18節負担金補助及び交付金では、担い手育成対策事業における新規就農者に対する奨励金並びに農業経営高度化促進事業での農地整備等に伴う負担軽減措置費用の負担金の執行残によるものです。備考欄の説明にまいります。農業振興経費では、総合農政推進協議会運営経費をはじめ、農業関係団体への負担金など、184万7,598円執行しています。

次に、有害鳥獣対策事業では、実施隊員の報酬、有害鳥獣捕獲等業務委託料、狩猟免許取得支援事業費助成金など、269万9,880円を執行しています。

次に、経営所得安定対策事業では、農産物の生産目標の調整や確認を行う南幌町農業再生協議会に対する補助金のほか、水田畑地化促進事業に係る補助金の経費として、1,744万591円を執行しています。

次に、耕地利用高度化推進事業では、農地の良好な生産環境を維持するため、地域での共同利用器具備品購入費として993万8,500円を執行しています。なお、導入した機械は、三重地区の貸し出し用レーザーレベラーを1台、三重地区、鶴城一期地区の貸し出し用畦塗り機を3台購入しています。

農業振興補助金交付事業では、南幌町農業協同組合が取り組む重点施策事業に対する補助金として400万円を執行しています。

次に、農業経営高度化促進事業では、農地、農業水利施設の整備に伴う農家の負担軽減措置費用と、工事により休耕する農家の所得損失補填の負担金として2億7,329万8,314円を執行しています。

次に、農業制度資金利子補給事業では、認定農業が借り入れた制度資金の利子補給補助金として、延べ57件分、130万6,458円を執行しています。

次に、担い手育成対策事業では、農婚塾の負担金や4Hクラブ活動補助、新規就農者6名に対する担い手育成奨励支援のほか、次ページにかけて、産地生産基盤パ

ワーアップ事業、麦・大豆技術向上事業補助金などの経費として、1億458万7,402円を執行しています。

次に、地産地消活動推進事業では、農産物加工センターの指定管理料、キャベツキムチ町民還元事業の負担金などの経費として、276万8,897円を執行しています。

次に、都市との交流と販路拡大事業では、北海道日本ハムファイターズ主催ゲーム11試合にて本町の農産物のPR経費、農業者が実施するグリーンツーリズム事業の補助金と助成金として、70万470円を執行しています。

次に食育活動推進事業では、食育推進計画策定委員開催経費をはじめ、小学生によるバケツ稲づくり事業、子育て支援米支給事業、親子農業体験塾などの経費として916万9,598円を執行しております。

次に、多面的機能支払事業では、農業の有する多面的機能の維持、発揮を目的に、分水区ごとに組織されている3つの地域資源保全協会への交付金や事務経費として、1億9,696万6,295円を執行しています。

次に、環境保全型農業直接支援対策事業では、環境保全型農業を推進する生産者12経営体に対する補助金と事務費として、1,189万5,682円を執行しています。

続いて、3目農地費、支出済額4,307万8,531円。不用額59万4,469円。土地改良事業経費では、道営経営体育成基盤整備事業として三重地区ほか2地区の換地業務経費、水利施設管理強化事業補助金などを執行しています。続いて、90ページをお開きください。下段です。

2項1目林業振興費、支出済額193万3,705円。不用額37万7,295円。林業振興経費では、防風林監視人に対する報酬、野ねずみ駆除薬剤散布委託料、町有林の倒木処理経費などを執行しています。

以上で農林水産業費の説明を終わります。

家塚委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

西股委員 農業振興補助の関係でお聞きしたいのですが、今農協と一緒にやっているわけですが、その関係で、どのような事業を行っているのかという内容を説明していただきたいのと、現在やられているものに対する、生産者からの何かいろいろな声というのはあるのかなと。何十年も続いている事業ですけれども、この事業自体マンネリ化していないのかなというのをちょっと懸念される部分があるので、内容についてお聞かせ願いたいと思います。

それともう1点、農業関係で、農業委員会の農地の流動化の関係、どのような形で推移しているのかということで情報提供をお願いしたいと思います。特に今、農地の異動の中で、公社の買上げの関係、それと公社からの払下げの関係、それもどのようなになっているのかという部分についてお願いいたします。

農政係長 農業振興対策事業補助金の関係でございます。初めに、事業の内容につきましては、農協が策定をしております第15次中期計画、3か年計画の農業振興策事業と、町の総合計画の内容と一致した取組6項目に対して補助を行っているもので、1つ目、収益性の高い農業の確立。2つ目、経営基盤の体質強化。3つ

目、意欲ある担い手の育成。4つ目、環境と調和した農業の推進。5つ目、食の安全と食育の推進。6つ目、豊かさと活力ある農村の構築。いずれかに効果が見込める事業に対して助成を行っており、本町農業の発展を図るというものになっております。総事業費としましては、2,349万2,041円。そのうち対象事業費としましては、1,180万5,147円となっております。対象事業費の2分の1、400万円を上限に補助をしているものです。

生産者の声というところがございますけれども、こちらの事業の一つとしまして、土壌診断に基づく土壌改良に資する取組ということで、こちら事業費としましては550万ほどになっておりまして、町内の生産者皆さんに補助を行っているとこのようになっておりますので、こちらにつきましては、農業者の負担軽減になっているものと考えております。

マンネリ化をしていないかというところがございますけれども、今年の2月に、農協で第16次中期計画の策定を行っておりまして、取組の内容の第15次との変更点でありますけれども、基本的に取組に大きな変更というものはありませんけれども、そのうち新たな取組としましては、蔬菜の関係になりますけれども、新規に蔬菜品目を作付した方への支援として100万円、長ネギ強洗浄利用者への支援ということで、80万円が新規に計上されております。また、減額となったものとして、麦収穫後の二毛作に対する支援、こちらが100万円減額、土壌改良に資する取組につきましても70万円減額ということで、それぞれその時に合った取組の内容で、JAでもいろいろ精査をしているものと考えております。以上です。

農地係主査 2点目の御質問についてお答えいたします。令和6年度の農地の異動実績につきましては、まずは農地法第3条における所有権移転が5件、12.48ヘクタールとなっております。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転の件数につきましては、北海道農業公社の事業で、公社が農地を買入れする買入れ事業が4件、19.18ヘクタール、公社から売り渡す売渡し事業が7件、43.26ヘクタールです。農業委員会のあっせん基準による一般あっせん、いわゆる相対での売買が8件、8ヘクタールとなっております。以上です。

西股委員 農業委員会のほうは分かりました。農業振興の関係で、蔬菜振興が新たに出てくるということですが、主眼を置く作物としては、どういうものを狙っていくのかということですが、キャベツが多分かなり生産面積減っているということで、今産地指定も外れそうになっているんですけどか、まだ大丈夫ですか。これ以上切るとちょっとまずいかなというところで、ちょっとやるのかなと思うんですけども、その辺のどういうものに対してやっていくのかということをもっと教えていただきたいのと、それと土壌分析の関係というのは、今農協にある機械で全部やるような形になるのかどうか、それともどこか外注に出してやるのかという部分でお知らせください。以上です。

農政係長 蔬菜の関係につきましては、こちらのJAの新規の計画でいきますと、キャベツを初めとして、長ネギ、ブロッコリー、ピーマン、タマネギ、こういったところを産地として維持をしていくという計画上になっており、それに取り組ん

でいるものと思います。先ほど説明させていただきました新規に蔬菜品目を作付した方への支援ということで、こちらにつきましては、どの品目を作付した方ということではなくて、新規に作付者への支援ということで、品目については問われていないと考えております。

それと2点目の土壌診断の関係につきましては、全て外注と把握をしております。以上です。

家塚委員長 ほかにありませんか。

石川委員 通告は出していないんですけれども質問させていただきます。成果説明書の14ページ、最初に出ています有害鳥獣対策について、昨年も質問された方いたんですけれども、今、全道全国で熊が出没しているということで、結構ハンターに対しての注目を受けていますけれども、うちの町の場合、猟友会という形で体制をとっていますが、以前、高齢化になっているとか、なかなか次やる人がいないという話をされていましたが、現時点では実施隊員9名いるという形で捉えてよろしいでしょうか。実働できるような体制としてはどのような形になっているのか、また、町として、これから隊員を補充するような形での施策として、講習会に補助を出しているというお話でしたけれども、その辺りについてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

農政係主査 猟友会の関係ですけれども、現在隊員が10名おまして、確かに高齢化は進んでいるところではありますが、そのうちハンターと呼ばれる銃を持っている方は3名です。この3名の方も、70代が1人、60代が1人、50代が1人ということで、今後10年後のことも考えますと、厳しい状態になってくるのは間違いないかと思えます。今後、猟友会のメンバーを増やすということに関しても、今猟友会から情報がありまして、本年度中に1名猟友会に入りたいという方がいらっしゃるということで話を聞いております。ただ、お仕事の退職後の方ということなので、詳しい年齢は聞いていないんですけれども、恐らく60前後の方なのかなと思いますが、こちらの方も猟銃を持たれていない方なので、今後、鹿もそうですし熊の対策もそうですけれども、まず、猟銃を持たれている方を今後どうやって補充をしていくかが今後の課題となっているのは、こちらとしても把握している状況であります。以上です。

石川委員 分かりました。1名増えるという可能性があるかと。ハンターという資格を持っていても、肝心の銃がなければどうしようもない、実際にその資格を持つということはアライグマの処分くらいな形ですかね。キツネだとかそういったものだけしかできないのかなという感じがするんです。具体的に、銃は町のほうでは買い与えるということもできないでしょうし、歯がゆいところで何か方策はないのでしょうか。それと、出動した場合には、連絡する体制として町を介して連絡するような形となっているのか、捕獲するその連絡体制というのはどんな形なのかも伺いたします。

農政係主査 鹿や熊が出没した際には、当然町に連絡が入りまして、私どもから各ハンターの皆さんに御連絡するような体制にはなっております。

産業振興課長補佐（農政担当） 今おっしゃった部分については、緊急事態の部

分の銃の使用という形の理解でよろしいでしょうか。その部分に対しましては、鹿が通常出た場合、人的な被害がないという形になりますと、先ほど説明があったとおり、地元から連絡があって駆除の要請をします。一部撃てない場所ですとかありますが、そこの銃が使用可能な場所につきましては、それぞれ我々お願いしまして、ハンターの方に駆除していただいているという形でございます。昨今の熊の話になるかと思います緊急の部分といいますと、そこの部分については紙面にもありますとおり、今法改正が一部なされまして、自治体の判断でやれるという形にはなっておりますが、こちらについては当然警察の部分ですとか、あとそれぞれ安全確保をしなければいけませんので、そこら辺で町の関係機関ですとか、消防にも判断を仰ぎながら進めていかなければならないという形になっておりますので、いずれにしましても、今回の緊急時の部分に対しましては、今後関係機関と連携協力のもと、これまでどおり進めていかなければならないということでございます。以上です。

家塚委員長 ほかにございませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。次に、審査順序の9番目、6款商工費について審査を行います。それでは説明をお願いします。

産業振興課長 決算書91ページ中段からとなります。主要成果説明書は16ページ中段からとなりますのであわせてごらんください。

6款1項1目商工振興費、支出済額1億455万2,215円。不用額30万2,785円。備考欄の説明にまいります。商工会運営助成事業では、商工会が実施する経営改善普及事業及び地域振興事業に対する補助金として605万1,930円を執行しています。

次に、中小企業資金利子補給事業では、北海道中小企業総合振興資金を活用した事業者22社に対する利子補給助成として、177万6,413円を執行しています。91ページ下段から次ページにかけて、ふるさと応援寄附事業では、寄附に係る事務事業経費、中間事業者への業務委託料など、8,842万3,886円を執行しています。なお、令和6年度の寄附実績につきましては15,827件、金額では1億7,387万6,000円となっております。

次に、地域おこし協力隊設置事業では、ふるさと応援寄附事業に係る地域おこし協力隊活動に対する業務委託料、備品購入費などの活動経費として498万8,986円を執行しています。92ページ下段から次ページにかけて、商工振興経費では、南空知4町で連携実施しています消費生活相談窓口業務、関係団体の負担金のほか、空き店舗活用支援事業補助金として331万1,000円を執行しています。

続いて、2目観光振興費、支出額9億8,483万7,489円。不用額418万5,511円。不用額の主なものは、15節工事費で温泉施設の改修整備工事費の執行残によるものです。備考欄の説明にまいります。観光協会運営助成事業では、町長杯争奪パークゴルフ大会、観光協会直販所常駐職員配置経費に対する補助金として467万9,910円を執行しています。

次に、南幌温泉経費では、施設の指定管理料、町民無料入館券配布事業負担金のほか、温泉施設の改修に伴う整備工事費並びに、パート従業員給与保障に係る経費として、9億7,121万5,075円を執行しています。93ページ下段から次ページにかけまして、イベント経費では、令和6年度新たに町の主催で開催しました南幌盆踊りの開催経費として85万7,045円を執行しています。

次に、地域おこし協力隊設置事業では、観光情報の収集、発信や観光資源の利活用など、観光振興業務に係る地域おこし協力隊活動に対する業務委託料、備品購入費などの活動経費として615万5,659円を執行しています。

次に、観光振興経費では、町内4施設に設置しているデジタルサイネージの運用経費、北海道そらちグルメファンドイベントの負担金などの経費192万9,800円を執行しています。

続いて、3目ふるさと物産館管理費、支出済額1,585万6,181円。不用額104万9,819円。ふるさと物産館管理経費では、施設の維持管理運営に係る経費として執行しています。主要成果説明書17ページ中段、ふるさと物産館管理事業をごらんください。ここでは施設の利用者数です。全体で6万8,087人の利用です。前年比6,333人、10.3%の増となっています。以上で商工費の説明を終わります。

家塚委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。

星委員 成果説明書の17ページ、南幌温泉管理運営についてお聞きしたいんですけども、一般質問でもさせてもらったのですが、令和6年度町民無料券の交付率77.6%ということで、対象者数とちょっと計算すると、5,700人ほどが交付されたことになっていると思うんですけど、交付されたのが大体5,700人ぐらいで、利用率がそのうちの73.5%ということで、4,200人ほどが利用されたのかなという計算でいるのですが、その差異として、交付をして実際利用された方を引くと、1,300人ほどが券を使わずして終わったのかなと思っているんですけども、交付して利用できなかったというのは、原因としてどのようなことを考えられているのか、私のほうでも考えられるのは、無料券は持っているけれども足がないですとかそういうことも考えられるのかなと思っているのですが、担当課としてどのように考えているかをお願いします。

商工観光係長 無料券の使用できなかった要因というのは、ちょっと私どもでも把握はしていません。去年は休業が4か月間ありましたので、やはりそこは利用率の低下を招いている要因ではないかとは思っています。また、交通弱者に関する対策ということにつきましては、温泉事業自体としては、対策というのは行っておりませんけれども、町としては、オンデマンド交通事業や今年度より始まりました夜間タクシー運行支援事業を町としては実施しております。そのほか、夕鉄バス、それからハイヤーもございますので、それらの交通機関を活用していただければと思っています。また、町として、このオンデマンド事業と夜間タクシーの事業の町民への周知が足りないのではないかとということであれば、南幌温泉や各施設にポスターなどを掲示して周知を図るなどの対策をしたいと考えております。以上です。

星委員 ありがとうございます。その使わなかった人の把握というのは、全てを

把握するというのは難しいことではあるとは私も理解はしているんですけども、やはり免許返納された方は無料券で行きたいなと思っても、あいる一とですと往復300円かかりますし、ハイヤーですともうちょっと高額になってしまうし、やはり無料で入っていただきたいというものに対して、免許がないとか、年齢的に年金で生活していらっしゃる方とか、そこに無料で行って帰ってきて、本当にその3回は経費はかからないですよというような何かこう対策を考えていただきたいと思うのですが、例えば、ほかの課と連携するとか、何かこう事業のポイントにあいる一との券をつけるとか、何かと一緒につけるとか、あと75歳以上であったり、免許返納の申請された方はあいる一との券をつけるとか何かこう対策等を考えていただきたいと思いますが、その辺担当課のお考えを伺いたいと思います。

産業振興課長 先日行われた一般質問のお話でもありまして、まずその利用者を増やしたいという部分、町長の答弁でも指定事業管理者との協議を進めていくと考えています。町としても、まずはその温泉利用に向けた分は当然、指定管理者との説明を協議しているんですけども、まず足の確保というところのポイント、そこだけの一つ見ますと、やはり今免許返納の方については住民課の担当課ともなりますし、あいる一のお話も、現状住民の足の確保のためにつくられた事業でございますので、その部分と兼ね合わせてできるのかなど、これも含めた中で検討してまいりたいと思います。我々としても町民利用の部分についても、ちょっと検討はしていくことに、先日の答弁で考えておりますので、引き続きそういうことで御理解いただければと思います。

家塚委員長 ほかにありますか。

熊木委員 商工会の運営助成のことについて伺います。運営補助金の内訳にどのようなものが含まれているのか、それを説明してほしいと思います。

それから、この説明書の中にも観光協会特販販売員人件費というのがあるんですけども、これは1名分なのか、その辺のことについてもお願いします。

それからもう1点、質問出していなかったんですけども、南幌温泉のことについて、南幌温泉昨年休業補償をしましたよね。そのあと、休業補償して、その人方は戻ってきて現在やられているのか、その割合とか、そういうのが分かればお知らせください。

商工観光係長 商工会補助金につきましては、南幌町商工会補助金交付要綱に基づきまして補助金を交付しております。内容につきましては、商工会の指導員と補助員、それから記帳専従者の3名の人件費それから出張旅費、経営指導に係る事務費について、補助金を交付しております。補助金につきましては、補助対象経費に対して、道からも補助金が交付されております。そちらの道からの補助金を除いた金額の95%を補助金として交付しております。

続きまして、観光協会の補助金につきましては、こちらは特販所の販売員の1名分の人件費を補助金として交付しております。

産業振興課長 温泉のパートさんの件でございます。パートさんについては、全員いらっしゃっています。人件費保障は約束になっておりますので、全員入っています。加えて、リニューアルに向けて、アンビックス独自で今の派遣人材を募集し

て、プラス7名、海外の方もいらっしゃると思います。それは先日の状況でしたけれども、現状のパートさんは各全員確保プラス、事業もプラスで、独自で採用しているということになっています。以上です。

熊木委員 先に商工会の3名の人件費とか事務費などの補助ということで、道からも補助金が出ているということですが、一般の人から見ると商工会がなかなか高齢化もあって、そのお店が撤退したりとかということもあって、なかなかうまく発展していけないというか、努力をされていてもなかなかそういう状況にあると思うんです。3名の方たちでいろいろ対策練りながら、商工会を運営して、商工会に加盟する人も増やすとかいろいろやっていると思うんですけれども、その辺で見通しというか、例えば、食事をする場所が、1店、2店と増えてもきているようではありますが、なかなか大人数が入ってということが撤退したことによって、なかなか苦慮するということがあると思うんです。その辺で、何か努力をされていると思うので、さらなる何かそういうのがあれば伺いたいと思います。

それからもう一つ、今南幌温泉のことで、全員が戻ったということとプラス7名がいるということですが、町にはサービスについて苦情とかそういうのは入っていないのでしょうか。ちょっと利用されていた方が、今までよりもサービスが悪くなったという声が少し聞こえるんですけれども、そういうことについては、担当課としては何か聞いていることがあって、指定管理者と打合せとかそういう中で出されたりとかそういうことがあるのかどうか、その2点お願いします。

産業振興課長 まず1点目の商工会人件費の補助で、局長を除く3名の人件費を補助として充てています。業務上のお話をしますと、融資の窓口にもなっておりますので、そちらの中では、今大人数が入る食事どころというのはいないんですけれども、金融機関を通じた中で、その空き店舗の紹介ですとか、それについての融資に結びつけるですとか、現在入ってきている店舗の分につきましても、当然商工会と御相談をされた上でオープンされている形になっていますので、まずこの3名の中で、企業さんたちにそのお店を紹介してですとかというのはやっています。我々空き店舗の補助金も連携してやっていますので、それをさらにという部分のお話でいきますと、現状でいきますと、その対相手のお話もありますので、我々から見る商工会の部分としては、現状、連携しながらやっている形となっていますので、確かに実績としては目に見えない、出てきていないかもしれませんが、ただ、小さいお店屋さんだとかは確かに来てございますので、その分では、商工会のメンバーとしては、少ない人数でやられているなど考えております。

あと温泉のお声ですが、やはり今リニューアルオープンした中でも、露天風呂のお話で苦情が来ています。今配管の関係でちょっと不都合があって、水が少し詰まったり出が悪い、そのために外部から外へつないでいる状況にあります。それは9月、今月中で解消されることで御確認していますので、そこは問題ないんですけれども、あと苦情としては、朝風呂につきましても、星委員からも一般質問の中でもお話ありましたが、やはりやっていた部分を中止されるという部分では、利用者にとっては声の大きいかなと考えています。あと利用券だとか、そういう部分については特に苦情の声はありません。一応施設の部分については、今の露天風呂のところ

と、朝風呂についての苦情の声は聞こえます。以上です。

熊木委員 温泉のことで、大きな苦情はないということですが、以前しゃべり場の中で、毎日のように温泉利用している人が、他の温泉と比べて掃除が行き届いていないということが、利用した方からも、自分も感じているし、ほかの町外から来た人にもその苦情を言われると。それを何度か温泉に言ってもなかなか改善されないというような声だったんです。その方はやはり南幌温泉と名前を売っているのに、そんなことがどんどん広がると、やはり利用客が離れてしまうのではないかと心配もあって、すごくその意見を言われていたんです。それは産業経済常任委員会でも多分伝えてもらっていると思うんですけれども、そういうことでの速やかな改善というか、そういうことにぜひ努力をしてほしいと思います。要望と、もしそのことについて何か回答あればお願いしたいと思います。

あと商工会で、町民として、いろいろ今小さなお店、例えば焼き菓子屋とか、パン屋とかができていて、そういうところはやはり何とか盛り上げたいと思って利用してお土産に使ったりということは私もしているし、友達とかもやっているんです。今のお店、いろいろな商工に関して、昔と違って大々的に何か宣伝物を出して誘客するというのではなくて、SNSとかそういう形が多いような気がするんです。それでも広報の中に取上げてくれて、こういうお店ができましたというのがあるんですけれども、やはりその可能な限りそのお店と話をし、こういう形で町としては広めていきたいということができれば、それを認知させるというか、町民に知らせるということは必要かと思うんです。その辺の努力をぜひやってほしいなと思います。せっかく来てくれたところが、撤退しないで、何とかそこでお店を営んでいく形になってほしいなと思うんですけれども、その辺から何か考えていることがあればお願いします。

商工観光係長 新しいお店の宣伝周知につきましては、こちら町として、周知というのはちょっとなかなか難しいところもございまして、観光協会を通して、例えばですけれども観光協会だよりですとか、現在も毎年すいーつ巡りのパンフレットは毎年更新して、新しいお店を加えていたりしておりますので、そういったところで周知を行っております。それから今、デジタルサイネージ町内4か所に設置されておりますけれども、その中で、飲食店の情報になりますけれども、そういったページがございまして、今、内容を新しいお店も含めて更新作業を行っております。今、地域おこし協力隊が一生懸命お店に写真撮りに行ったり取材していただいて、内容を更新しております。その内容をもとに、例えばですけれども、グルメマップですとかそういったようなものを町として来年度以降になりますけれども、そういったものを作成していきたいと考えております。以上です。

産業振興課長 今の新しいお店のPR、町広報だけでとなると、なかなか個人のお店だけを紹介になってしまうので、今言ったようにですね、あらゆる部分で周知できればいいと思いますし、逆に商工会さんもあわせて一緒に何かこう周知できるように、進めていきたいなと考えています。

もう1点、温泉の掃除の部分については、我々もお願いはしているところです。改めて今日こういう御意見いただいたということで、温泉側にもさらに伝えて進め

ていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

家塚委員長 ほかにございませんか。

西股委員 ふるさと応援寄附金事業の関係ですが、昨年、米の高騰の関係があって、それからやはりかなり厳しい状況になっているのかなと思うのですが、今年もそれは引き続きなるだろうという予想されている中で、何か新しい取組というか、そういうものは検討されているかどうかということをお聞かせ願えればなと思います。

商工観光係長 ふるさと納税に対する新しい取組につきましては、西股委員もおっしゃったとおり、かなりお米が不透明な状況、また南幌町の返礼品の主なものは農産物が大きいものですから、やはり天候などにより左右されるというところが不安要素ではあります。その中で、新しい返礼品の開発などを進めていきたいと考えておりました、令和6年につきましては、例えば、新しいものとしまして、しょうがでしたり、あと米粉のゆめぴり粉、それから南幌ピザ、これはピュアホワイトを使った冷凍ピザを開発しましたり、あと今年に入りまして新しく登録したのものとしましては、乾燥たもぎ茸、それから甘エビ出汁ラーメン、それからキッチンカーですけれども、焼き芋屋さんのできましたので、そちらの干し芋、それから農産物ではミニトマト、従来あいこなどがあったんですけれども、新しい品種のデザートミニトマトのラブリーさくらなどを加えております。それから、まだ返礼品のリストには入っておりませんが、新しいお店のブルーランジェリーシナさんのパンのセットですとか、南幌ジンギスカンの本店でしか扱っていない極厚ラムですとか、そういったものを新しく加えて、加工品は通年扱えるような商品を増やしていきたいと思っております。それからポータルサイトですね、今楽天、さとふるなど大体大手のところは入っているんですけれども、ちょっと高所得者層のポータルサイトがあるんですけれど、そういったところをちょっと増やして、寄附者の方の目に多くつくように進めていきたいと考えております。以上です。

西股委員 米については、かなり今年度も厳しいような状況になってくるかなと思うし、価格的にもかなり高くなってきているという状況になってくるので、やはり変わるものがなければ1億7,000万、令和6年にあった部分というのはかなり下回る可能性も出てくるのかなと思うので、担当のほうでも少し努力していただきたいなと思います。以上です。

家塚委員長 ほかにありませんか。

石川委員 観光振興関係でお伺いしたいんですけれども、町から出されている資料には載っていませんが、毎年新聞掲載で出ています空知管内の観光客の入り込み数ということで一覧表が出ています。その出どころは空知総合振興局だと思うんですけれども、私も振興局のデータを見ましたところ、うちの町として令和4年だと23万9,000人、年間で5年だと41万6,000人。ところが、令和6年だと38万9,000人ということで、数字少し下がっているその原因は大体想像はつくんですけれども、この入り込み数として報告しているその根拠となるイベントだとか、施設ですか、そういったものの数なのかなと思うのですが、具体的にどの数字をあげているのか、それを教えていただきたいと思っております。

商工観光係長 観光入込客数につきましては、イベントの集客数については入っておりません。町内の施設において受付などが必要なもの、入場客数が確実に分かる施設の人数のみの集計となっております。具体的な施設につきましては、リバーサイドゴルフ場、それから南幌温泉、リバーサイド公園こちらはカートコース、キャンプ場、テニスコート、野球場、サッカー場など全部含めております。それから中央公園につきましては、築山などの無料エリアとパークゴルフ場、それから南幌温泉の近くの札幌ヒルズパークゴルフ場、それから夕張太にあります稲穂パークゴルフ場、それから三重湖のキャンプ場、はればの以上の施設の入場者数について集計をして、観光入込客数の数字のもととしております。以上です。

石川委員 施設に対しての利用する数だけをあげているということなんですね。結構イベント、夏祭りや町の盆踊りだとかいろいろなイベントもあるけど、あれも観光というような形で捉えてやっているのかなと感じもしていたんですけども、それは入っていないというお話でしたね。各自自治体で同じような形のルールでされているんでしょうか。結構やはりお祭りを一つの観光として銘打っている町もあるだけに、そういったところではイベント関係というのも加えているのではないかなという感じもするんですけども、例えば沼田町の夜高あんどんは観光の名物ですから、そのような捉え方もしているけれども、うちの町はそのイベントを入れない理由というのは何なのかということ、その辺り再度お伺いしたいと思います。

商工観光係長 イベントの集客数を入れていない理由としましては、観光協会含め町で主催しているようなイベントにつきましては、町民向けのイベントがほとんどで、不随として観光客も来ているというような考え方なので、あくまでも観光入込客数なので、町外の人数がどのぐらいかという数字になってしまいますので、実際にこの施設の利用につきましても、町民も含めた数字に対して、観光客は何人かということで町外補正率を掛けて報告している形になります。実際の利用者数となってしまうと、もっと多い人数が利用しているような状況です。イベントにつきましては、町以外のイベントもかなり多くなってきてはいるんですけども、やはり人数の把握がかなり難しいところがネックにもなっていますし、例えば参加料とか入場料を徴収するようなイベントであれば、観光入込客数に加えても差し支えないかなと。基礎数値が分かっているようなものであれば大丈夫かなと思うんですけども、町内で行うイベントにつきましては、無料のものも多いですから、やはりきちんとした根拠のある数字の把握が難しいという考えのため入れておりません。観光入込客数の調査方法として、イベントの入場者数の調査方法として、有料施設の場合は入場チケットの枚数、それから入口があるものにつきましては、受付でカウントという形で、きちんとそういった受付ですとか、有料チケットで人数が確認できるものを調査対象としているため、無料のイベントにつきましては対象外となっております。ほかの市町村もこちらの要領につきましては全国統一なので、ほかの市町村についても同様だと思います。以上です。

石川委員 分かりました。ただ、イベントとして、例えばこの間やった野祭は相当町外の人 coming いるんですよ。チケットは売っていないけれども、野菜売った数から考えても相当な数として捉えることができるかなと思いますし、町外の入り

込み者としてカウントするならば、そういったイベントは数に加えてはどのようなのかなという感じもいたします。あと、町内の施設に関してお話いただきましたけれど、パークゴルフ場の利用、例えば中央公園のパークゴルフ場もやはり町外補正率という形で捉えているのでしょうか。結構あそこは町内の方が多く使われているのはよく確認しますが、そんなところも加味されているのかなと思います。あと、私が管理しているところは9割町外ですから、カウントされたらいいかなと思いますけれど、いかがでしょうか。

商工観光係長 中央公園のパークゴルフ場につきましては、町外補正率80%でカウントしております。施設に応じて、大体どのぐらいの町外の方が来るかというのは、施設ごとに補正率は変わっております。また、石川委員が管理されているパークゴルフ場につきましては、この後ちょっとお話をお伺いさせていただいて、それからという形でよろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

野祭は、もしイベント入込客数としてカウントするのであれば、例えば入場者数をカウントするようなアルバイトの方を雇う必要が出てくると思います。入口も何か所かありますので、そこに人を配置して人数をカウントするですとか、そういったなかなか根拠となるような数字がきちんとカウントできるような状況が整ってから、観光入込客数に入るような形になります。

産業振興課長 いずれにしても、その調査要領に基づいてやっていることで、今石川委員の管理しているパークゴルフ場の部分も確かに入っていませんので、逆に数字が今お分かりになるということで、今後そういうのも含めて、ただ、イベントの分につきましては、その主催者の考え方もちょっと今のお話をしてみて、カウントできるならしていただくようお願いしたいと思いますし、委員おっしゃるとおり、結構町には入ってきていますので、適切に把握に努めてまいりたいと思います。

家塚委員長 ほかにありませんか。

佐藤委員 成果説明書17ページのふるさと物産館管理経費で、通告はしていないんですけれども、4点ほどお聞きします。まず1点目ですけれども、今回ビューローの利用者が令和5年から見て700人ほど増えたということで、特販所軽食の売上は前年度より比較してどうだったのか、またその要因はどうだったのかということと、それと、ビューローの中でイベントをされていると思うんですけれども、その内容と効果はどうだったのかということ、それと、観光協会加盟事業者以外のものをビューローの中では販売できないということをお聞きしておりますけれども、できる方法というのはあるのかどうか。4番目に、3階に入る事業者の問合せはあったのか、今後どのように誘致するのか、4点お聞きしたいのですが。

商工観光係長 まず、1点目の特販所と軽食コーナーの売上げにつきましては、特販所ですけれども、令和6年は約750万円、令和5年は約715万円で、約35万円の増となっております。軽食コーナーにつきましては、令和6年の売上げが約420万円、令和5年の売上げが約310万円ですので、110万円の増となっております。どちらも増額になっておりますけれども、その要因といたしましては、まず軽食コーナーにつきましては、昨年9月にメニューの金額を値上げして

おります。それで、半年間ですけれども売上げ上がっておりますし、あと8月に二合半茶屋が閉店しておりますので、そちらの利用客のお客様が軽食コーナーに流れてきたという可能性も多いと思います。そのほかに、はれっばですとか、あとスポーツセンターの大会参加者などの利用者も増えてきていることが要因となっていると思います。

2番目のイベントなどの内容、効果というのは観光協会とかの中央公園でやっているようなイベントの効果でしょうか。ビューローの中でのイベントというのは特に行っていないです。パンとかはイベントではなくて、事業者さんが販売をしているだけなので、ビューローでのイベントは開催しておりません。恐らく、コロナウイルスのときに、なかなか収穫祭とかできなかったのも、その時には、ビューローの中でお米とかパンとか販売をしていたかと思います。

それから、観光協会以外の方の物販ができるかどうかということですが、特販所では、特産品認定されている物のみの販売しかできませんけれども、先ほど、パンとかの販売と言っていましたけれど、例えば軽食コーナーの前での物販、特販所ではなくて、自分が販売するような物販につきましては、使用料はかかりませんが販売はできます。実際に、パンですとか、あとボランティア団体が作った物を販売したりという利用はございますので、そういった利用は可能でございます。

それから、3階に入ってくる事業者さんの話ですが、会議室に令和6年までである企業が専用で借りていた件になると思いますけれども、その企業が令和6年6月まで専用利用をされていた後につきましては、ラピダス関係で、令和5年に1件だけ問合せがありました。ただ、実際には専用利用につながってはならず、現在は特にこちらから働きかけるようなこともしておりませんが、今後につきましては、お問合せがあれば、専用利用できるように条例とか規則とかもなっておりますので、例えば相談内容ですとか、その企業の今後の町内での企業展開などお伺いして、町内雇用の創出につながるですとか、そういった町の発展に寄与するような、展望を持っているような企業であれば、総合的に使用を許可するかどうかを判断することになるかと思っております。現在としましては、申し訳ないですが何も問合せがない状況で、通常の会議室利用のみとなっておりますけれども、実際に会議室も結構利用が増えておりまして、学習塾ですとか、そういった町内の方でちょっとイベントを会議室でやりたいというような利用も増えている状況です。以上でございます。

佐藤委員 ありがとうございます。売上げが伸びているということで、本当によかったなと思っております。ただ、売上げは伸びているんですけども、売れるかどうか分からないということで、あまり大量に仕入れるということは厳しいとは思いますが、どうしても冷蔵庫の中とか商品の充実という形では、まだ足りないのではないかなど。毎度行くたびに、もう少しラーメンでも何かいろいろなものあるんですけども、売っていますよという感じではなくて本当に少ししか置いてないという商品の陳列だったので、もう少し商品を充実することができないのかなという思いがあります。

それと、イベントが今回されていないということなので、また来期に向けて、いろいろな形で工夫してほしいなどは思っています。今、会社のほうもあまり問合せが来ていないようですし、こちら側からの積極的な働きかけも、ちょっと今、お話ししたら、されていないということだったので、やはりビューローって南幌の観光の拠点だと思うんですね。それで、町外の方からは、道の駅じゃないかしらと思って間違えてくる人もいるぐらいで、やはり収益性のあるものでなければいけないかなという思いがあって、毎年1,600万近く維持管理費がずっとかかっているということで、今お話を聞いたら、いろいろな形で売上げも伸びてきたり、人も入ってきたりという中で、将来的に指定管理ということも視野に次の考えに入れられるのかどうなのかということも、そこのところをお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

産業振興課長 軽食コーナーの商品の充実というお話、まずは現状町の特産品をPRするというので、これは従来の目標で進めていますので、その商品開発とか、先ほどの質問でも出ましたので、そういうのがまた置ければ、その旨を言っていきたいと考えています。

3階の利用の状況から施設の指定管理をというようなお話です。現状、先ほど説明ありましたように、今地域おこし協力隊の方が、ワンコイン教育ですとか、会議室をいろいろ使っていますので、そういう利用状況から特に誘致をすとかしないというようなお話を説明させてもらいました。また、これから準工業団地もできますので、その関連企業1件問合せあったという話もしましたが、そういうのも問合せがあった場合についてはすぐ対応できるように対応してまいりたいと思います。

指定管理の部分につきましては、今の運営経費等々ですね、指定管理をする人は誰が指定管理するのかですとか、そういうところも見据えた上で検討しなくてはならないと思いますし、果たしてその指定管理がいいものかどうか、まずはその部分の入口の検討はしなければならないと思いますし、今時点でこういう経費がかかって、経費以下で指定管理者で対応してもらえるところが果たしてあるかどうかというのも、やはり各近隣施設を見た上でどのように対応できるかも見てみないと分かりませんので、今の段階では指定管理の話は出ていませんから、そういう要望、お話があったということで、我々担当としては受け止めていきたいと思います。以上です。

家塚委員長 ほかにございませんか。(なしの声)

ないようですので質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。職員の入替えがありますので、11時まで暫時休憩とします。

(午前10時46分)

(午前11時00分)

家塚委員長 休憩を閉じ会議を再開いたします。次に、審査順序の10番目、第

7款土木費について審査を行います。同時審査として、合併処理浄化槽整備事業費、上水道費、機場施設管理費の説明についてもあわせてお願いをします。

都市整備課長 決算書96ページをお開きください。決算書資料は17ページから19ページになりますので、あわせてごらんください。

7款1項1目土木総務費、支出済額70万3,772円。土木積算システムなどに係る経費の執行となっています。

2項1目道路橋梁総務費、支出済額231万920円。道路台帳修正に係る経費、道路、治水など関連7団体の負担金の執行となっています。

2目道路維持費、支出済額5億282万2,082円。町道管理経費は、町道及び排水路の維持管理経費、道路・橋梁の長寿命化計画に基づく改修工事等に係る経費として、修繕料、委託料、工事請負費、原材料費など、2億6,228万7,883円の執行となっています。決算書資料17ページをごらんください。町道長寿命化改修のうち、橋梁長寿命化修繕は、補修設計と補修工事をそれぞれ1橋行っております。決算書にお戻りください。99ページ中段、町道除排雪事業は、町道及び公共施設などの除排雪業務に係る経費として、燃料費、修繕料、委託料など2億3,908万7,903円の執行となっています。令和6年度は、降雪量が過去10年平均より1メートル30センチ以上少なかったことにより、委託料は当初予算から約4,000万円の減額となりました。不用額は、降雪量が少なかったことによる除排雪事業費の減です。

次に100ページ、総合保安センター管理経費は、施設の維持管理に係る経費として144万6,296円の執行となっています。

3項1目都市計画総務費、支出済額2億5,432万5,688円。都市計画審議会運営経費及び関係団体の負担金、準工業用地等看板設置実施設計業務の委託料、準工業用地等整備工事の工事請負費などの執行となっています。

2目公園費、支出済額1億6,500万9,087円。公園施設管理事業は、公園及び緑地帯などの維持管理に係る経費などの委託料、中央公園の整備として、電気設備改修・ブランコ設置工事、北町・東町児童公園遊具改修工事の工事請負費の執行となっています。決算書資料18ページには、公園の利用状況等を記載していますので、御参照してください。

次に102ページ下段、3目公共下水道費、支出済額8,587万6,000円。下水道事業会計繰出金です。後ほど、下水道事業会計決算にて説明いたします。

4目街路事業費、支出済額490万7,922円。街路事業経費は、街路灯の電気料、町内会が実施する緑化活動推進事業等の経費の執行となっています。

4項1目住宅管理費、支出済額5,432万6,184円。建築事務経費は、建築業務の設計積算に必要な経費として、26万1,690円の執行となっています。

町公営住宅管理事業は、町公営住宅の維持管理、夕張太公営住宅・栄町公営住宅浴槽改修工事に係る経費として、3,821万8,437円の執行となっています。

道公営住宅受託管理事業は、道営住宅の維持管理に係る修繕料、委託料等に要する経費として、843万7,057円の執行となっています。決算書資料19ページには、公営住宅管理事業として、町公営住宅、道公営住宅の管理内容、年度末の入居状況などを記載しています。

住宅リフォーム助成事業は10年目となりますが、件数34件、740万9,000円の助成金を執行しています。以上で土木費の説明を終わります。

引き続き、同時審査の合併処理浄化槽整備事業費及び上水道費並びに機場施設管理費の説明をいたします。決算書の79ページをごらんください。

4款2項3目合併処理浄化槽整備事業費、支出済額147万円。合併処理浄化槽設置補助金で、設置戸数は3戸でございます。設置戸数の内訳は、決算書資料14ページに記載していますので、御参照ください。続いて79ページ中段をごらんください。

3項1目上水道施設費、支出済額5,611万3,816円。18節負担金補助及び交付金、支出済額4,785万3,816円は、第1浄水場及び第2浄水場の施設改修事業に係る起債負担金、企業長の給与費の一部を負担する運営負担金です。27節繰出金、支出済額826万円は、高料金対策に伴う長幌上水道企業団水道事業の経営基盤安定化を図るために繰り出したものです。続いて決算書87ページをごらんください。

5款1項4目機場施設管理費、支出済額1億5,096万4,052円。機場施設管理事業は、5つの排水機場、4つの揚水機場の維持管理及び機場の運転に必要な経費として、電気料、点検整備に要する修繕料、委託料などの執行を行っています。以上で説明を終わります。

家塚委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。

熊木委員 1点伺います。町道管理経費ですけれども、町道付近で交通の妨げになる枝などを総点検して伐採するというのをしてはどうかと思うんですけれども、先日も、町民の方からもありまして、担当課に話したらすぐ切ってもらったんですよね。それで、近年こう見ていると雑木というんですか、桑の木だとか、そういうのがすごく大きくなって本当に交通の妨げになると、冬は枝に雪が積もるので、それも見通しが悪くなっているんですよね。それで、私も自分の近くで町道のところを自分で切っているのかどうなのかと思いながらいたりしたんですけれども、そういうところは、ふだんいろいろやられていると思うんですけれども、総点検して場所を決めてやっていくというのはどうなのかなと思って伺います。

土木係主査 ただいまの件ですが、町道の伐木等の処理ということですのでけれども、土木係としましては、まず通常のパトロールの実施を行いまして、支障がある木については、都度処理をしていくということと、あと、町民の方からお声があった場合には、その都度対応して処理をしていくという考え方で実施をしております。以上です。

熊木委員 パトロールをして点検しているということですのでけれども、同じように、道道にかかるところで草丈が伸びて、やはり道道なので、担当者は何回も道に掛け合っている、その適切な時期に刈るというのが遅れていると思うんですよ

ね。今年何か所か、道道だけでも刈られているところがあったんですけれども、それは担当課でやられたことなのかなと思ったのですが、その辺どうなのでしょう。

土木係長 道道に関しては、土木でやっているということは特にはないんですけれども、苦情があった場合は、道道等に直接問合せをして、場合によっては早めに対応していただいているところもあるので、お伝えをいただいているのかと思います。ですので、道道、国道に関しましては、都度私どもに言っていただければ、かけ合って対応する形にはなります。

熊木委員 いろいろ町民からの苦情とか、そういうことに対して、本当速やかに動いてくれていると思うんですよね。そういうところは、町民もきっと感謝していると思います。それで、パトロールをされていると言いましたけれども、例えば町道のところがずっと同じように、桑の木とかいろいろな雑木が生えて、それが早い時期に切ると大きくならないんですけども、一気に大きくなるので、その辺はびこっては大変なので、引き続きパトロールをして適切に伐採するようお願いしたいと思います。要望します。

家塚委員長 ほかにございませんか。

細川委員 成果説明資料の19ページですけれども、住宅リフォーム助成事業について質問をいたします。こちら成果説明資料で、該当者というか実績が34件ということになっているんですけれども、助成金の申請数と助成となった主なリフォームの内容というのはどういうものがあつたか教えていただきたいと思います。

都市施設係長 助成金の申請数ですけれども、令和6年度におきましては34件ありまして、そのうち不交付は今回0件でした。主なリフォームの内容につきましては、34件中、屋根、外壁の塗装が26件、給湯暖房設備改修が5件、ユニットバス取替え等、水回り改修及び内装改修が3件となっております。以上です。

細川委員 それでは、全件該当になったということで理解してよろしいかと思うんですけれども、助成となった主なリフォームの内容を確認したところ、物品の交換というのがあまりないようなので、家の長寿命化ということで、適正に使われているかと思います。回答ありがとうございます。

家塚委員長 ほかにありませんか。

星委員 決算書の104ページの中で栄町公営住宅浴槽設置工事660万円計上されているんですけれども、この工事内容と令和6年度の改修件数と、これまで改修された件数を教えていただきたいです。

都市施設係長 まず、栄町団地の浴槽設備改修の令和6年度の実績としましては、3戸整備しております。現在までで栄町団地72戸中15戸の整備を行っております。内容につきましては、まず浴室に浴槽を置いて、それでボイラーを設置して、それと台所と洗面台に混合栓を設置し、給湯設備を備えた改修となっております。以上です。

星委員 ありがとうございます。一気にできないので、多分何年かかけて整備されると思うのですが、多分空き室から整備されている状況なのかなと思っています。現在入られている方で既にボイラーを設置している方いらっしゃると思うので

す。例えば、5年、6年、7年あたりかけて全戸浴室を整備するという計画でいらっしゃるのであれば、当然今度入られる方というのはお風呂に全てボイラーが設置されて、洗面場、台所とお湯が出るような状況の中の環境に入れるんですよね。現在、例えば既にボイラーを自費で買って、そういう同じような環境で生活されている方が、その工事をしている期間、あるいは工事し直して、あくまで待っているような期間、空き室になるまで待っているような段階の中で、もしボイラーを付けている御家庭のボイラーが壊れました、でも他のお部屋はボイラーがついている環境なので、ボイラーが壊れた部屋の方に対してどのように考えているのか、何か対策があるのかお聞かせ願います。

都市施設係長 自前をつけていらっしゃる既存の入居者が、お風呂が壊れてということの対応ということで、今どうしても整備を行ったところが全て満室になっていますので、今後、空き室にさらにつけていくようなことは考えていますので、例えば空き室につけたときに、既存の今住んでいる方が、そこに移り住みたいというお話をいただいた時は、当然今設備がないものだとみなして、そういったような協議も入居者の方とさせていただきたいなどは考えています。ただ、どうしても空き室につけるものですから、希望どおりの部屋がその方と、マッチング合うかどうかというのは、そこでまたお話をさせていただくんですけれども、一応そういったような対応はしていきたいなどは考えております。以上です。

星委員 ありがとうございます。他の部屋が既にボイラーが設置されている環境になって、既存の方がボイラーが壊れたとなるとボイラーがない環境になるものですから、例えば自前でつけたことなんですけれども、ボイラーが壊れて、あなたは自分でつけたので、自分でまた新しく自費でボイラーつけてくださいという話にはならないのかなと思っています。ほかの部屋、既に空き室はもうボイラーがついている環境ですので、部屋の移動になりますけれども、そういうことを含めてなるべく状況が公平であるような形で検討していただきたいと思います。要望でお願いします。

家塚委員長 ほかにありませんか。

高橋委員 先ほどの細川委員の質問の関連になってしまうんですけれども、住宅リフォーム助成金のことで、前に質問した時に防犯対策のことも聞いたと思うんですけれども、その時全てではないけれども、含むということで回答いただいたと思うんです。それらの防犯対策はある程度含みますよみたいな周知というのはされたのかどうかお聞きしたいです。

都市施設係長 特段ですね防犯に特化したような周知は行っていないんですけれども、ただ、そういったような問合せが来た場合は、改修の中で行えるというお話をさせていただきたいなと思っています。以上です。

高橋委員 多分問合せって、少しでも周知しないと来ないと思うんですよね。だから、前回も言ったように、そういった防犯対策というのを町でやっていますという周知をある程度広げるといのが、防犯対策につながるのではないかなという、ちょっと希望的観測みたいなどころあるんですけれども、その辺は、そんなことをしてもどうしようもないだろうという感じなのか、それともそういうことは書けない

理由というのがあるのか、その辺もう1個お聞きしたいです。

都市施設係長 そもそもリフォーム自体がやはり防犯に対しての特化したような事業ではございませんので、あくまでも住宅を長くもたせるようなのがリフォームの対象ですので、おっしゃるとおりそういう防犯の対策の冊子のそういったような一部のオプションでいろいろありますので、あえて防犯対策も行っていきますというのはやってはいないんですけれども、今後そういったような業者通してですけれども、こういうことはやっていきますというのは、私どもからもお話をさせていただきたいと思いますので、断熱性と一緒で防犯体制も当然必要だと思いますので、その辺はやっていきたいと思います。以上です。

家塚委員長 ほかにございませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。次に、審査順序11番目、下水道事業会計について審査を行います。

都市整備課長 令和6年度南幌町下水道事業会計決算を説明いたします。決算書1ページをごらんください。(1)収益的収入及び支出です。初めに収入です。

1款1項1目下水道使用料、決算額1億1,363万7,695円。16ページをごらんください。

3業務(1)業務量、公共下水道の状況です。行政区域内人口、処理人口、水洗便所設置済人口、普及率までは、人口増による影響によるもので、水洗化率は前年度と同じ99.7%でございます。年間総処理水量は66万7,920立方メートルで、前年比8,009立方メートルの減です。これは、下水道及び農業集落排水施設で処理した全水量となります。

次に、表の下から2番目の年間有収水量につきましては、検針による料金算定の使用水量となります。1ページにお戻り願います。

2項1目他会計補助金、決算額8,491万円。下水道事業農業集落事業の不足分について、一般会計からの基準内繰入金です。

2目負担金、決算額512万1,541円。北海道住宅供給公社から江別市に対します起債償還負担金及び準工業用地等整備に係る北海道住宅供給公社負担金です。

3目長期前受金戻入、決算額9,953万4,730円。資産取得時に財源として受け取った補助金を減価償却費に合わせて収益化する会計処理で、減価償却費と同様に帳簿上の処理となりますので、現金移動はありません。

4目消費税及び地方消費税還付金、決算額1,076万7,571円。令和6年度消費税確定によるものです。

5目雑収益、決算額1万656円。預金利息です。

3項特別利益1目過年度損益修正益、決算額802万5,962円。消費税過年度還付加算金です。

以上、収益的収入の決算額は、この表の1段目、1款下水道事業収益、3億2,200万8,155円です。続いて2ページをごらんください。支出です。

1款1項1目管渠費、決算額1,046万8,785円。管渠の修繕料及び汚水

管渠調査清掃の委託料、下水道賠償保険料の費用です。

2目処理場管理費、決算額977万6,255円。夕張太浄化センターの維持管理経費を執行しています。

3目ポンプ場費、決算額2,206万8,193円。晩翠汚水中継ポンプ場などの維持管理経費を執行しています。

4目総係費、決算額7,609万5,102円。職員2名分の人件費、産廃処理、下水道料金徴収、公営企業会計システムなどの委託料を支出しています。

5目減価償却費、決算額1億9,698万4,700円。固定資産の取得原価を利用する各年度の費用として割当てており、帳簿上の処理となりますので、現金移動はありません。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、決算額711万9,911円。下水道・農業排水企業債の償還利息及び一時借入金の利息を支出しています。

3項1目過年度損益修正損、決算額ありません。

2目その他特別損失、決算額5,760円。過年度滞納分の不納欠損に伴う支出です。

以上、収益的支出の決算額は、この表の1段目、1款下水道事業費用、3億2,251万8,706円です。続いて3ページをごらんください。(2)資本的収入及び支出です。初めに収入です。

1款1項1目企業債、決算額1億7,680万円。江別市南幌関連事業債5,820万円。下水道事業債1億980万円。晩翠中継汚水ポンプ場整備事業債880万円の起債借入れを行っています。

2項1目他会計出資金、決算額96万6,000円。一般会計からの出資金です。

3項1目国庫補助金、決算額1億1,302万8,000円。社会資本整備交付金です。

4項1目負担金、決算額はありません。

以上、資本的収入の決算額は、この表の1段目、1款資本的収入、決算額2億9,079万4,000円です。続いて4ページをごらんください。支出です。

1款1項1目建設改良費、決算額3億1,830万8,022円。内容は24ページ下段に記載のとおりとなっております。

2項1目企業債償還金、決算額5,523万9,759円。企業債34件の償還元金です。

以上、資本的支出の決算額は、この表1段目、1款資本的支出、決算額3億7,354万7,781円です。

続きまして、5ページからの損益計算書、7ページからの貸借対照表、9ページからの剰余金計算書、10ページの欠損金処理計算書につきましては、今申し上げました収支や過年度の累計額などを踏まえて仕訳、整理をしたもので、それぞれ記載のとおりです。なお、年度末現金残高は2,363万1,671円となります。

続きまして、下水道事業決算報告書に入ります。12ページをごらんください。

概要(1)総括事項を読み上げます。令和6年4月1日から下水道事業特別会計

並びに農業集落排水事業特別会計を地方公営企業法の一部適用し、公営企業会計に移行しました。これにより、資産や財政状況の明確化を図り、事業の健全な経営に努めることとしています。南幌町の下水道事業は、昭和50年度より建設事業に着手し、現在の公共下水道処理区域内人口普及率は99.8%となっており、農業集落排水は98.6%となっています。これからは将来にわたって下水道施設の機能を維持していくための下水道ストックマネジメント計画に基づく改築更新事業を実施していくことにより、今後耐用年数を迎える下水道施設の更新及び維持補修に係る費用の増加が見込まれるため、より一層経営の効率化を図りながら下水道事業の推進に努めます。

事業収益は3億93万1,468円、消費税及び地方消費税込み3億2,200万8,155円となり、事業費用は3億1,477万2,385円、消費税及び地方消費税込み3億2,251万8,706円となりました。この結果、本年度の純損失は1,384万917円となりました。また、資本的収入は2億9,079万4,000円となり、資本的支出は3億7,354万7,781円となりました。そのため、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,275万3,781円は、当年度分損益勘定留保資金8,275万3,781円で補填しました。汚水排水状況は、令和6年度における年間総排水量は66万7,920立方メートル、総有収水量は54万2,680立方メートルとなりました。また、年度末における水洗化戸数は3,148戸となりました。

汚水の施設については、令和6年度末現在、処理区域面積は298ヘクタールとなっています。下水道事業計画360ヘクタールに対する整備率82.7%となっています。

13ページは(2)議会議決事項です。令和6年度各会計決算認定を含めて6件です。(3)行政官庁許認可事項です。1件で、令和6年度起債の同意を北海道に申請し許認可を受けています。14ページは(4)職員に関する事項です。①職種別職員数は記載のとおりです。②給与改定は4月1日に遡及し、給与ベースの改定を実施しました。15ページです。

2資産の取得状況は、先ほど申し上げたとおりです。16ページです。

3業務、(1)業務量、①公共下水道事業です。こちらも主な内容は先ほど申し上げたとおりです。17ページ(2)事業収入に関する事項と、次の(3)事業費に関する事項は、記載科目における令和6年度と前年度の額、その対比などを掲載しておりますが、企業会計初年度のため、令和5年度の特別会計の実績は掲載していません。18ページです。

4会計、(1)重要契約の要旨は、1,000万円以上の契約です。(2)企業債及び一時借入金の状況です。イ、企業債の本年度末、令和6年度末残高は7億3,197万1,588円です。ロ、一時借入金の借入れは1億8,000万円です。19ページです。キャッシュフロー計算書は、令和6年度中の現金の動きをまとめたもので、20ページの注記事項は記載のとおりです。21ページから収益費用明細書、24ページの資本費用明細書までは、これまでに説明した収支科目の明細で、それぞれ記載のとおりです。

続きまして25ページ、固定資産明細書です。(1)有形固定資産、(2)無形固定資産はそれぞれ記載のとおりです。26ページは企業債明細書で下水道事業債48件の内訳です。以上で、令和6年度下水道事業会計決算書の説明を終わります。

家塚委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。

星委員 決算書12ページの総括事項の中に、真ん中の経営及び汚水排出状況の中に事業収益あると思うんですけども、その中で、この結果本年度の純損失は1,384万ほどが損失ということで、今度10ページに移っていただきたいんですが、ちょっと私分からないので確認も含めてですが、10ページの中に、下水道事業欠損金処理計算書とあると思うんですけども、翌年度繰越欠損金が1,380万ほど計上されていると思うんですが、これは翌年度に繰り越すという意味でよろしいのかなと思うんですけども、単純に言えば、お金が少し赤字になったという考え方でいいのかなと思っているのですが、こうなってしまった原因というのは説明もあったんですけど、3つ今度大きな事業が入ってきていますよね、下水管の工事が3つぐらい入ってきて、また企業債借りてというかそういうものも重くなってきているのかなと感じるんですけども、要は赤字の解釈でいいのか、そして原因というのはどういうことが考えられるのかというの説明をお願いしたいです。

都市整備課長補佐(都市施設担当) ただいまの御質問ですけれども、会計上の赤字が1,300万ということで、減価償却費だとかの計算を入れて、現金の動かないものを含めた形の会計上で赤字が1,300万。先ほど申しあげました現金上をキャッシュフローの19ページになるんですけども、こちらで期末残高が2,300万、現金上は2,300万残ってやりくりできていますと、ただ、減価償却費含めた会計上の赤字が1,300万ということで、こちらのほうが予算の時も組み方の時もそうだったんですけども、赤字を出さない形で町からの繰入れを行わないで、現金上やりくりできるので、その分は赤字予算、赤字決算ということで対応させていただいております。以上です。

星委員 ありがとうございます。ということは、令和7年度に関しては、そんなに影響はないという見方でよろしいですか。

都市整備課長補佐(都市施設担当) 現金上は影響が出てないことになります。ただ、会計上の赤字というのは、このやり方ですと、ずっと出てしまう累積ということになってしまいますので、その辺は、当初の公会計初年度に移行するときに御説明をさせていただいて、こういうやり方で進めさせていただくということで了解を得て進めていることとございます。以上です。

星委員 今後の見通しとしては、そんなに下水料金に関係してくる、例えば一般会計の助けを借りるとか、そういうことはどのように考えているのか、そんなに影響ないのかどうか教えてください。

都市整備課長補佐(都市施設担当) 今公営企業会計になって、初めての決算ということで出ているわけですが、今年度もこの決算を含めた中で、将来的な整備の状況を反映した経営戦略を今作成しているところでございまして、将来の推計を見込んで整備の面も含めた形で、今後どういう形で推移していくかというのを見定めて、今後の会計上もそうなんですけれども、今後の使用料収入だとか、それらを含

めて検討をしていく材料を今つくっているところでございまして、その辺につきましては、現状は問題ないんですけれども、どうなっていくかということで検討していく、精査していくということでこれから始まるところです。以上です。

家塚委員長 ほかにございませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。これで午前中の審査が終わりましたので、午後1時まで休憩とします。

(午前11時40分)

(午後 1時00分)

家塚委員長 それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、審査順序の12番目、9款教育費について審査を行います。同時審査として農村環境改善センター管理費の説明についてもあわせてお願いをします。

生涯学習課長 それでは、教育費について説明いたします。決算書は105ページ下段です。主要施策の成果説明書は20ページからとなりますので、あわせてごらんください。

9款1項1目教育委員会費、支出済額191万3,552円。ここでは、教育委員会運営経費として、教育委員4名分の報酬、旅費、負担金などの経費を執行しています。

次に106ページ、2目事務局費、支出済額96万5,008円。ここでは、学校運営協議会委員などの報酬、旅費のほか、教育委員会事務局に係る経費を執行しています。

次に、3目教育振興費、支出済額6,032万4,380円。ここでは、外国語指導助手招致事業、特別支援教育推進事業、高等学校等通学費補助事業など教育振興に係る経費を執行しています。成果説明書20ページをごらんください。英語検定料助成事業につきましては、英語力、学習意欲の向上を図るため実施し、小学生2名、中学生38名分を助成しております。

次に、地域おこし協力隊設置事業につきましては、小中学校におけるICT環境を効果的に活用するため、地域おこし協力隊を活用したICT支援員を配置する経費を執行しています。決算書112ページにお戻りください。

4目教育財産管理費、支出済額2,254万5,063円。ここでは、教職員住宅など教育財産の維持管理、通学バス運営事業に係る経費を執行しています。

次に113ページ、2項1目学校管理費、支出済額5,148万7,796円。ここでは、小学校の学校運営及び校舎管理に係る経費を執行しています。114ページ中段の12節委託料におきまして、小学校改修工事実施設計業務に係る経費1,969万円を執行しております。

次に115ページ、2目教育振興費、支出済額1,125万7,652円。ここでは、小学校の総合的な学習事業、教育コンピューター施設整備事業、教育振興経費として要保護及び準要保護児童の就学援助に係る経費などを執行しています。

次に116ページ、3項1目学校管理費、支出済額2,394万2,745円。ここでは、中学校の学校運営及び校舎管理に係る経費を執行しています。

次に118ページ、2目教育振興費、支出済額1,507万647円。ここでは、中学校の総合的な学習事業、教育コンピューター施設整備事業、教育振興経費として要保護及び準要保護生徒の就学援助に係る経費などを執行しています。

次に119ページ、4項1目社会教育総務費、支出済額63万5,398円。ここでは、社会教育審議会委員12名の報酬、旅費のほか、社会教育総務全般に係る経費を執行しています。

次に120ページ、2目社会教育振興費、支出済額297万9,415円。ここでは、社会教育振興事業として、さわやかカレッジ、ふるさと南幌みらい塾、二十歳を祝う会などの運営に係る経費のほか、青年団体協議会などの社会教育関係団体への補助金、社会教育施設管理経費として、三重レークハウスの管理経費を執行しています。

次に121ページ、3目子ども未来費、支出済額586万8,187円。ここでは、家庭教育支援事業、青少年健全育成事業として、放課後子ども教室、プロフェッショナル講演会などに係る経費を執行しています。

次に122ページ、4目文化振興費、支出済額206万2,040円。ここでは、芸術・文化推進事業として、芸術鑑賞会や書初め大会の開催のほか、文化協会に対する支援、読書活動推進事業として、読み聞かせ業務の委託に係る経費を執行しています。

次に、5目生涯学習センター管理費、支出済額3,769万2,340円。ここでは、生涯学習センター運営に係る経費を執行しています。

次に125ページ、5項1目保健体育総務費、支出済額654万1,785円。ここでは、スポーツ推進委員8名に対する報酬、旅費やスポーツ教室の運営に係る経費、スポーツ少年団などの社会体育関係団体に対する支援に係る経費のほか、スポーツ振興に係る経費を執行しています。

次に126ページ、2目体育施設費、支出済額41万2,500円。ここでは、町営野球場の維持管理に係る経費を執行しています。

次に、3目スポーツセンター管理費、支出済額4,464万4,086円。ここでは、町民プールを含むスポーツセンターの維持管理に係る経費を執行しています。

次に128ページ、4目給食センター運営費、支出済額9,523万3,264円。ここでは、給食センター管理運営及び給食賄材料などに係る経費を執行しています。以上で教育費の説明を終わります。

引き続き、同時審査、農村環境改善センター管理費を御説明いたします。決算書88ページをごらんください。

5款1項5目農村環境改善センター管理費、支出済額2,267万4,756円。ここでは、改善センターの維持管理に係る経費を執行しています。89ページ下段の14節工事請負費において、エアコン設置工事に係る経費638万円を執行しております。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

家塚委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。

西股委員 まず成果説明書の23ページ、スポーツセンター管理の関係ですが、寒暖差でプールが休業になったりしているということがあるわけですが、きちんとした空調にできないのかなど。やはりこれから10月くらいになってくると寒くて休みというような感じになってくるのであれば、せっかくの施設がどうなんだろうかなと思いますので、その辺の例えば、採暖室をもう少し広げるだとか温度を高くするだとか、そういうところも検討の一つとして考えていただきたいなと思います。

それと決算書の112ページ、私たちも全員協等で話を聞いているんですが、スクールバスの車検切れの関係ですが、この関係について、決算時点で分からなかったのかなど。やはり決算の時に不用額だとかそういうのも全部出てくると思うのですが、その辺の精査というのほどのようなになっていたのかなと思うのですが、その辺の経過をお聞かせ願いたいなど。以上2点です。

生涯学習課長補佐（社会教育担当） プールの管理状況についてのお尋ねでございます。プールについては、室温が約30度を目指してボイラーの管理をしております。また水温については20度以上ということで、合計50度以上の場合にプールを開設してございます。御指摘のとおり、5月の初めや10月に入りますと、気温が低いため、室温が低く水温が上がりきらないという状況の中では、やむを得ず休止する場合もございます。そちらのほうは利用者の健康管理も含めて、そういった基準で設定しているところでございます。また、御指摘いただいた採暖室でございますが、こちらについても、ちょっと手狭だったり、採暖室の室温も低く感じる場合もあるかと思いますが、当初、二つの遠赤外線暖房に加えて、一つを真ん中に追加して設置をしているところでございます。採暖室の室温は40度に設定をしております。そちらが下がった場合には三つの暖房を上げて管理しているところでございます。いずれにいたしましても、季節型のプールでございます。工夫改善できるところは努めますが、大幅で劇的な改善は非常に難しいことも御理解いただければと思います。以上です。

生涯学習課長補佐（学校教育担当） 2点目のスクールバス車検切れの決算時点で分からなかったのかという御質問ですが、今回、予算執行時期、決算時期での確認時におきましては、予算執行上では通学バス運営事業においてスクールバス3台に係る経費を管理し、車検代などの修繕料の支出をしているところです。今回、スクールバスそれぞれの車検完了や3か月点検のチェックについては、項目1件1件を確認せずに予算の歳出簿上での予算執行残額のみをチェックしたことで気付かなかった要因の一つであります。また、スクールバス経費の執行残額については、さくら号以外の2台の車検代が予算額1台30万円に対しまして、実際にかかった車検代が50万円ほどになっており、修繕料の執行残がそれほど大きくなく、そこに気付くことができませんでした。また、さくら号の3か月点検が実際には11月に行っていましたが、その費用の支出が2月に遅れるなどの事柄もあり、幾つものミスが重なったことが、今回のさくら号の車検切れにつながったと考えております。こ

れまでのスクールバスの管理体制の不備といたしまして、担当者本人任せの事実がございましたので、今後におきましては、業務のチェック機能が働いていなかったことを考え、今後の対策といたしましてダブルチェック機能といたしまして、管理職が中心となってスクールバスに係る業務を分散し、係全体で管理運行を行っていきたいと考えております。以上です。

西股委員 まずプールの関係ですが、これからの時期で閉鎖するとなったときに、行ったときに閉鎖するというのはいつも書いてもない、事前にお知らせがないというようなことだったので、今後そういうところも事前に分かるのであれば、今日は温度が低いため休業しますというような形のお知らせは必要なのではないかなど。せっかく泳ぎに行こうと思って、スポセンに行って、今日は休みとなると、無駄足になってくるというのがあるので、その辺十分留意してほしいと思います。

それとスクールバスの関係ですが、車検の部分は分かるんですが、あと保険料ありますよね、自賠責だとかそういう部分というのは、修理代とかの項目と全部一緒になっているんですか。そこを一つ教えてください。

生涯学習課長補佐（学校教育担当） 今回の車検切れに伴う自賠責につきましては、スクールバスの管理については生涯学習課で、自賠責等の保険関係については財務で一括でやっておりましたので、保険期間切れることなく自賠責任意保険については加入している状況でした。以上です。

生涯学習課長補佐（社会教育担当） プールの閉鎖時の御案内でございます。これまでは事前にそれをお知らせはせずに、入口のところで今日はプールは使えませんという御案内をしていたところでした。午前中に水温室温が低くても午後になれば回復し使えるというような状況もあったものですから、そのような対応をしておりました。今後につきましては指定管理事業者と調整し、できる限り情報発信できるように検討していきたいと考えております。以上です。

家塚委員長 ほかにありませんか。

星委員 まず成果説明書23ページのスポーツコミュニティ推進について伺います。全町ソフトボール大会とミニバレーボール大会が毎年開催されていると思うんですけれども、行政区によっては参加できていない行政区があると思うんですけれども、チームプレーなのでチームが組めないという事情があったかもしれないんですけれども、例えば参加できないチームに対して何か呼びかけを行ったとか、基本的には全町のスポーツ大会ですので、何か対策されて呼びかけしたとか、固定化にならないように何か工夫した点などそういうものがあればお願いします。

もう1点、決算書126ページの子ども体力向上事業なんですけれども、部活動地域連携検討協議会について、どのような内容について行われたのか説明をお願いします。以上です。

生涯学習課長補佐（社会教育担当） スポーツコミュニティ推進事業の参加についてのお尋ねでございます。御指摘のとおり行政区によっては参加できない行政区が見られまして、特に農家地区では時期によっても参加が難しいという行政区もございます。そんな中で、なるべく早めに行政区長会議で3か月ぐらい前にはお知らせ

をいたしまして、予定をしていただくということと、実際の募集が始まりましたら、合同チームでも参加の受付ができるので、教育委員会に御相談をいただきたいということを含めてお伝えをしているところです。中には6区と14区が合同チームで出るというようなことで、一度参加していただいたら、それ以降、もし行政区ごとに人数が少なくても、合同で出るということが考えていただいている選択肢になっているのかなと思います。農家地区でも合同チームの促進というか、そういった声かけもしていきたいところではあるのですが、どうしても人数が少ないということと、ほかの少ない行政区とくっついても、なかなか少ないほうが御迷惑をかけてしまうんだというような意見も実際に聞かれたところだったのですが、参加することに意味がありますのでという声掛けをしたのですが、なかなか、これまでの行政区ごとに、自立して独立してチームとして出るということが、長い経過の中であるものですから、ちょっと苦戦しているところではございます。引き続き、合同チームへの声かけということが一番効果があるのかなと考えておりますので、そのような対応をしていきたいと考えてございます。

続いて、部活動地域連携検討協議会の検討内容という御質問でございます。こちらにつきましては、部活動をよりよい形で、地域への展開も含めて、どのような形が一番望ましいだろうかと考える協議会でございます。その中で、部活も存在しておりますし、地域クラブも存在しております。その中での現状や課題を整理して、町としての今後の方向性、こちらを皆さんと御意見をいただきながら協議をしてございます。そんな中で一番重要視してございますのが、地域移行をする中で、選手の出場機会、また、現状行っている活動の環境が衰退しないということを中心に協議をしております。その中にはその種目に経験がある先生、専門的な知識を有する担当の教員の方が顧問をしていただいている部活もございます。そういった場合、無理に地域クラブ化を進めないで現状を維持すると。また、受皿として、少年団の指導者との連携を図ることがベストな場合もございますので、その年の状況を見極めながら、近隣市町村と連携をとって協議をしているところでございます。以上です。

星委員 ありがとうございます。スポーツコミュニティ推進ですけれども、やはり農家さんたちでなるべく、できれば参加してもらって、全町皆さんが交流できるような場となってほしいのが理想ですけれども、やはり皆さんそれぞれ農家さん忙しいと思うんですが、やはり声掛けして、例えばイメージ的に勝つことがメインになってしまうというか、やはり勝ちたいということがどうしてもスポーツなので注目されがちですが、初心者というか、経験はないけれど、市街地の方のそういう方と農家地区のなかなか練習にこられないような方でも組める、農家だけが組むとかでもなく、レベルに応じた、チームでも参加できるような声掛けというかそういうものもしていただきたいなと思っています。ミニバレーボール大会は1月ですが、農家さんは問題ない時期かもしれないんですけど、この時期については、開催的に適切な時期かどうかということをお聞かせ願いたいです。改善するとすれば、検討されているのか。その辺1点伺いたいのと、あとは地域部活動、いろいろ協議されて、選手の現状の環境をあまり大きく変えないような形で、よりいいよう

な状況をつくっていかうという内容で協議されているかと思うのですが、できればいつぐらいまでにはこうしていききたいとかそういう、目標みたいなのはあるかどうか、お聞かせください。

生涯学習課長補佐（社会教育担当） スポーツ大会の開催時期についてのお尋ねでございます。まず、ソフトボール大会につきましては、9月の第1週ということで、これまで41回の大会の中で、その日にやっております。ただ、今年については稲刈りの時期が早く、ぶつかってしまった農家さんもいらっしゃるような聞きました。ただ、それよりも早めてしまうと、お盆明けで気温の上昇も危惧されるところでございますし、一週遅らせると、また別の農作業の収穫や、神社のお祭りも近くなってくるところでございます。そんな中で、そのことを5月や6月に開催してはというような話し合いも行ったところではございますが、やはり小学校の運動会ですとか中学校の部活が一番忙しい5月、6月の時期でもございますので、長く続いた大会の日程でもありますので、まずは9月の第1週ということを第一優先に検討していきたいと。ミニバレーボール大会については、1月の下旬ということで定着している部分もございますので、そのように予定をしているところでございます。

また、部活動のことでございます。具体的な目標ということでございますが、スポーツ庁からも具体的な補助事業についての提案というか、その事業立てがまだなされてございません。そんな中で、逆にゴール決めてしまうことが、今よりよい環境で、学校の先生方の協力もいただきながら部活動として活動しているものに対して、無理に地域の力を借りながらクラブチーム化をするということが得策ではない場面もございます。全体的な流れとしては地域に展開していくという大きな方向を持ちつつも、その年その年で、先生と地域がより協力できるような形が部活であれば部活を選ぶべきでしょうし、先生方の状況によって転勤がございまして、そのようなことが想定される場合には、地域に移行するというのを本格的に検討していくというようなことで、いずれにしても、少年団が基本の受皿になりますので、小中の連携を密に図っていききたいと考えてございます。以上です。

星委員 ありがとうございます。部活動、これはやはり一気に解決できる問題ではないし、やはりベストなのは子どもたちがよりよい環境で運動できること、そして指導者、先生方に無理のない形で少しずつ改善しながら進めていくのがいいのかなと私も思います。理解いたしましたので大丈夫です。

あと1点、スポーツコミュニティですが、時期も検討されたということで、やはり多くの町民の方に参加してもらいたいという努力されているというのは理解いたしました。スポーツ大会はバレーボールとソフトボールこれ伝統ありますから、やはりなくすとかあまり大きく変えるというよりも、これはこれでまた多くの方に参加してもらえそうな声掛けをしていききたいと思うんですけれども、あとそのほかに、ハードな運動ではないんだけど、少し簡単なスポーツだと体を動かすの好きだという方とかに向けたような、そういう種目なんかは考えたりする機会が今後あるのかどうか、それだけ一つ伺います。

生涯学習課長補佐（社会教育担当） 軽スポーツ、ニュースポーツの取組という

ことでございます。今、モルックが非常に流行っておりまして、昨年、子ども会のスポーツ大会ということでモルックを取り入れたところでございます。ほかにもニュースポーツやったのですが、その一部としてモルックを取り入れたところがございます。今年度も、子ども会のモルックの大会を予定しておりまして、その機会に、スポーツ協会の方々、そしてスポーツ推進の方々をお呼びして、モルックの研修会をやろうと考えております。その中で、地域コミュニティの活性化につながるような、そういうチーム編成ができるのか、またゲーム性、盛り上がりなど、そういったものを調査研究を今年度いたしまして、将来的には、まだモルックと決まったわけではないんですが、軽スポーツの大会開催といったことも検討を進めたいと考えているところです。以上です。

家塚委員長 ほかにありませんか。

熊木委員 1点だけ伺います。給食センター厨房内の冷房設備について伺いたいですけれども、近年本当に猛暑で、今日私たちも給食を試食しました。その時に、栄養の先生からいろいろ説明を受けて、厨房施設内の写真とかも見ながら説明を受けたんですけれども、やはり重労働で、そして火を使うのですごく暑い中での作業なので、その辺の冷房設備が今どういう状況か、それからあと、今後給食センターも改修とかになると思うんですけれども、その辺で、何か今こう考えていることとかその辺あれば一緒に伺いたいですけれども、よろしくお願いします。

生涯学習課長補佐（給食センター担当） 給食センターの厨房内への冷房設備の設置についてですが、今年度については冷房設備の設置はまず予定していません。現在、旧式の大型スポットクーラーがあるんですけれども、厨房内については基本的に密閉された空間であるので、スポットクーラーはどうしても排熱がその現場に機器の後ろから発生してしまうため効果が薄いということ、また結構な勢いの風が出るということで、調理に影響を及ぼすということで、委託している調理員から不要と判断されて使っていない状況です。7月から気温が上がりまして、厨房内の温度は大体30度程度で、湿度も常に高い状態を維持している状況で、そこで調理員の方々、委託会社に頑張ってもらっている状況です。令和9年度から給食センターの大規模改修を予定しています。来年の令和8年から実施設計をする予定ですが、現在、施設内非常に老朽化しています。それぞれの古い箇所を洗い出して、保守事業者と改修内容について調整を進めています。こちらに先行して、冷房設備については前倒して、令和8年に実施することができないか、現在キュービクル、受電設備が容量不足ということで、それらを踏まえて機器構成や工法について、既に現地調査を行って、また、給食を止めることもできないので、土日を含めた作業工程なども調整しているところです。引き続き調理員の調理環境と衛生環境を改善するため、調査、検討していきたいと考えています。以上です。

熊木委員 今それを聞いて安心しました。ちょうど今年の予算委員会でも、どのようにしているのかと言ったら、ベストのような何か扇風機ついているような、そういうのも着て作業しているというようなことで、対策いろいろ講じながらやっているということでしたよね。それで今前倒しということでは、本当に給食が暑さとかいろいろなことでやめられたりとか、休んだりとかということでストップしてし

まったら、やはり大きな影響出ると思うので、それは今検討しているということなので、良かったなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。答弁はいらないです。

家塚委員長 ほかにありませんか。

湯本委員 先ほどの同僚議員の質問とも関連するんですが、スクールバスの車検切れについてもう少しお伺ひしたいと思います。先ほどの回答、それから教育長の行政報告などの改善策なども聞いておりますけれど、やはり原因を、きちんと把握していく必要がもっとあるのかなと私自身は考えています。というのは、やはり今回の経過を見ますと、事前のチェックというのが言われたけれど、されていないということだと思ふんですね。それから思い込み、結局予算執行状況だけで、結果として見ていくというようなことがあって、後手で見ると。それで車検ですから、車検をとらなければ、法定点検の3か月後の点検の案内もメーカーや整備工場というか、そういうところから案内もこないわけで、そうすると、その3か月後のチェックも漏れてしまう。それが長期に渡る見落としということにつながったんだろうと思います。ちょっと調べてみましたら、やはりこういうミスといいますか、行政の中で非常に多く増えてきているというのは、立場は違いますが、自治労で労働組合でも全国的にも95年以降定数削減で業務が多様化して、そういうミスみたいなが増えてきているという結果が出ています。南幌もそれが原因かどうかは別として、やはりそういったことが起きている以上、システムといいますか、やり方を真剣に考えないといけないかなと思っているんですね。それでいうと、今回提案されている中では、バスの中に車検日を表示するというようなことなどもありましたが、やはり事前チェックをして管理していくという点では、ちょっと弱いかなと思っています。それをどの段階でやるのか、提携する運転手というか、現場のところとどうするのかという問題はあると思うのですが、ぜひ、その事前的なチェックをして、そして二度とこのようなことが起きないようにしていくという方向での取組をお願ひしたいと思います。

生涯学習課長 湯本委員おっしゃられるとおりですけれども、今回のことに関しては本当であってはならないような事故というところで、反省しなければいけない部分が多々あるんですけれども、おっしゃられた内容、思い込みという部分で、やはり支出しているだろうもありますし、車検は取られているだろうという思い込みのもと、これまで進めてきたという部分が一番悪いところなのかなと感じております。今後、この業務に限らず、担当者、担当係、管理職も含めて複数の目で確認作業を徹底していかなければいけないかなと考えております。以上です。

家塚委員長 ほかにありませんか。

佐藤委員 成果説明書21ページ、青少年異世代交流運営事業、これは学び場ぼろろでされたものですが、これは4日間で136万2,460円ということですが、この事業費の内容と、事業の内容、終わった後どのような成果があったのかということをお願ひしてください。

生涯学習課長補佐（社会教育担当） 異世代交流事業の内容についてのお尋ねでございます。まず、136万3,000円のおおむねの内訳でございますが、大き

なところでいえば人件費に係る分が24万、交通費相当分が40万ということでございます。また、事業の内容につきましては、4日間、昨年は9月に行ったところでございます。事業の成果につきましては、アンケート調査なども行っておりますが、おおむね非常に良好で、また来たい、非常にいい経験になったというような回答が多くありました。以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。私も一日だけ参加させていただいたんです。全部は参加できなかったんですけども、今までにないような、今の子どもたちがすごい興味のあるようなそういう取組方をして、今の時代こうなんだなという、大学生とか全国から選ばれた方が来て、勉強したりとか触れ合ったりしていたんですけども、すごくいい取組だなと思いました。それで、その後参加された子どもたちの意識がどのように変わったのか、また来期も同じような形でされるのか、そこのところをお願いします。

生涯学習課長補佐（社会教育担当） まず、その成果という部分でございます。先ほど重複した回答で申し訳ございませんが、アンケートの中で勉強の楽しさが増えた、新しく知ったことがあった、大学生に対して声がかけやすかったという回答がほぼ100%近く、非常にその事業の内容としては充実していたというようなことで押さえているところでございます。そちらの成果につきましては、テスト勉強をして、テストの対策をするような内容ではないものですから、はっきりと数値化することは非常に難しい部分がございます。今回につきましては、今年度の実施ですが、まずはそういった成果があって、参加した生徒はすばらしい体験をしたということは一部の成果としてございますが、もっとより大きな、より多い生徒に、この青少年異世代交流事業を体験してもらいたいということで、まさに明日ですけれども、3年生の総合学習にコエルワの方が探求事業ということで、総合学習で参加をしてもらおうところでございます。その中で、具体的な数値化される成果を今後また出していくというのは非常に難しいところあるんですが、そういった中でアンケートなどもとりながら、事業の効果というか、そういったものを確認していきたいと考えてございます。また、次年度以降の開催につきましては、ちょうど今年度で補助事業をいただいているのですが3年目でございます。またコエルワでは、全国各地でいろいろな学びの場を展開しているところがございますので、ほかにもいろいろな事例を聞きながら南幌の現状でどのような形がいいのか、いろいろ打合せをしながら検討していきたい、形が変わっても、異世代の交流事業というものは続けていきたいと考えているところでございます。以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。やはり少子化になって、大学生とか、自分より歳上の年代の違う子たちとなかなか触れ合う機会がないという中で、こういう企画というのはすごくいいと思ったんですね。それで、先ほどおっしゃいましたように勉強だけではなくて、そういう中で、大学生からいろいろなことを学べるのか、そういう部分ではすごくいい企画ですので、形は変わっても、その年齢の違う人たちと交流できる、その事業は続けていかれるということですので、いろいろ工夫してやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

家塚委員長 ほかにありませんか。（なしの声）

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。職員の入替えがありますので、暫時休憩します。

(午後 1時43分)

(午後 1時44分)

家塚委員長 それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

次に、審査順序の13番目、第8款消防費について審査を行います。説明をお願いします。

総務課長 決算書105ページになります。消防費でございます。

8款1項1目消防費、支出済額2億9,696万6,000円。南空知消防組合負担金事業では、本部費負担金、南幌支署費負担金、南幌消防団費負担金、南幌支署施設費負担金を執行しています。成果説明書19ページをごらん願います。

消防支署運営事業では、救急救命士処置拡大のための講習会等経費を執行しています。なお、火災・救急件数、火災出動の内訳、救急出動の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に20ページ、消防団運営事業では、消火栓7基の本体取替え工事に係る経費を執行しています。

次に、施設・資機材更新事業では、耐震性貯水槽整備工事に係る経費を執行しています。以上です。

家塚委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。次に、審査順序の14番目、第10款公債費について審査を行います。あわせて15番目、11款予備費も審査を行います。説明をお願いします。

総務課長 決算書130ページになります。10款公債費でございます。

10款1項1目元金、支出済額6億732万5,628円。地方債元金の償還金です。令和6年度末の地方債残高につきましては、前年度と比較して4億5,565万2,000円増加し、79億5,832万4,000円となります。

次に、2目利子、支出済額3,233万3,812円。ここでは、地方債の償還金利子、一時借入金利子、基金繰替運用利子を執行しています。

続きまして、11款予備費の説明を行います。決算書130ページ下段から次ページにかけて、11款1項1目予備費、予算の執行はありません。

最後に131ページ下段、歳出の合計でございます。予算現額86億9,753万5,000円。支出済額81億5,009万9,315円。翌年度への繰越明許費4億802万2,000円。不用額は1億3,941万3,685円です。

以上で説明を終わります。

家塚委員長 説明が終わりましたので質疑に入ります。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。職員の入替えがありますので暫時休憩します。

(午後 1時48分)

(午後 1時50分)

家塚委員長 それでは、休憩を閉じ会議を再開します。次に、審査順序の16番目、一般会計歳入について審査を行います。それでは説明をお願いします。

税務課長 決算書7ページになります。

1款1項1目個人、収入済額3億1,794万2,083円。不納欠損額3万2,991円。収入未済額846万6,765円。不納欠損の内訳は、法人の破産による即時消滅1件1社、消滅時効2件1名と1社です。収入未済額の内訳は、現年課税分103件、37名と9社。滞納繰越分429件、69名と2社です。

次に、2目法人、収入済額6,552万2,200円。不納欠損額12万円、収入未済額6万3,900円。不納欠損の内訳は、法人の破産による即時消滅3件1社です。収入未済額の内訳は、滞納繰越分2件1社です。

次に、2項1目固定資産税、収入済額3億4,350万600円。不納欠損額4万5,400円。収入未済額466万597円。不納欠損の内訳は、法人の破産による即時消滅2件1社、消滅時効9件2名と1社です。収入未済額の内訳は、現年課税分59件15名と3社、滞納繰越分310件26名と4社です。

次に、2目国有資産等所在市町村交付金、収入済額165万3,300円。国と北海道が所有する町内の固定資産に対し、交付金として交付されるものです。

次に、3項1目環境性能割、収入済額161万8,800円。新車の軽自動車取得に対してかかるものです。

次に8ページにかけまして、2目種別割、収入済額2,766万9,400円。不納欠損額5,900円。収入未済額2万5,200円。不納欠損の内訳は、法人の破産による即時消滅1件1社です。収入未済額の内訳は、現年課税分3件2名と1社、滞納繰越分2件1名1社です。

次に、4項1目町たばこ税、収入済額6,810万28円。売渡し等に係るたばこの本数に基づき納付されるものです。

次に、5項1目入湯税、収入済額992万325円。南幌温泉の入湯行為に係るものです。

次に、決算書資料1ページをお開きください。決算書資料の数値は、過去3か年分の決算数値を記載しています。なお、各調書は右側の令和6年度にて説明いたします。初めに、町税に関する収入調書につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合算したもので、上段の町民税個人、収入済額前年比831万2,000円の減。主な要因は、令和6年度にありました定額減税によるものです。

法人、収入済額前年比916万2,000円の増。主な要因は、各法人の収益の増によるものです。

次に、固定資産税、土地、収入済額前年比282万8,000円の減です。主な要因は、住宅用地の課税標準特例の対象が増加したことによるものです。家屋、収

入済額前年比745万3,000円の増。主な要因は、新築住宅建築が多かったことによるものです。

償却資産、収入済額前年比890万2,000円の増。主な要因は、工業振興促進条例による課税免除の終了によるものです。

交付金、収入済額前年比8万9,000円の減。主な要因は、国及び北海道の所有資産の減によるものです。

次に、軽自動車税、環境性能割、収入済額前年比30万8,000円の減。主な要因は、新車購入台数の減によるものです。

種別割、114万5,000円の増。主な要因は、重課車両課税台数の増によるものです。

次に、たばこ税、収入済額前年比197万8,000円の減。主な要因は、課税本数の減によるものです。

次に、入湯税、収入済額前年比316万4,000円の減。主な要因は、南幌温泉大規模改修に伴う休業による、宿泊・日帰り利用客の減によるものです。

以上、町税の収入済額合計は、8億3,592万6,000円、前年比998万3,000円の増です。

続きまして、左下の納税義務者等に関する調書について説明いたします。数値は、現年課税分を記載しておりますので、説明は、令和5年度の数値が令和6年に使用する数字となっております。町民税、個人、前年比82名増の3,746人。法人、前年比1件増の219件です。

次に、固定資産税、前年比116人増の3,574人です。

次に、軽自動車税、前年比31台増の4,395台です。

次に、入湯税、前年比5,273人減の16万5,904人です。

続きまして、新築住宅評価件数の推移です。前年比44件増の136件です。そのうち町外からの転入が114件となっています。

次に、法人町民税の納税状況です。法人全体で前年比1件増で219件、納税額は465万1,000円増で5,634万9,000円です。以上で、1款町税の説明を終わります。

続きまして、別途配付しております町税等の収入対策関係資料につきまして、担当より御説明いたします。

収納対策係主査 私からは別途お配りしています2つの収納関係資料について御説明させていただきます。初めに、決算審査特別委員会町税等収納対策関係資料と記載しております資料をごらんいただきたいと思います。表紙をめくっていただきまして、1ページ目から5ページ目までは、過去5年間の各種町税及び保険料の収納状況について記載をしております。税目ごとに各表の一番下段となります令和6年度の現年度課税分の収納状況を中心に御説明いたします。1ページ目上段の個人町民税をごらんください。

令和6年度の現年度課税分につきましては、収納率99.78%で前年度より0.05ポイント増加、収入未済額は前年度より17万9,000円ほど減少しております。

次に、下段法人町民税をごらんください。令和6年度の現年度課税分につきましては、収納率99.82%で前年度より0.1ポイント減少しております。また、不納欠損額12万円につきましては、倒産により徴収不可となった法人1社分によるものです。なお、その他の法人につきましては全て納入をいただいていることから、翌年度繰越となる未納件数及び未納額はございません。

次に2ページ目上段、固定資産税をごらんください。令和6年度の現年度課税分につきましては、収納率99.84%で前年度より0.17ポイント増加、収入未済額は前年度より51万5,000円ほど減少しております。

次に、下段、軽自動車税をごらんください。令和6年度の現年度課税分につきましては、収納率99.94%で前年度より0.04ポイント増加、収入未済額は前年度より1万円ほど減少しております。次に、3ページ目をごらんください。

3ページ目では入湯税とたばこ税について記載をしておりますが、収納率はともに100%となっております。

次に、4ページ目上段、国民健康保険税をごらんください。令和6年度の現年度課税分につきましては、収納率98.74%で前年度より0.02ポイント増加、収入未済額は前年度より5万円ほど減少しております。

次に、下段、介護保険料をごらんください。令和6年度の現年度課税分につきましては、収納率100.02%で前年度より0.15ポイント増加、収入未済額は前年度より24万4,000円ほど減少しております。なお、収納率が100%を超えている理由といたしまして、転出や死亡等により保険料が更正された方々の還付金が出納整理期間であります5月末までに還付処理が完了せず、収納額に含まれた状態で決算を迎えたためでございます。次に、5ページ目の後期高齢者医療保険料をごらんください。

令和6年度の現年度課税分につきましては、収納率99.55%で前年度より0.06ポイント減少、収入未済額は前年度より9万2,000円ほど増加をしております。次に、6ページ目をごらんいただきたいと思います。

6ページ目では、滞納処分等の状況について記載をしております。滞納処分につきましては、納期限到来後、未納者に対し督促状及び催告書を送付し、その後も納付や納付相談がない方、また、納付誓約の不履行の方などを対象に、財産調査等を実施し、その後、財産の差押えを執行しているところでございます。上段、差押え執行状況をごらんください。令和6年度は、債権の区分で預貯金の差押えを17件、70万3,492円執行しております。また、国税還付金の差押えを4件、32万9,531円執行、こちらにつきましては、確定申告の際に発生した所得税還付金の差押えとなります。合計で21件、103万3,023円の差押えを執行しております。中段以降に記載の内容につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。次に、7ページ目をごらんください。

7ページ目では、不納欠損額の内訳について記載をしております。上段、税目別内訳をごらんください。令和6年度は、町民税普通徴収で1名、町民税特別徴収で1社、法人町民税で1社、固定資産税で2名2社、軽自動車税で1社、合計で3名5社、18件、20万4,291円の不納欠損処分を行っております。なお、一部

重複する者がおりますので、実人数といたしましては3名3社となります。下段では、根拠法令別内訳を記載しております。次に、8ページ目をごらんください。

8ページ目では、町税等滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例に係る納税状況確認依頼書の提出件数について記載をしております。表に記載のありますナンバー1からナンバー29までの行政サービスを利用する際は、町税等の納付確認を必須としております。令和6年度中に、担当課から納税確認の依頼があった件数につきましては、個人、法人あわせまして921件ございました。納税確認の結果、滞納があり納税相談を要すると判定された件数は15件あり、結果につきましては、下段に記載しておりますが、15件中10件は納付を完了したり、納付誓約書を提出したことにより特例措置が可能となりました。残り5件につきましては、期限までに納税相談に来なかったなどがございまして、サービス制限措置が適用されているところでございます。最後、9ページ目をごらんいただきたいと思っております。

9ページ目では、コンビニ収納、スマートフォン収納利用状況について記載をしております。上段にコンビニ収納、中段にスマホ収納、下段に合計を記載しており、各項目の上段が利用件数、下段が納付金額となっております。コンビニ収納とスマホ収納を合わせた合計の利用件数と金額につきましては、件数で12,239件、金額にしまして1億5,060万9,737円となっております。

次に、別冊としてお配りしておりますもう一つの資料、町税等収納状況、平成28年度から令和6年度と記載しております資料をごらんいただきたいと思っております。こちらの資料は、表紙に記載がありますとおり、町民税からたばこ税まで9つの税目につきましては、過去9年間の収納状況の推移をグラフで表示したものとなっております。こちらの資料につきましては、説明を省略させていただきたいと思っておりますので後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で町税等収納対策関係資料の説明を終わります。

家塚委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。

星委員 決算書7ページの町税、固定資産税ですけれども、歳入の町税、固定資産税ともに金額が減ってきているので、皆さんすごく努力された結果が数字にあらわれてきているのかなと、未収済額ですね。それが少しずつ減ってきていますので、継続性が鍵となってきたのかなと思うのですが、担当課ではどのような対策が効果的だったとかそういう何か実感があればお聞かせください。

収納対策係主査 ただいま御質問ございました内容についてですが、令和6年度に限って、新しく何か対策をしたとかそういったことはなく、基本的には例年どおりの業務を行っているところでございます。まず、収納の納付の関係ですけれども、これまで南幌町では金融機関での窓口、それと口座振替による納付がございましたが、平成16年度以降コンビニ納付が始まりまして、また、現在ではスマホアプリからの収納も可能となっております。納税者の皆さんも、非常に納付がしやすい環境になってきたのではないかなということもございまして、納税者の期限内納付もしくは早期の納付につながっているのではないかなと考えております。また、納期限までに納付がない方につきましては、先ほどの資料の中でも説明させていた

だいているんですけれども、収納対策係では、納付がない方につきましては、督促状を發布して納付を促しており、それでもなお納付がない方につきましては、電話催告ですとか文書催告を行って、それでもなお納付につながらなければ、預金調査、勤務先調査等を行って、差押えという形で滞納処分を行っている状況でございます。あと、どうしても生活状況等により納期限までの納付が難しいという方で分割納付を行いたいという方が御相談にお越しいただいた際も、特別の事情等がなければ、基本的には年度内での完納をしていただくために、出納整理期間である翌年5月までの分割納付を行って納付をいただいているところでございます。こういった内容を毎年のことですけれども実施していることで、令和6年度につきましても、地方税の収納率が99%を超えて、それをここ数年ずっと維持できている状態でございますので、収入未済額も結果的には今年度につきましても、前年度を下回っているような状況であると考えております。以上です。

星委員 ありがとうございます。少しずつ改善というか金額は減ってきてはいるんですけれども、やはり毎年一定数の額は発生しております。その都度いろいろ対策はとってこられていると思うんですけれども、事情は多分様々だと思うんです。仕事がなくなったけれども、前年度分の税金を払わなきゃいけない、でも収入がないという方など、調べていけばいろいろな方がいらっしゃると思うのですが、その中でも、例えば支援がいろいろな方向から必要ではないかというような方も中にはいらっしゃると思うんですけれども、そういう方に対しての課との連携というんですか、例えば福祉課とか、就職を促すような対策とかその辺の連携もできているのか、ちょっと伺いたいと思います。

収納対策係主査 ほかの課との連携につきましても、例えば高齢者の方で収入が年金しかないだとか、それぞれ事情があって納付ができないという方がいらっしゃるかと思います。どうしても収納対策係だけで判断できない案件とかも中には出てきますので、そういうケースにつきましては、保健福祉の担当、あとは国保の担当と連携をした中で、納付できるのかどうか、そこを判断して協力しているような形をとっております。

星委員 確認ですが、課と連携して収納に向けた可能性を連携しながら探っているということで理解しました。

家塚委員長 ほかにありませんか。

湯本委員 ちょっと教えていただきたいのですが、決算審査特別委員会の関連資料で8ページ、滞納のやつですね。納付確認同意書提出件数のところですか。20番、高等学校等通学費補助に関するということで、ここにかかった227という数字があるんですが、高等学校等通学費補助の対象となる件数に対して、227というのはどのくらいの比率になるんですか。

税務課長補佐 全体のこの補助に対する人数の割合ということでよろしいでしょうか。こちら、申請出てきたものしか私たち分からないので、全体の人数は教育委員会で把握していると思うんですけれども、税務としては、このサービス制限の申請出てきている人数しか分からないので、ちょっとお答えしかねます。

家塚委員長 ほかにありませんか。(なしの声)

ないようですので、終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。職員の入替えがありますので、暫時休憩します。

(午後 2時21分)

(午後 2時22分)

家塚委員長 それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。先ほどの続きから説明をしていただきます。

総務課長 それでは、以降の歳入につきましては、主な項目のみの説明とさせていただきますので、よろしくお願ひします。決算書8ページの中段をごらんください。

2款1項1目地方揮発譲与税、収入済額2,136万7,000円。国税として揮発油に課税された地方揮発油税のうち、ルール分により市町村に交付されるものでございます。

2項1目自動車重量譲与税、収入済額6,539万3,000円。国税として徴収される自動車重量税の3分の1が市町村に交付されるものです。

3項1目森林環境譲与税、収入済額100万6,000円。国税として徴収される森林環境税の一定割合分が交付されるものです。

次ページにかけて、3款1項1目利子割交付金、収入済額38万6,000円。北海道に納付された利子割額のうち、5分の3が市町村に交付されるものです。

4款1項1目配当割交付金、収入済額367万3,000円。北海道に納付された配当割額のうち、5分の3が市町村に交付されるものです。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、収入済額565万円。北海道に納付された株式等譲渡所得割額のうち、5分の3が市町村に交付されるものです。

6款1項1目法人事業税交付金、収入済額1,384万1,000円。北海道に納付された法人事業税のうち、一定割合分が交付されるものです。

7款1項1目地方消費税交付金、収入済額1億9,309万1,000円。消費税のうち、2.2%が都道府県に配分され、その2分の1が市町村に交付されるものです。

次ページにかけまして、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金、収入済額630万3,791円。リバーサイドゴルフ場利用税の70%が市町村に交付されるものです。

9款1項1目環境性能割交付金、収入済額977万2,000円。北海道に納付された自動車税環境性能割のうち、一定割合分が交付されるものです。

10款1項1目地方特例交付金、収入済額4,416万8,000円。住宅借入金等特別税額控除などの実施に伴う、地方の減収分を補填することを目的に交付されるものです。

2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、収入済額8万5,000円。新型コロナウイルス感染症の影響により、固定資産税の償却資産

の軽減措置による、地方税の減収分を補填するために交付されるものです。

次ページにかけまして、11款1項1目地方交付税、収入済額29億1,036万5,000円。内訳につきましては、普通交付税24億6,847万2,000円、特別交付税4億4,189万3,000円です。前年度と比較しますと、普通交付税は4.8%増、特別交付税は5.4%の減となっています。

12款1項1目交通安全対策特別交付金、収入済額92万6,000円。交通違反の反則金を原資に、交通安全施設整備費に充てるための財源として交付されるものです。

13款1項1目農林水産業費分担金、1節農業費分担金、収入済額95万8,770円。排水路整備分担金として収入したものです。

2項1目民生費負担金1節高齢者保護措置費負担金、収入済額165万7,200円。高齢者保護措置費用徴収金です。

2節児童福祉費負担金、収入済額327万3,250円。なんぼろ児童会に係る学童保育料で、収入未済額は2,550円、滞納件数は1件です。

3節保育所費負担金、収入済額795万8,070円。南幌いちい保育園に係る保育料で、収入未済額は9,070円、滞納件数は1件です。

4節滞納繰越分、収入済額6万400円。3件分の学童保育料です。少し飛ばしまして、13ページの上段になります。

14款1項4目土木使用料、3節住宅使用料、収入済額2,775万5,229円。公営住宅及び子育て支援住宅使用料で、収入未済額は37万7,200円。滞納件数は公営住宅分4件、子育て支援住宅分1件です。

4節滞納繰越分、収入済額8万4,600円。収入未済額は112万1,300円で、公営住宅分6件、子育て支援住宅分1件の過年度滞納分です。

5目教育使用料、2節スポーツセンター使用料、収入済額203万7,050円。町民プール使用料72万2,500円が含まれています。少し飛ばしまして、下段になります。

15款国庫支出金、17ページにかけまして、法令等に基づきます事務事業に対する国からの負担金補助金及び委託金です。それぞれ歳出と連動しており、各制度に基づきます国の負担割合に応じて措置されるもので、内容の説明は省略しますが、各項目とも調定額どおりの収入済額となっております。次に、17ページの中段になります。

16款道支出金、21ページにかけまして、国庫支出金と同様、法令等による事務事業に対する道からの負担金、補助金及び委託金です。内容の説明は省略しますが、各項目とも調定額どおりの収入済額となっております。続きまして、22ページの中段になります。

17款2項1目不動産売払収入、収入済額198万6,000円。町有地2件の売払いによるものでございます。

次に、18款1項1目一般寄附金、収入済額312万円。個人4名、法人2社からの寄附金を受けたものです。

次に、3目ふるさと応援寄附金、収入済額1億7,867万6,000円。内訳

として、ふるさと応援寄附金15,827件、1億7,387万6,000円。企業版ふるさと応援寄附金7社、480万円となっています。

次に、次ページの中段にあります19款1項3目、南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、収入済額2,800万円。南幌温泉指定管理料などの管理運営経費に充てるため基金から繰入れを行ったものでございます。

4目ふるさと応援基金繰入金、収入済額1億8,650万円。子どもの医療費助成、少年団活動、高校生通学費補助や高齢者世帯の除雪支援など、寄附指定事業経費に充てるため基金から繰入れを行ったものでございます。

次に、下段20款1項1目繰越金、収入済額1億2,761万639円。令和5年度一般会計からの繰越金です。次ページ下段になります。

21款4項1目北海道住宅供給公社受託事業収入、収入済額1,159万1,000円。住宅供給公社が所有する用地の草刈りなど、町が受託するための事業収入です。

次に、3目土地改良事業調査受託事業収入、収入済額1,148万7,000円。三重ほか2地区の道営経営体育成基盤整備事業換地業務を、町が受託するための事業収入です。

次に、5項4目給食費収入、1節学校給食費収入、収入済額2,691万8,295円。収入未済額は4万1,403円で、滞納件数は3件です。2節滞納繰越分、収入済額16万9,931円。収入未済額は45万7,644円で、過年度分の滞納件数は6件です。

次に、28ページ上段、22款1項1目総務債、収入済額260万円。全国瞬時警報システム改修事業に係る起債です。

2目農林水産業債、収入済額6,150万円。農業競争力基盤強化特別対策事業及び水利施設等保全高度化事業、改善センター、ふれあい館改修事業に係る起債です。

3目土木債、収入済額4億3,400万。町道・橋梁・公園施設の長寿命化整備事業、公営住宅改修事業、準工業用地等整備事業などに係る起債です。

次ページにかけまして、4目消防債、収入済額6,800万円。消防水利整備事業に係る起債です。

5目教育債、収入済額1,960万円。小学校改修事業に係る起債です。

6目臨時財政対策債、収入済額797万8,000円。地方の財源不足を補うための起債です。

7目商工債、収入済額4億6,930万円。南幌温泉整備事業に係る起債です。

以上、歳入合計、予算現額86億9,753万5,000円。調定額82億4,765万4,250円。収入済額82億3,222万4,330円。不納欠損額20万4,291円。収入未済額は1,522万5,629円です。次に、132ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。説明を行います。

1歳入総額82億3,222万4,330円。2歳出総額81億5,009万9,315円。3歳入歳出差引額は8,212万5,015円です。4翌年度へ繰

り越すべき財源のうち、(2) 繰越明許費繰越額 807 万円は、生活応援チケット事業及び温泉周辺整備事業に係るものです。5 実質収支額は 7,405 万 5,015 円です。6 については該当ございません。

以上で説明を終わりますが、お配りしております南幌町決算資料 29 ページ以降については、町有財産としての土地、建物並びに有価証券や出資金、各基金の現在高、また、各会計の決算比較表など、参考として添付をいたしておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で全ての説明を終わります。

家塚委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。(なしの声)

それでは、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。本日予定しておりました審査項目が終了いたしました。明日 12 日、午前 9 時 30 分まで延会といたします。

お疲れさまでした。

(午後 2 時 36 分)

決算審査特別委員会会議録

(3日目 R7.9.12 9:30~10:15)

家塚委員長 それでは、昨日より延会となっております決算審査特別委員会をただいまから再開いたします。本日の出席人員は9名全員であります。直ちに会議を開会します。

審査順序の17番目、病院事業会計について審査を行います。それでは説明をお願いします。

病院事務長 令和6年度南幌町病院事業会計決算を説明いたします。それでは、決算書1ページをごらんください。(1)収益的収入及び支出です。初めに収入です。

1款1項1目入院収益、決算額3億574万9,507円です。

2目外来収益、決算額1億3,171万9,523円です。決算書をめくっていただきまして、15ページをごらんいただきたいと思います。

3業務、(1)業務量です。入院の状況です。入院患者数は1万2,110人、1日平均33.2人でした。第1四半期、4月から6月の1日平均は31.9人でしたが、院長をはじめ地域医療連携室による集患活動などにより、7月から12月にかけての第2、第3四半期におきまして、それぞれ33.1人、34.9人まで回復しました。しかし、最終四半期、1月から3月の第4四半期で32.9人と、再び減少した結果、前年度比1,340人、10.0%の減でした。在宅医療に対するニーズの高まりや近隣の医療機関で既存あるいは新設の地域包括ケア病床への集患強化など、社会情勢や医療環境の変化などが要因と考えております。患者数は減少しましたが、入退院が活発だったことで、決算書にはありませんが、平均在院日数、入院期間でございますが、こちらが前年度53.1日から45.4日となり、平均単価は2万5,248円、前年度比823円、3.4%の増で、入院患者数の減を若干カバーしたことにより、入院収益は前年度比2,276万円、6.9%の減でした。

外来の状況です。外来患者数は1万6,080人。前年度比229人、1.4%の増で、1日平均65.9人でした。外来収益です。平均単価が8,192円、前年度比27円、0.3%の減でしたが、患者数の増や診療報酬の改定などで144万円、1.1%の増となりました。入院・外来収益全体では4億3,746万9,030円、前年度比2,131万円、4.6%の減でした。1ページにお戻り願います。

3目その他医業収益、決算額8,206万2,605円。健康診断料や新型コロナ及びインフルエンザワクチンを含む各種予防接種料のほか、救急告示病院の交付税算入分に係る一般会計からの繰入れです。

2項1目受取利息配当金、決算額24万4,865円。預金利息です。保有現金のうち、1億5,000万円を定期預金として積み立てた分の利息収入が主なものです。なお、今年度8月にも定期預金として、同額の1億5,000万円を積み立てております。

2目患者外給食収益、決算額105万8,600円、職員の給食費です。

3目他会計負担金、決算額5万円。企業債償還利息の3分の2を一般会計から繰入れたものです。

4目他会計繰入金、決算額1億9,245万円。普通交付税の病床割分、特別交付税の不採算地区病院分、いわゆる基準外繰入金などに係る一般会計からの繰入れです。なお、基準外繰入金につきましては、令和4年度に作成策定しました経営強化プランに基づき、決算額2,000万円で、令和2年度以前の7,000万円からは5,000万円、令和5年度3,000万円からは1,000万円の減となっております。

5目その他医業外収益、決算額1,026万6,779円、おむつをはじめ、各種取扱手数料や病院職員寮の家賃などです。

6目長期前受金戻入、決算額1,991万6,958円。資産取得時に財源として受け取りました補助金を、減価償却費にあわせて収益化する会計処理で、減価償却費と同様に帳簿上の処理となりますので、現金の移動はありません。

7目補助金、決算額203万円。国保調整金のうち、常勤医師が研修など、やむを得ない理由で不在となる場合の出張医にかかる費用や、研修医などを受け入れるための環境整備に要する費用に対する補助金で、令和6年度に新たに設けられたものです。

以上、収益的収入の決算額は、この表の1段目、1款病院事業収益、7億4,554万8,837円です。続きまして2ページをごらんください。支出です。

1款1項1目給与費、決算額4億3,648万557円。職員の給料、手当、共済費及び出張医の報酬など人件費です。職員手当や出張医の報酬、法定福利費などで1,847万円の不用額が出ています。

2目材料費、決算額5,013万4,931円。薬品費や診療材料費などとなります。入院患者の減などで613万円の不用額が出ています。

3目経費、決算額1億7,912万6,536円。光熱水費や燃料費、病院施設の維持管理費など病院運営に係る固定的な経費です。新型コロナに係る外注検査や医療用産業廃棄物処理料の減、また、昨シーズンは年明け以降、暖冬でありましたことから、見込みより冬季の電気料や燃料費がかからなかったことなどで、1,056万円の不用額が出ております。

4目減価償却費、決算額5,451万337円。建物や医療機器などの減価償却分です。

5目資産減耗費、決算額40万1,566円。医療機器などの残存額除去や期限切れ医薬品の処分などです。

6目研究研修費、決算額58万1,270円。医師の参考図書購入費などです。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、決算額8万3,221円。企業債7件の支払利息です。

2目患者外給食材料費、決算額106万664円。職員の給食材料費です。

3目雑損失、決算額187万3,900円。消費税の納付額です。

3項1目過年度損益修正損及び4項予備費1目予備費は支出がありませんでし

た。

以上、収益的支出の決算額は、この表の1段目、1款病院事業費用、7億2,425万2,982円です。3ページをごらんいただきたいと思います。(2)資本的収入及び支出です。初めに収入です。

1款1項1目出資金、決算額2,672万円。一般会計からの企業債償還元金の3分の2が出資されたものです。

2項1目繰入金、投資事業に係る国保交付金など、一般会計からの繰入れはありませんでした。

3項1目企業債、決算額1,170万円。医療機器の購入や工事の実施に伴い、企業債を借入れたものです。

以上、資本的収入の決算額は、この表の1段目、1款資本的収入、決算額3,842万円です。続きまして支出です。

1款1項1目固定資産購入費、決算額415万300円。内容は14ページ、2(2)に記載のとおりとなっております。

2目病院事業整備費、決算額764万5,000円。内容は同じく14ページ、2(1)に記載のとおりとなっております。

2項1目企業債償還金、決算額4,007万9,087円。企業債7件の償還元金です。

以上、資本的支出の決算額は、この表の1段目、1款資本的支出、決算額5,187万4,387円です。

続きまして、4ページからの損益計算書、6ページからの貸借対照表、8ページの剰余金計算書、9ページの欠損金処理計算書につきましては、今申し上げました収支や過年度の累計額などを踏まえて仕訳、整理をしたもので、それぞれ記載のとおりとなっております。続きまして11ページをごらんください。

1概況、(1)総括事項を読み上げます。令和6年度は、国民健康保険町立南幌病院経営強化プランに基づき、令和5年度に引き続いて、経営の効率化を推進し持続的かつ安定的に必要な地域医療提供体制の確保に向けた取組を進めました。また、地域の皆さんを治し支え、その人らしい生活を支援する理念の実現を目指し、医師をはじめ多職種による院内連携や地域医療連携室による近隣医療機関等との院外連携により、急性期治療後の患者の入院受け入れ、自宅での急性増悪患者の入院受け入れ、入院患者の在宅復帰支援、訪問診療・訪問リハビリテーションなど、町民が安心して暮らせるよう、身近なかかりつけ医としての機能を基本とする病院づくりを一層推進しました。このうち、外来では、総合診療科として常勤医全員が乳幼児から高齢者までの診療を行っており、町民の健康に関する様々な相談に応じ、各種健康診断や予防接種の実施、救急機能の維持などを通じて町民の健康管理に努めています。

病院の経営状況としましては、全国的に医療機関を取り巻く経営環境の厳しさが増す中、入院が対前年度比10.0%減の12,110人、外来が対前年度比1.4%増の16,080人で、医業収益は、入院が対前年度比6.9%減の3億574万9,507円。外来が1.1%増の1億3,171万9,523円となりました。

た。

収益的収支は、診療報酬の改定により外来収益が増収となったものの、入院収益、経営強化プランに基づく繰入金やコロナ関連補助金の減などによる収入減に加え、人事院勧告に基づく人件費の上昇や物価高騰などで経費がかさんだこともあり、対前年度比81.3%減となりましたが、純利益2,129万5,855円を確保し、現金残高も5億円を超える水準となりました。

資本的収支については、収入額3,842万円、支出額5,187万4,387円となり、不足額1,345万4,387円は損益勘定留保資金で補填しました。また、病院整備事業として、病院事業整備費では、発熱外来診察室を今後も継続的に使用するため、陰圧機能の強化など必要な改修工事を実施し、固定資産購入費では、医療・療養環境整備のため、常温配膳車、薬用保冷庫、リクライニングスケール導入のほか、眼科診療で使用する液晶視力表とスリットランプマイクロスコープの更新を行いました。以上で11ページの朗読を終わります。なお、記載にはごさいませんが、去年7月に町立病院として初めてとなります厚生労働副大臣の視察に対応し、当院の地域医療への取組を説明したところです。

続きまして12ページ、(2) 議会議決事項です。令和6年度病院事業会計決算認定を含めて5件です。(3) 行政官庁届出事項等はありませんでした。13ページです。(4) 職員に関する事項、①職種別職員数は記載のとおりとなっております。②です。4月1日に遡及し、給与ベースの改定を実施しました。

続きまして14ページ、2資産の取得状況は、先ほど申しあげましたとおりです。15ページです。3業務、(1) 業務量、①患者数及び料金収入です。こちらも主な内容は先ほど申しあげたとおりです。②病床利用率は55.3%でした。③科別状況のうち、延べ患者数です。

内科は、入院12,110人、外来13,620人、合計で25,730人です。なお、ここでは診療報酬上の区分に合わせて内科と記載していますが、院内におきましては、診療科目を総合診療科として御案内しております。

小児科は、1,372人で前年度比294人の減でした。子ども人口の増加が続いておりますが、インフルエンザやアデノウイルスなどによる季節的な感染症が前年度ほど流行しなかったことなどが要因と考えております。

眼科は、毎週火曜日に2人の出張医が交代で外来診療に当たっており、1,088人、前年度比16人、1.5%の増となりました。16ページをごらんください。

(2) 事業収入に関する事項と、次の(3) 事業費に関する事項は、記載科目における令和6年度及び前年度の額や、全体に対する構成比、科目別増減率などを掲載しております。主な増減理由につきましては、先ほど申しあげたとおりです。収入のうち、2医業外収益、(5) その他医業外収益で237万3,989円、30.1%の増は、前年度に納付した退職手当組合負担金の精算金、(7) 補助金で1,770万6,000円、89.7%の減は、令和5年度に生じたクラスターに対する道補助金の減によるものです。また、支出のうち、(1) 給与費、(2) 材料費、(3) 経費は、それぞれ3%から5%程度の増ですが、給与費は給与改定による

もの、材料費や経費は、物価や契約金額の上昇などによるものです。17ページです。

4会計、(1)重要契約の要旨は、700万円以上の業務契約です。(2)企業債及び一時借入金の概況です。イ、企業債の本年度末、令和6年度末残高は1億1,903万4,735円です。ロ、一時借入金の借入れはございませんでした。18ページをごらんください。

キャッシュフロー計算書は、令和6年度中の業務活動、投資活動、財務活動における現金の動きをまとめたものです。その結果、下から3つ目、IV、資金増減額は4,449万3,417円の増となりまして、V、期首残高4億9,301万6,529円から、VI、期末残高は5億3,750万9,946円で、過去最高額となっています。19ページの注記事項は記載のとおりです。20ページからの収益費用明細書、23ページの資本費用明細書までは、これまでに説明しました収支科目の明細で、それぞれ記載のとおりです。続きまして24ページ、固定資産明細書です。

(1)有形固定資産、(2)無形固定資産とそれぞれ記載のとおりとなっております。25ページは、企業債明細書で病院事業債10件の内訳です。この表の一番下、病院整備事業債1,170万円につきましては、医療機器の購入や工事実施に伴い、令和6年度中に借入れしたものです。

このほか決算書の後段に、これまで申し上げました内容を仕訳、整理した決算書資料を添付してございますが、説明は割愛をさせていただきます。また、本日、参考資料といたしまして、別途、他会計からの繰出金明細をお配りしているところがございます。

以上で令和6年度病院事業会計決算書の説明を終わります。

家塚委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。

熊木委員 先ほど総括事項の中でも話されていたんですけれども、総合診療科として、令和6年度に医師が地域に出向いて、講座みたいなそういうのとかやった実績が何件くらいあったのか伺います。

病院事務次長 令和6年度におきましては、昨年4月から9月までの間に、北辰病院から研修医の方が来られていまして、その方と院長とあいくるで1回研修をやっております。実績はその1件のみとなっております。以上です。

熊木委員 今、決算ですけれども、今年度4名体制になったということと、先ほどの総括事項の中にもあったように、病院の理念というか、その地域の皆さんを治し支え、その人らしい生活を支援するということからすると、4名の医師による健康講座みたいなもの、前にも一度提案とかしたことがあったんですけれども、それを病院内とかあいくると連携して何かそういうのをやるというような考えはないのか、それをすることによって、やはり町立病院が町民のためというか、自分たちの健康を支えるという意味からも、広く浸透するのではないかなと思うんですよね。それで今いろいろ高齢化に伴って、いろいろな病気のことだとか、悩みを抱えている人方もいらっしゃるの、そういう意味では、予防医療というか、講座とか何かそういうことを組まれるとすごくいいのではないかなと思うんですけれども、ちょ

っと決算なので、どこまでお答えできるか分からないんですけれども、質問いたします。

病院事務次長 以前、院長が全員協議会に出席した時もそういった地域に出て皆さんにという考えがあるというお話をされたことがあると思うんですけれども、今までやはり医師3人体制だった時点では、なかなかその時間がとれないということもあって、難しい状況ではあったんですけれども、今年6月に4人体制になりました。今4人体制になって2か月が経って、それも含めた中で今後4人でやっている中でそういった時間が捻出できるかどうかということも含めて、まだ具体的にお話はされていないと思うんですけれども、そういったことも院長は考えておられると思います。今年、町の出前講座がありまして、その中にも病院のメニューが何件かあったんですけれども、先生が出ていくというものは特になかったんです。それで、研修を求められる地域の方は先生が来るものだと思って病院に1回相談されたことはあるんですけれども、ちょっと我々の講座の書き方も誤解を生むような書き方だったのかなという部分ありまして、一旦その部分、令和7年度の研修内容から一旦落としまして、それも含めて出前講座に載せるかどうかも含めて、今後医局のほうで、そういったお話がこれから出てくるのではないかなど。具体的な話はちょっと今のところありませんけれども、先ほど申し上げたとおり、院長もそういった地域の皆さんにという思いはありますので、今後そういう動きがあれば御報告させていただければと思います。以上です。

熊木委員 要望ですけれども、病院単独でやるのと、それから、ぜひ保健福祉課と連携して、保健福祉課の事業の中に、町立病院の医師とかりハビリとか、そういう形で参加するというような形になると、より町民に町立病院の存在というか、それが大きなものになるのではないかなと思うので要望いたします。

家塚委員長 ほかにありませんか。

佐藤委員 同じくその総括の中で、入院が6.9%減、外来が1.1%増ということで、外来が増えたということは喜ばしいかなと思うんですけれども、入院の6.9%の減という、どのようなことが原因なのか、そこのところを教えてください。

病院事務次長 入院患者の減少につきましては、やはり近隣の病院などですね、うちと同じ地域包括ケア病棟が既存のものであったり、新たにできたものがありまして、そちらのほうでも習慣の活動が強まっております。前であれば、例えば総合病院で急性期を見て、地域包括の状態になったらうちに転院してきた方が、病院の中で地域包括ケア病棟が新設されたりして、病院の中で移動してしまって、本来今まではうちに転院されてきた方が、そのまま病院に残ってしまうというような状況が恐らくあるのではないかなということがまず一番大きいところかなと思います。それと、国の方針も含めまして、やはり在宅医療というものが今進んでおりまして、もしかすると、具体的なデータというのは持っていないんですけれども、入院患者自体が全体的に少し減ってきているのかなという印象は受けております。以上です。

佐藤委員 ありがとうございます。これまで地域医療、包括連携ということで、

町内の入院患者ではなくて、いろいろな町外の病院で、南幌町に住んでいる人だけでも、ほかに入院されている方に、南幌町立病院に入院してもらおうということで、以前であれば、いろいろな病院に出向いて、南幌町の病院に入院しませんかというか、そういう営業的な働きかけがあって、それを以前は、どこの病院から来ましたというそういう詳細な報告が数年前はあったんです。今後の進め方という考えでは、今後どのように進めていかれるのか、お聞きいたします。

病院事務次長 今も地域医療連携室を中心に、そういった転院依頼というものは来ているんですけども、極力受け入れられるものは受けるという状況は変わりありません。ただ、その転院依頼自体がやはり少し減ってきているという状況があります。委員言われました営業活動というか、そういったものにつきましても、今年、去年ぐらいから少しずつ入院患者が減ってきている状況もありまして、今年になってからですけども、院長も含めまして、今年で2回ほど札幌の病院のほうに、うちの地域包括ケア病棟の紹介ということで、出向いていただいております。以上です。

家塚委員長 ほかにありませんか。

高橋委員 以前から病院の看護師さんの接客とか対応について、言われていたと思うんですけども、そういったマナー講座ですとか、接客の講座的なものとか、そういうのは何かやられていたのかなというところと、あともう一つ、総合診療科ですか、総合医療だと思うんですけど、この中に統合医療、いわゆる東洋医学とかそっちのそういったものというのは含まれていたりするのかなというのを御質問させていただきます。

病院事務長 まず、御質問の1点目、看護師の待遇関係ということかと思うんですけども、こちらにつきましては、看護部門、看護科ですね、師長を中心に常にそういった対応といいますか、心がけについて十分レクチャーをさせていただいているところでございます。また、今年の話になりますけれども、今月の上旬に看護職員を対象とした医療職としてはもちろんですけども、医療職でもありますけれどももちろん、地方公務員、そして町職員でもありますので、そういった心構えについて2回に分けて講義を行わせていただいたところでございます。

2点目の御質問につきまして、もう一度お願いできますでしょうか申し訳ございません。

高橋委員 いわゆる漢方ですね、東洋医学、要するに、西洋医学が多分、国の基幹的なものは中心部は西洋医学だと思うんですけど、代替療法とか。そっちのほうは東洋医学になってくると思うんです。だから対処療法と、そういったところって、結局その西洋医学って、やはり機器のお金予算とかも結構かかってくると思うんですよね。東洋医学とかそっちのほうになってくると、一部しか国の補助でないというところもあったりとか、急性期のほうには対応できないというところは、やはり西洋医学のほうに対応すると思うんですね。だけど、それも南幌町の住民さんがどのぐらい、町立病院に急性期の症状のときかけ込むかどうかというのはちょっとどのぐらいいるとかか分からないんですけども、健康と病気の間という、病院に行くことではないんですけども、体調がちょっとすぐれないという、そういう

ところって見られるのが、やはり東洋医学とか、そっち側になってくると思うんですね。だから、一部しか漢方が補助がおりないとしても、カウンセリングが主になってくると思うので、健康寿命の延伸ですとか、医療費抑制とか、いろいろこう使えるというか、可能性的にはあるのかなと思うんですけれども。

病院事務長 御質問ありがとうございます。まず、漢方薬の処方につきましては、患者さんと十分やりとりをして、十分説明をした上で、そういった処方をしているケースもございます。ただ、漢方薬の処方がメインであったりとか、そういった治療あるいは診療をしているかどうかというのは、すいません私の今この段階では、お答えができないんですけれども、あと、東洋医学的な考えをメインで、そういった医療系であったり治療を行っているかどうかというのは、多分、今のうちの先生方はそこまではちょっと実践されていないのかなと思うんですけれども、はっきりとした言い方ができなくて申し訳ないんですけれども。以上です。

高橋委員 町の病院としたら、メインは無理なんですね、絶対無理なんです。だから結局補完療法ということになってしまうんですよね。なので、それはもう確実に補完療法だったら、メインは西洋医学のほうだと。なので、そういうのもちよっ取り入れていくと、少し医療費とかも抑えられるような感じにはなっていくのかなという、ただ、そっちにあまり振ってしまったら、今度収入とかの影響があると思いますし、変えるのってすごく難しく、一旦収益というのは減るかもしれないけれども、長期的に見た時にどうなるかというところも視野に入れて今後考えていってほしいなという、すみません、要望みたいになってしまいました。以上です。

家塚委員長 ほかにありませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。説明員が退席するまで、暫時休憩とします。

(午前10時 8分)

(午前10時10分)

家塚委員長 それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。10日から審査を行ってまいりました認定第1号 令和6年度各会計決算認定について、認定第2号 令和6年度南幌町病院事業会計決算認定について並びに認定第3号 令和6年度南幌町下水道事業会計決算認定についての審査が終了いたしました。初めに3日間の質疑の状況を事務局長が記録していますので、その中で、説明員の答弁漏れなどについて確認をいたします。

議会事務局長 3日間の審査の中で延べ40名、57件の質疑がございましたが、質疑に対しまして適切に対応しており、答弁漏れは特になかったものと思います。以上です。

家塚委員長 それでは、特別委員会の意見について特に付すべき事項があるかどうかお諮りいたします。(なしの声)

意見は付さないとして報告することに御異議ありませんか。(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、意見は付さないことに決定いたしました。

本特別委員会に付託されました認定第1号、認定第2号並びに認定第3号の議案の審査が終了しましたので、採決をいたします。採決は、議案ごとに起立採決といたします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会に審査付託されました、認定第1号 令和6年度各会計決算認定について、南幌町議会会議規則第77条の規定により、意見を付さないで認定すべきものと決し、第3回議会定例会に報告することに賛成議員の起立を求めます。

(全員起立)

御着席ください。起立全員であります。よって、令和6年度各会計決算認定については、意見を付さないで認定すべきものとして、第3回議会定例会に報告することに決定いたしました。

続きまして、決算審査特別委員会に付託されました、認定第2号 令和6年度病院事業会計決算認定について、南幌町議会会議規則第77条の規定により意見を付さないで認定すべきものと決し、第3回議会定例会に報告することに賛成議員の起立を求めます。

(全員起立)

御着席ください。起立全員であります。よって、令和6年度病院事業会計認定については、意見を付さないで認定すべきものとして、第3回議会定例会に報告することに決定いたしました。

続きまして、決算審査特別委員会に付託されました認定第3号 令和6年度下水道事業会計決算認定について、南幌町議会会議規則第77条の規定により、意見を付さないで認定すべきものと決し、第3回議会定例会に報告することに賛成議員の起立を求めます。

(全員起立)

御着席ください。起立全員であります。よって、令和6年度下水道事業会計決算認定については、意見を付さないで認定すべきものとして、第3回議会定例会に報告することに決定いたしました。

採決のとおり、本委員会に審査付託された3議案については、会議規則第77条の規定により、本日付けをもって全員賛成により認定すべきものとして、議長に報告書を提出します。

そのほか皆様から何かございますか。(なしの声)

それでは、以上で決算審査特別委員会の議事全てを終了いたしました。本日までの3日間、委員各位の御協力をいただき、誠にありがとうございました。ただいまをもって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時15分)